

第5次 那覇市総合計画

令和2年度 経営改革に関する取組 達成状況

令和3年12月

那 覇 市

目 次

体系図	- 1 -
1 令和2年度経営改革に関する取組達成状況	- 2 -
2 令和2年度経営改革に関する取組の未達成一覧	- 3 -
3 政策別達成状況	- 6 -
4 施策別達成状況	- 7 -
5 部署別達成状況	- 9 -
6 経営改革に関する取組一覧	- 11 -

体系図

[目次へ](#)

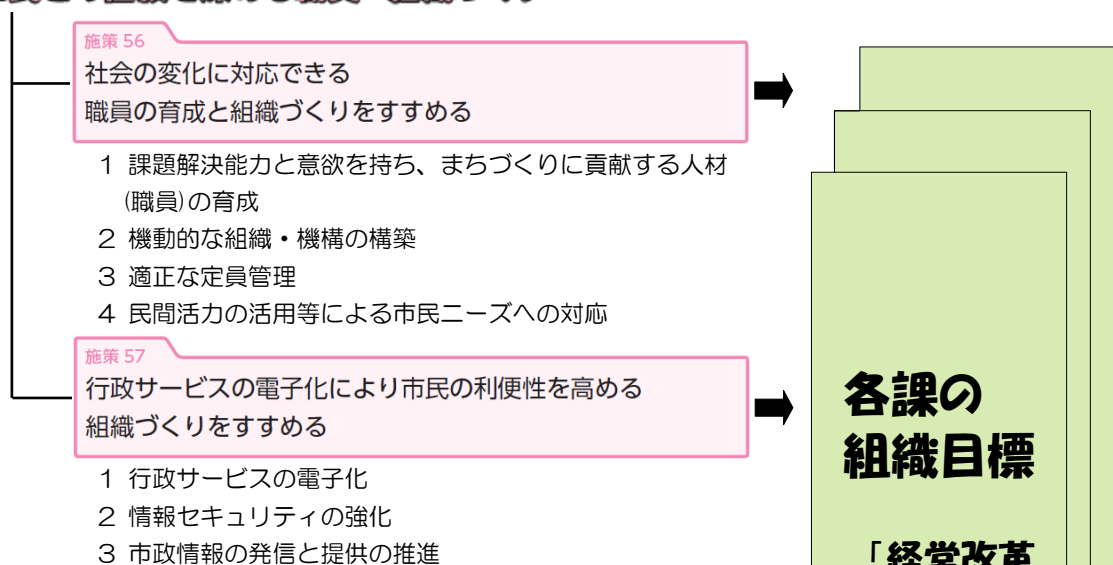
本市の最上位計画である第5次那覇市総合計画に各課の組織目標を紐づけ、さらに、組織目標において「経営改革に関する取組」を位置付け、総合計画、組織目標及び経営改革に関する取組を一元的に運用・進捗管理を行うことで、行政運営の効率化を図っています。

総合計画の施策 56～59 に、経営改革に関する取組を紐づけています。

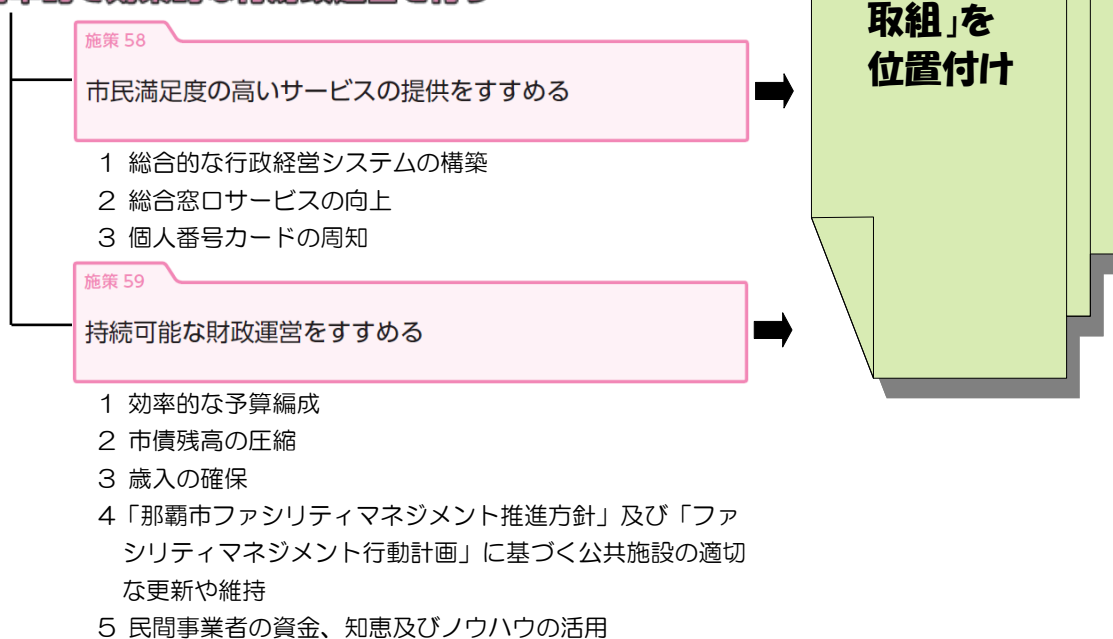
第5次那覇市総合計画

政策

市民との信頼を深める職員・組織づくり



効率的で効果的な行財政運営を行う

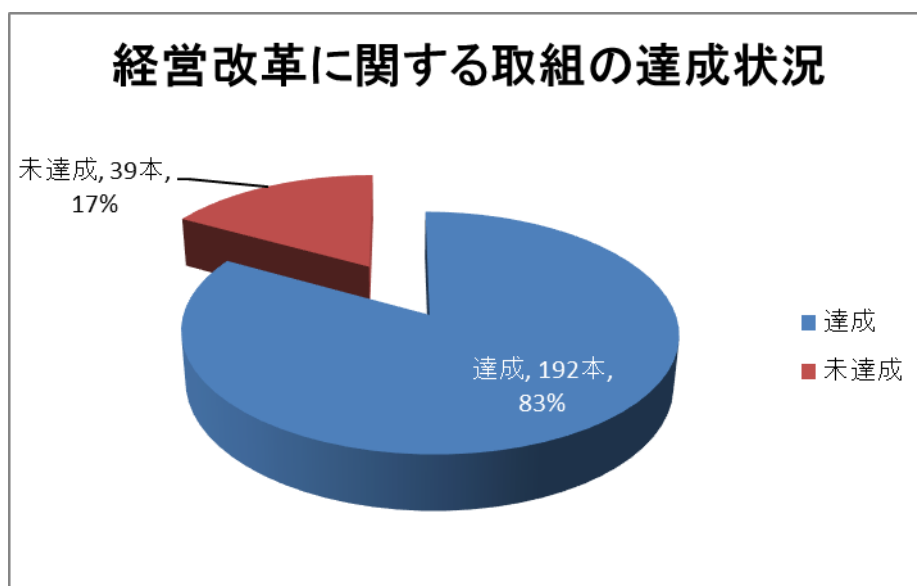


1 令和2年度経営改革に関する取組達成状況

[目次へ](#)

令和2年度の経営改革に関する取組 231 本のうち、目標達成が 192 本、未達成が 39 本で、達成率は 83%となりました。

未達成の要因は、内部的な要因が 15 件、外部的な要因が 24 件と分類されています。内部要因では、「人的要因」等、外部要因では、「予測できない事態の発生」等が理由となっています。



	取組本数	割合
達成	192本	83%
未達成	39本	17%
内部要因	15本	38%
外部要因	24本	62%
合計	231本	100%

2 令和2年度経営改革に関する取組の未達成一覧 [目次へ](#)

(未達成)

No.	政策	施策	部署	経営改革に関する取組
1	市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり	社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる	総務部 総務課	文書事務の手引き見直し
2			総務部 秘書広報課	市長の市民対話機会の積極的な確保
3			総務部 人事課	新型コロナウイルス感染拡大防止と人材育成の推進
4			総務部 法制契約課	特定個人情報に関する研修、監査の実施
5			企画財務部 納税課	徴収に関する職員研修の充実・強化
6			福祉部 チャーがんじゅう課	地域包括ケアシステムの充実
7			こどもみらい部 子育て応援課	コロナ禍における要支援世帯への支援の充実
8		行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる	総務部 秘書広報課	市政情報の発信と提供の推進(すべての人が適切に情報を受け取れるよう、ユーザビリティの維持とシステムの保守を行い、ウェブアクセシビリティを維持する)
9			こどもみらい部 こどもみらい課	役所に行かずに必要な行政サービス(保育所入退所受付等)の申込みや施設運営者との双方向でのデータ提供(給付業務等)を実施できる環境整備や導入の検討
10	効率的で効果的な行政運営を行う	市民満足度の高いサービスの提供をすすめる	市民文化部 文化振興課	新文化芸術発信拠点施設(新市民会館)の建設推進
11			市民文化部 文化振興課	市民の文化活動を支援し、文化の振興を図る(うちなーぐち講座)
12			市民文化部 まちづくり協働推進課	校区まちづくり協議会の全校区展開
13			市民文化部 まちづくり協働推進課	なは市民活動支援センターの利活用充実及び新型コロナウイルス感染症対応市民活動力アップ相談事業の実施
14			市民文化部 まちづくり協働推進課	なは市民協働大学の新たな開催方法の検討

15		市民文化部 まちづくり協働推進課	なは市民協働大学院の新たな開催方法
16		市民文化部 まちづくり協働推進課	COG(チャレンジオープンガバナンス)への参加
17		経済観光部 なはまち振興課	第一牧志公設市場再整備(進捗管理)
18		環境部 クリーン推進課	資源化物拠点回収の継続
19		環境部 クリーン推進課	雨水溝改修事業
20		環境部 環境保全課	自然観察会や環境啓発事業の継続
21		福祉部 ちゃーがんじゅう課	新型コロナウイルス感染症対策の構築
22		福祉部 保護第一課	訪問活動の確実な実施
23		福祉部 保護第二課	訪問活動の確実な実施
24		福祉部 保護第二課	生活保護法第24条に定められた生活保護開始時期の遵守
25		福祉部 保護第三課	訪問活動の確実な実施
26		健康部特定健診課	特定健診受診率向上(受診者及び未受診者対策)
27		健康部 健康増進課	学齢期等へのむし歯予防対策の実施
28		健康部 生活衛生課	HACCP(自主衛生管理)導入に向けた事業の推進
29		健康部 生活衛生課	「那覇市生活衛生監視指導計画」の策定及び実施
30		こどもみらい部 こども政策課	21-1 就学前の教育・保育の量の確保と質の向上 ①第2期那覇市子ども子育て支援事業計画に基づく施設整備及び利用定員等の調整 ②樋川みらいこども園の公私連携型移行 ③コロナ禍における保育士確保に向けた取組の強化。
31		消防部 救急課	応急手当普及啓発活動の推進
32		消防部 救急課	予防救急の推進

33		生涯学習部 中央公民館	家庭教育力の向上（乳幼児学級、家庭教育学級、親子ふれあい教室の充実）
34		上下水道局 料金サービス課	公共下水道未接続箇所の普及活動について
35	持続可能な財政運営をすすめる	企画財務部 財政課	市債発行額及び残高の圧縮に努める。
36		企画財務部 資産税課	土地に係る課税客体の適正課税の実施
37		企画財務部 資産税課	家屋に係る課税客体の掘り起こしと適正課税の実施
38		経済観光部 商工農水課	那覇空港南側船揚場整備事業の着実な推進
39		福祉部 保護第二課	課税調査の適正実施

未達成となった取組の要因を、内部的なものと外部的なものに大別し、内部要因では8分類、外部要因では5分類として、次のとおり振り分けています。

令和2年度に取り組んだ結果、各課における未達成は全体で 39 件となっています。

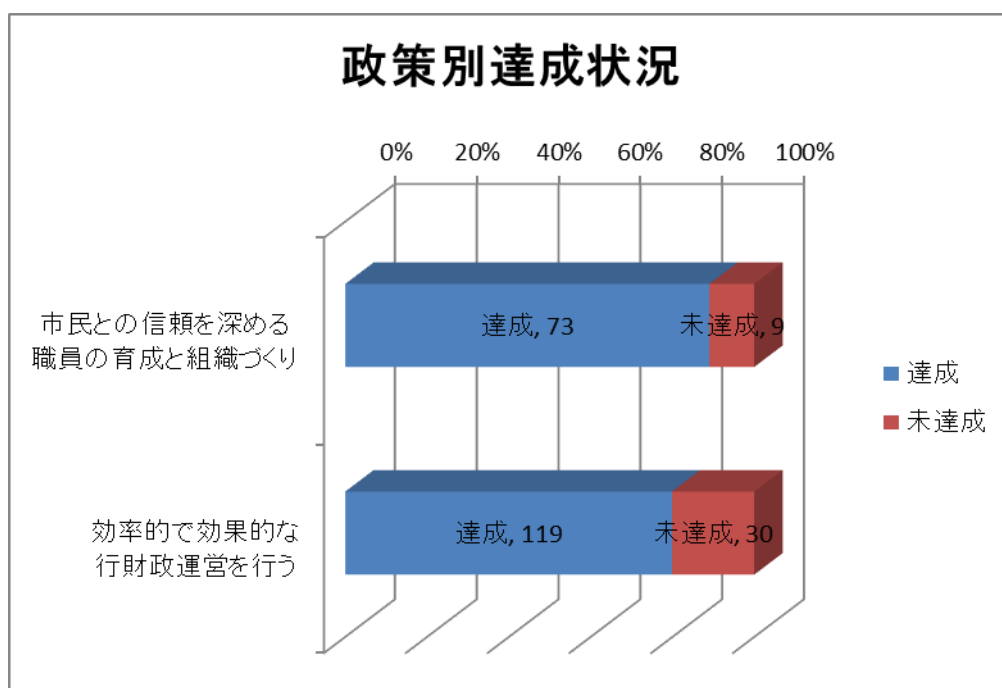
【未達成の要因】

分類		件数
内部要因	01 取組の遅れ	0
	02 達成水準設定誤り	2
	03 他事業を優先的に処理しなければならなかった	1
	04 人的要因	6
	05 管理・監督の問題	0
	06 内部（他部署含めた）の調整難航	1
	07 予測できない事態の発生	5
	08 その他	0
外部要因	09 外部との調整難航	3
	10 社会・経済状況の変化	4
	11 委託等、契約相手先の問題	0
	12 予測できない事態の発生	12
	13 その他	5
合計		39

3 政策別達成状況

[目次へ](#)

- (1)「政策 22 市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり」は、取組本数 82 本のうち、目標達成が 73 本、未達成が 9 本で、達成率は 89%となっています。
- (2)「政策 23 効率的で効果的な行財政運営を行う」は、取組本数 149 本のうち、目標達成が 119 本、未達成が 30 本で、達成率は 80%となっています。

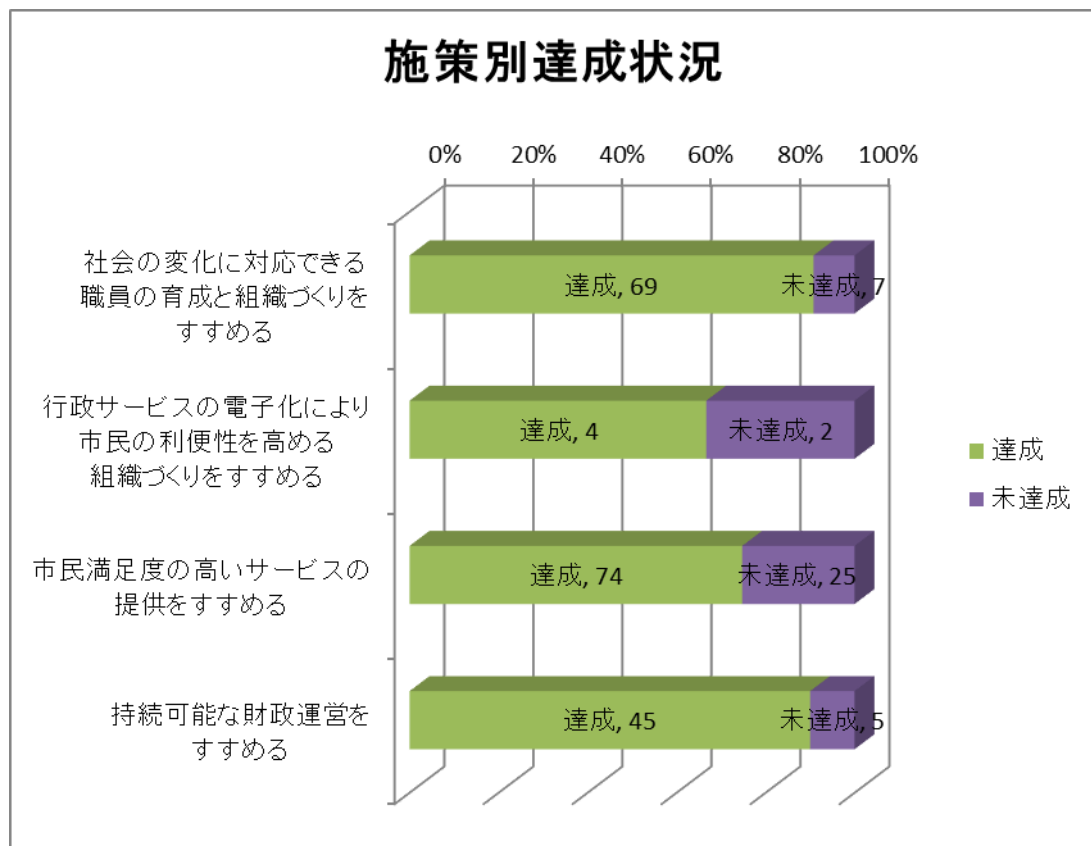


政策		目標数	達成		未達成	
			数	率	数	率
22	市民との信頼を深める 職員の育成と組織づくり	82	73	89%	9	11%
23	効率的で効果的な 行財政運営を行う	149	119	80%	30	20%
合計		231	192	83%	39	17%

4 施策別達成状況

[目次へ](#)

- (1)「施策 56 社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる」は、取組本数 76 本のうち、目標達成が 69 本、未達成が 7 本で、達成率は 91%となっています。
- (2)「施策 57 行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる」は、取組本数 6 本のうち、目標達成が 4 本、未達成が 2 本で、達成率は 67%となっています。
- (3)「施策 58 市民満足度の高いサービスの提供をすすめる」は、取組本数 99 本のうち、目標達成が 74 本、未達成が 25 本で、達成率は 75%となっています。
- (4)「施策 59 持続可能な財政運営をすすめる」は、取組本数 50 本のうち、目標達成が 45 本、未達成が 5 本で、達成率は 90%となっています。



政策		施策		目標数	達成		未達成	
					数	率	数	率
22	市民との信頼を深める 職員の育成と組織づくり	56	社会の変化に対応できる 職員の育成と組織づくりを すすめる	76	69	91%	7	9%
		57	行政サービスの電子化により 市民の利便性を高める 組織づくりをすすめる	6	4	67%	2	33%
23	効率的で効果的な 行財政運営を行う	58	市民満足度の高いサービスの 提供をすすめる	99	74	75%	25	25%
		59	持続可能な財政運営を すすめる	50	45	90%	5	10%
合計				231	192	83%	39	17%

5 部署別達成状況

[目次△](#)

部署		組織目標数		達成度		達成率
				達成	未達成	
総務部	総務課	3	24	2	1	79%
	秘書広報課	5		3	2	
	平和交流・男女参画課	2		2	0	
	人事課	5		4	1	
	管財課	2		2	0	
	法制契約課	4		3	1	
	防災危機管理課	3		3	0	
企画財務部	企画調整課	10	37	10	0	89%
	財政課	5		4	1	
	情報政策課	5		5	0	
	市民税課	7		7	0	
	資産税課	5		3	2	
	納税課	5		4	1	
市民文化部	市民生活安全課	4	30	4	0	77%
	ハイサイ市民課	6		6	0	
	文化振興課	6		4	2	
	文化財課	2		2	0	
	まちづくり協働推進課	12		7	5	
経済観光部	商工農水課	4	9	3	1	78%
	なはまち振興課	2		1	1	
	観光課	3		3	0	
環境部	環境政策課	5	19	5	0	84%
	クリーン推進課	7		5	2	
	環境保全課	3		2	1	
	廃棄物対策課	2		2	0	
	環境衛生課	2		2	0	
福祉部	福祉政策課	3	27	3	0	74%
	ちゃーがんじゅう課	3		1	2	
	障がい福祉課	3		3	0	
	保護管理課	3		3	0	
	保護第一課	5		4	1	
	保護第二課	5		2	3	
	保護第三課	5		4	1	
健康部	国民健康保険課	5	18	5	0	78%
	特定健診課	2		1	1	
	保健総務課	2		2	0	
	健康増進課	4		3	1	
	地域保健課	2		2	0	
	生活衛生課	3		1	2	

こどもみらい部	こども政策課	3	14	2	1	79%
	こどもみらい課	3		2	1	
	子育て応援課	5		4	1	
	こども教育保育課	3		3	0	
都市みらい部	都市計画課	4	17	4	0	100%
	道路建設課	2		2	0	
	道路管理課	3		3	0	
	花とみどり課	4		4	0	
	公園管理課	4		4	0	
まちなみ共創部	まちなみ整備課	3	16	3	0	100%
	建築工事課	2		2	0	
	市営住宅課	4		4	0	
	建築指導課	2		2	0	
	技術総務課	5		5	0	
出納室	出納室	3	3	3	0	100%
消防局	総務課	5	13	5	0	85%
	救急課	4		2	2	
	警防課	4		4	0	
生涯学習部	中央公民館	1	1	0	1	0%
学校教育部	教育研究所	1	1	1	0	100%
上下水道局	企画経営課	1	2	1	0	50%
	料金サービス課	1		0	1	
合計		231	231	192	39	83%

6 経営改革に関する取組一覧

[目次へ](#)

部署	No.	施策	組織目標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 総務課	1	56	文書事務の手引き見直し	文書事務の手引き改定を行う	- 文書事務手引き改定を3月まで策定する。 - 第1編文書事務、第2編公文書作成について、課内職員を中心に見直し検討会議を行う。ただし、必要に応じて担当課職員からの聴取等を実施する。	未達成	- コロナ感染防止対応等の影響で、文書取扱規程の改正の遅れや、申請書押印省略の調査検討が必要となり遅れが生じた。 - 現在検討中の申請書押印省略等も含め、次年度の改定に反映させる。
総務部 総務課	2	56	那覇市文書取扱規程の改正	那覇市文書取扱規程の改正を行う	- 課内での改正案を1月までに作成 - 例規審査を経て副部長会議への提案し、3月までに規則の改正を行う。	達成	- 法制契約課法規グループとの調整経て、副部長会議へ提案し、改正することができた。 - 改正内容の周知、適切な運用に努める。
総務部 総務課	3	58	首里城支援金	那覇市へ託された首里城再建支援金（クラウドファンディングを除く）のとりまとめを行う。	- 那覇市設置の募金箱の運営管理 - 那覇市へ支援金を託す方の受付 - 支援金の管理	達成	- 本市からの寄附金は首里城城郭内施設等の復元に関して充ててを沖縄県へ確認し、令和2年12月沖縄県へ送金。 - 市民等からの支援の申出に対しては、沖縄県へ案内する。
総務部 秘書広報課	1	57	市政情報の発信と提供の推進（すべての人が適切に情報を受け取れるよう、ユーザビリティの維持とシステムの保守を行い、ウェブアクセシビリティを維持する）	総務省の評価基準「C」レベルの維持・向上を目指す。	- 年に1度の運用マニュアル更新及び職員研修、サイトの検証 - 著しい情報分野の進展を見据え、5年毎の公式ホームページ再構築及び時代に即した情報発信ツール等への研究・対応を進めていく。	未達成	- 総務省の評価基準「C」をわずかな減点により維持することができなかった。 - コロナ禍の影響で全庁的に急激に情報発信量が増加し、各課の情報に、一部バリアフリーデザインに欠ける場所があったのが原因と考えられる。 - 市情報のとりまとめはもちろん、各課更新するページも小まめにチェックしすべての人がわかりやすいHPの管理を行う。
総務部 秘書広報課	2	58	市長の重点政策課題実現のための秘書業務・広報業務における側面支援	- 政策経営会議における指示事項の確実な実施 - 政策会議等を通じた市長との意思疎通による市長ニーズの確実な把握と日程の確保 - あいさつ等、様々な場面でのPR機会の確保 - 県内紙等への記事掲載	- 市政の課題事項等を確認するため約2月を目安に政策経営会議を開催 - 市長との意思疎通及び日程確認のため週毎の政策会議を開催 - 市長の重点施策アピールのため広報紙及びHPへ市長メッセージ掲載 - マスコミ等が注目するような場面設定を所管部局等に提案する。	達成	- 必要に応じた政策経営会議の開催や定期的な政策会議の開催（概ね週1）を行った。 - 広報紙やHP、SNSを活用し市長のメッセージを発信するほか、市長動画メッセージをHPで公開した。特にコロナ禍の中市民に向け注意喚起を動画により行い市長の思いを届けた。 - 政策的な配慮が必要な案件や庁議等で意識共有を図るべき事案に対する幹部間の情報共有等のため政策経営会議を必要に応じ開催する。

総務部 秘書広報課	3	56	令和2年度市政功労者表彰式	・座席比 8.5 割以上の集客 ・円滑な式典運営	・招待者リストの整備 ・式典にふさわしい舞台内容の設定 ・広報紙等媒体による周知の徹底	達成	・コロナ禍により、受賞者ならびに市民の安全を確保するため従来通りの開催は叶わなかったものの市議会議場において令和2年市政功労者表彰式を執り行うことができた。 ・2021年度は市制施行100周年となり特別表彰とともに表彰を行うことから、表彰式の構成や次第には従来以上に円滑さが求められるため、企画の100周年担当とも調整しながら式典の準備を進める
総務部 秘書広報課	4	56	市長の市民対話機会の積極的な確保	・飛び出せ市長室や市民協働 大学への積極的な日程確保	・広報周知体制の強化 ・関係課との連携強化	未達成	・コロナ禍により、市民と直接触れ合う機会の創出を控えざるを得なくなったため。 ・新たな手法を模索しながら市長と市民との交流を促進する。
総務部 秘書広報課	5	56	市制施行100周年記念事業（記念誌・記念映像制作）の事前準備 ※H31・H32 実計査定あり	定例会議を毎月開催し、積極的な検討・監修を行う	定例会議ごとに、検討中の課題を解決し、確実に事業を進展させていくため会議を効率的に活用する	達成	・100周年記念映像、記念誌ともに令和2年度中に完成した。 ・記念映像は、記念式典や功労者表彰式などに加え、関連イベントや市役所庁舎内モニターで放映。 ・記念誌は、令和3年5月20日（市制施行記念日）より販売開始。
総務部 平和交流・男女 参画課	3	56	平和事業の充実に向けた事業案の実施及び実施体制整備に向けた取り組み	・昨年度作成した平和事業案（3事業：戦争体験者の証言に学ぶ、平和の大樹作成、平和の絵画コンクール）事業を実施する。 ・事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止策をとる。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じ事業を縮小、または中止し、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する。 ・平和交流 G の定数の増員要求を行う。	・教育委員会と連携を図り事業を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドラインに準じ事業を実施する。 ・那覇市新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に基づき、適切な時期に事業の縮小実施、または中止の判断を行う。 ・組織定数要求時に、平和交流 G の定数増の要求書を提出する。	達成	・平和事業案中、2事業（平和の大樹作成、平和の絵画コンクール）を実施。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、平和の大樹作成に関しては来庁した市民がロビーでのメッセージを記入、貼り付けする方法から、事前に市内小中学校へ児童生徒のメッセージ作成を依頼し送付してもらう方法へ変更。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から1事業（戦争体験者の証言に学ぶ）は中止した。 ・平和交流 G の定数の増員要求は、令和3年度の業務増も踏まえ、主事1名増と、配置できる職員がいないとの理由で2年間配置されていない再任用職員の定数を主事1名に変更する要求を行った。結果として増員、変更はなかった。 ・2事業（平和の大樹作成、平和の絵画コンクール）については、新型コロナウイルス感染症の影響が少ないため継続して実施が可能と考える。 ・令和2年度の戦後75年平和事業で実施した沖縄戦体験者証言記録映像制作事業を評価・検証し継続的に取り組む事業として検討が必要である。 ・平和事業の充実の指標では、平和事業の数を増やすことが求められており、そのためのマンパワーは不可欠であるため、引き続き適正な定数の増員要求を行う必要がある。

総務部 平和交 流・男女 参画課	4	56	那覇軍港の跡地利用を 担う庁内体制の整備	・那覇軍港総合対 策室の組織改正要 求を行う。	・組織定数要求時に、那覇軍港総合対策室長の 定数を要求する。	達成	・那覇軍港総合対策室の室長 1 名増の組織改正要求を行っ た。結果として主幹 1 減、室長 1 増となった。 ・那覇軍港の跡地利用計画策定のため、那覇軍港総合対 策室の組織強化は不可欠である。 ・引き続き、タイミングを見計らい企画部への移管を求め ていく必要がある。
総務部 人事課	1	56	会計年度任用職員制度 の円滑な運用	運用詳細において 改訂等が必要な場 合は、調整を行い、 すみやかに改訂等 整備する。	・会計年度任用職員制度の運用詳細において、 改訂等が必要な場合は運用に支障をきたさない ように調整し、すみやかに改訂等を行う。	達成	・制度改正を適宜行い、良好に運用している。 ・同制度については安定してきているが、もう少し動向を 確認していきたい。
総務部 人事課	2	56	再任用制度の円滑な実 施	①企画財務部と連 携し、再任用職員 の現状に整合し た、任用・配置を 調整する。 ②定年延長制度の 動向に注視し、再 任用制度と整合し た制度設計につな げる。	①再任用に係る課題等の現状にあった対応に ついて、企画財務部及び各任命権者と調整し、 次年度の人事配置（異動）を行う。 ②現状の課題把握と改善研究を行う。 〈R3まで〉	達成	①企画財務部と調整した組織定数にあった配置を 3 月中旬 までに完了する。 ②地方公務員法の改正する法律案の概要における役職定年 制等について情報を入手した。 ・再任用職員の任用期間や定年延長による同職員配置の考 え方について検討していく必要がある。
総務部 人事課	3	56	新型コロナウイルス感 染拡大防止と 人材育成の推進	業務継続計画（B C P）により研修 業務の停止となっ ているが、できる 限り人材育成に繋 がるよう、今年度 の方策について、 人材育成実施推進 委員会で検討を行 う。	今年度中にメール等を活用し、方策等につい て、人材育成実施推進委員会及びワーキンググ ループで検討を行う。	未達成	・実施した人材育成に関するアンケートを集計し、会議及 びメール等による意見交換によりワーキンググループにお いて結果分析を行ったのち、集計結果を公表した。 ・人材育成の方策検討については、業務継続計画（BCP） により業務停止となったため、実施することができなかつ た。 ・業務継続計画（BCP）等を踏まえ、業務再開後、人材育 成の方策等について検討を再開する。
総務部 人事課	4	56	新型コロナウイルス感 染拡大防止と 職員の基礎力向上に向 けた研修実施	業務継続計画（B C P）により研修 業務の停止となっ ているが、新採用 職員研修及び基礎 的事務能力の向上 研修に代わる研修 等を実施する。	・今年度中に新型コロナウイルス感染拡大に注 意し、実施できない新規採用職員研修に代わる ものを考え実施する。 ・今年度中に基礎的事務能力向上のための研修 に代わるものとして、動画等を活用した小研修 等を実施する。	達成	・新採用職員への対応として、感染症対策を講じたうえで 小規模グループによる意見交換や研修を実施した。 ・コロナ禍でも研修を実施できるよう研修教材（DVD）を 作成し、新任主幹級及び新任主査級を対象としてオンデマ ンド研修を実施した。 ・感染症の感染防止対策を講じた研修の実施方法等の検討 及び時代に即した研修計画の策定を行う必要がある。

総務部 人事課	5	56	メンタルヘルス対策と 復職支援	新型コロナウイルス感染拡大対策を図ったうえで、メンタルヘルス疾患に係る新規休職者数の抑制及び既往歴のある職員の再発を予防し、休職中の職員の早期復職を目指す。また二次不調者を発生させない職場支援を実施する。	新型コロナウイルス感染拡大対策を図り以下を実施する ①職場カウンセリング実施 ②ストレスチェックの実施 ③復職支援プログラムの活用による効果的な職場復帰の支援	達成	①職場カウンセリング 10 課で実施 ②ストレスチェック対象 2,535 人中実施 2,303 人、受検率 90.8%（市長部局） ③復職支援プログラムによる復職はメンタル 26 人、身体 6 人 ④保健所で産業医面談を実施した件数 ・14 件（6/19 5 件 1/21 4 件 2/19 5 件） ・今後も新型コロナ感染拡大防止対策を実施し、引き続き同取組みを行う。
総務部 管財課	1	59	普通財産貸付収納率向上	収納率について、 現年度分 95% 滞納繰越分 10% を確保 する。	①現年度分について、2 か月滞納時点で電話督促を行うなど、滞納月を増加させないようにする。 ②高額滞納者に関し連帯保証人を含めた分納相談等の継続 ③裁判所による調停など新たな対応を調査・研究する。	達成	・現年度分及び滞納繰越分の市有地貸付収入について、年度当初の目標を達成している。滞納繰越分は、収納率 10% は確保したが、それ以上を努力したい。賃借人の高齢化・病気等による外部要因が強く、収納には、厳しい面がある。 ・引き続き納付相談、連帯保証人への交渉を行っていく。
総務部 管財課	2	59	市有地の売却促進	売却目標：4,000 万円	①売却予定地評価のため、財産評価委員会を年 4 回開催する。 ②賃貸借相談時に、賃借地の売却を促す。 ③賃借地以外の売却可能な土地について、2 件から 3 件程度まとまった段階で公売を行う。	達成	・新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、今年度の財産評価委員会は、年 3 回の開催となった。今年度の売却実績は、3 月 25 日現在で売却件数 6 件、売却金額 5,533 万円となっている。 ・賃貸地については、引き続き、賃料等相談時売却を含めた話を進め、目標金額の増額も検討していく。
総務部 法制契約課	1	57	物品調達に係る一般競争入札の調査・研究	令和 3～5 年実施計画の要求まで（7 月まで）に、一般競争入札に向けた電子入札システム導入の可否について判断する。 電子入札システムを導入することになった場合は、工事契約 G で利用している電子入札システムに物品購入の機能も追加して、実施計画に予算計上する。	5 月：一般競争入札に向けた電子入札システム導入の可否について判断する。 6 月：システム導入をする場合、物品購入既納追加に向け業者調整し見積書を徴取する。 7 月：令和 3～5 年実施計画の要求	達成	・電子入札システムの予算が令和 3 年度～令和 4 年度の実施計画にて認められた。 ・令和 4 年度からの導入に向け、2 年に一度の業者登録の際に事業者に対し周知を図り、導入準備を進める。

総務部 法制契 約課	2	58	公契約施行規則及び手 引きの制定及び各部 局、事業者への周知	・11 月中に手引 きを公表し、12 月以降に事業者へ の通知を行う。 ・11 月中に規則 を制定し、令和 3 年度に施行する。	4～9 月：手引き案、規則案の作成 10 月：各部局との調整、規則の法規調整 11 月：手引き公表、各部局への周知。規則の 法規調整及び例規審議委員会付議並びに副部 長会議へ付議。 11～3 月：事業者への周知 令和 3 年 4 月：条例・規則の施行	達成	・11 月に施行規則を制定し、庁内向け・事業者向け手引書 を作成し、年度内に職員や事業者へ公契約条例・規則及び 手引きについて周知を図った。 ・令和 3 年 4 月 1 日付け条例・規則の施行済み。
総務部 法制契 約課	3	58	令和 3・4 年度建設工 事等競争入札参加資格 者の早期公表	・令和 2 年度・3 年度の入札参加資 格審査願の受付、 審査を行い、令和 3 年 4 月 1 日に入 札参加資格者を公 表する。	4～10 月：申請要領案等の作成 11 月：市民の友、那覇市公報へ登録期間等の 掲載。ホームページへ申請要領等の掲載。 12 月～2 月：登録の受付、審査の実施 3 月：3 月中に建設業者格付等審査委員会へ決 定した格付を付議。 4 月：令和 3 年 4 月 1 日に入札参加資格者を 公表	達成	・スケジュール通り業者登録の受付、審査を実施しており、 3 月中に建設業者格付け等委員会へ格付けを付議した。 ・令和 3 年 4 月 1 日付け公表済み。
総務部 法制契 約課	4	56	特定個人情報に関する 研修、監査の実施	・研修については、 年度早期（4 月、 5 月）に実施し、 特定個人情報の適 正な取り扱いにつ いて認識させる。 ・監査については、 年度後半に実施す る。	・研修については、研修実施に間に合うようテ キストを作成する。 ・監査については、 ①必要によっては、中期監査計画を見直す。 ②G職員の監査項目の共通認識を養成する。 ③窓口業務に支障のないローテーションを 組み実施する。	未達成	・研修、監査ともに新型コロナの影響を受けた。 研修については、当初、講義形式の研修を予定していたが、 感染拡大予防ため、研修テキストを配布して自主研修とし た。 - 監査については、立ち入り監査の為、これも感染拡大予防 から中止とし、中期監査計画を見直した。 - 監査の事前手続きである、所属内点検は実施し、関係各課 へ指摘事項等を通知した。 ・新型コロナの感染状況を踏まえ、事業の実施時期を検討 する。
総務部 防災危 機管理 課	1	56	国土強靱化計画の策定	年度内に策定（令 和 3 年 2 月）し、 各部局へ周知を図 る。	検討委員会・幹事会を設置し策定する。	達成	・市民意見を反映させ、防災会議にて承認を受け、策定完 了 ・各部局の施策事業の進捗を確認し、必要に応じ見直しを 行う。
総務部 防災危 機管理 課	2	56	災害時等応援協定の締 結に向けた取り組み （新型コロナウイルス 感染症対応含む）	コロナ禍で調整が 遅れていることから、今年度 3 件の 協定締結に取り組 む なお、今年度は新 型コロナウイルス に係る協定締結にも 取り組む	①事業者の選定 ②協定に関する調整・確認 ③協定の締結	達成	・令和 2 年度応援協定締結状況 ①一般社団法人沖縄県ホテル協会 ②自治会館管理組合 ③沖縄県霊柩葬祭事業協同組合 ④合同会社 K・Style（辻コンドミニアム） ・次年度も引き続き協定締結に向け取り組む

総務部 防災危機管理課	4	56	指定避難所への避難所 支援員の配置・運営	年内には避難所支援員を割り振り、避難所の配備体制を整える。	①各指定避難所へ職員を割り振り ②各避難所において運営手順等を確認	達成	・避難所支援要員の現場視察、調整など順調に行っていたが、残り約 20 校程度に差し掛かところ、「緊急事態宣言」を受け、大人数での行動が困難になった。 ・今後は防災職員で現場視察し、支援要員へ伝達・周知する。 ・避難所支援員の変更に伴い引き続き現場確認等の取り組みを行う。
企画財務部 企画調整課	1	59	R3年度実施計画の 策定	・5月～6月：R3方針策定 ・7月：実計以入 入力開始 ・7月：事業課ヒ アリング ・8月：部長査定 ・10月：二役査定 ・R3実計査定後、 第5次総計の施策 別集計表を作成する。	実施計画要求について第5次総計と組織目標 管理との関係を確認、新中期財政運営方針及び 同方針に基づく次年度以降の財政状況を勘案 した上で、費用対効果、市民サービスへの影響、 事業課の内部努力、事務改善に注視し事業査定 を行う。	達成	・本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度の 税収減や沖縄振興特別推進交付金の終了年度であることな どを想定し、より事業を精選することと10%シーリングを 掲げての実施計画の要求となった。 ・その結果、一般財源は前年度のR3 査定額 8,756 百万円と 比べ 8,505 百万円となり 2.9%、約 2.5 億円を削減するこ とができた。 ・次年度は大幅な税収減が想定されることや沖縄振興一括 交付金の最終年度となることから、今後、財源確保の厳し さが増すことが予想される。 ・そのため実施計画の査定においては、第5次総計との関係、 事業効果の検討等を踏まえ今後も厳しく査定していく。
企画財務部 企画調整課	2	59	沖縄振興特別推進交付 金事業の効果的な活用 と事業の精選	・各部局の執行状 況に留意しながら、 着実な事業執行に 取り組む。 ・前年度と同様に 不用額の極小化を 図る。 ・交付金終了を見 据えた事業の精選	国・県との調整窓口として調整機能を高めると ともに、厳しい財政状況に留意しながら一括交 付金の事業査定をとおして、当該交付金の有効 活用を図る。また、令和3年度の交付金終了を 見据え事業の査定を行う。	達成	・那覇市R2当初配分額 33.11 億円(基本枠 27.11 億円、 特別枠 6 億円)を活用し、総計 72 事業を計画したが、コロ ナ禍により 19 事業が中止となった。一方、交付金不足分 は、年度途中の市町村間流用により交付金増額ができ、最 終配分額は 38.63 億円を見込んでいる。・令和3年度の交 付対象事業費は、令和2年度(最終計画額)比で約 12 億円の 減額となる見込みである。 ・R4年度以降の当該交付金の確保に向けた県等との取組 みとともに、事業のより一層の精選を進める。
企画財務部 企画調整課	3	56	新定員管理方針(H30 ～R4)に伴う組織編 制、定数管理	・7月：管理運営 方針作成 ・9月：課内査定 ・10月：部長査 定⇒二役査定 ・職員採用資料作 成 ・組織・定員再配 置計画庁議報告等	・R3管理運営方針の庁議承認 ・実計査定との一体的取り組みで関係各部、各 課の要求書を確認し、ヒアリングを行い査定す る。 ・組織・定員再配置計画庁議報告	達成	・デジタル化の国の動向等に対応するため、企画調整課内 にデジタル化推進室を設置。 ・環境部の組織を見直し、廃棄物対策課を環境政策課へ統合 した。健康部の組織を見直し、特定検診課を健康増進課へ 統合した。 ・様々な課題に取り組むとともに新定員管理方針に沿った増 員内容で配置することができた。 ・現業職の高齢化に伴う不補充の考え方、実働職員数の確 保及び定数目標の見直しを含め職員定数充足のあり方を検 討する。

企画財務部 企画調整課	4	59	指定管理者制度の活用支援	・円滑な指定管理制度の導入・運用のための事業課への支援 ・指定管理方針の改正案を作成する。	・指定管理者制度について、導入検討・運用をおこなっている事業課に必要な支援を行う。 ・昨年度行ったアンケート調査による課題点を分析し、指定管理方針の改正案を作成する。	達成	・指定管理者の選定方法の見直し、及び庁議での承認事項の一部を、副部長会議の承認事項に変更するため、指定管理者制度の運用指針を改定した。 ・指定管理の取消しに関する規定を検討する。
企画財務部 企画調整課	5	59	業務外部委託の推進 (現業職配置の見直し含む)	委託 10 年計画のローリング調整後の R3 年度目標の策定	ヒアリングや協議・調整、関係課長会議等とおして確認・支援を行う。	達成	・委託 10 年計画については R3 年度目標を策定し目標を達成した。 ・委託 10 年計画の最終年度の目標設定が終了したため、新たな目標の設定を検討する。
企画財務部 企画調整課	6	59	ファシリティマネジメント推進	・ファシリティマネジメント審査の運営を通じて施設総量を前年度よりも少なくなることを目指す。	・ファシリティマネジメント審査の実施（特に学校施設と市営住宅の総量縮減の定着を図る） ・年度の審査結果（総括）の庁内・HP 公表（年度明け 4 月頃） ・施設の長寿命化のための「個別施設計画」策定を各課において、はじめさせる。	達成	・松川小学校屋内運動場建設事業、古蔵小学校屋内運動場建設事業、松島中学校屋内運動場建設事業の 3 件についてファシマネの審査の相談を受けている。 ・屋内運動場については、資格面積で整備すること、武道場も従来の規模で整備すること、またプールの水面積については、320 m²に統一する方向で調整。 ・施設総量の縮減については、引き続きファシマネ審査を通じて行っていく。 ・ファシマネ審査に係るシステム部会の負担軽減を図るため、学校施設整備のファシマネ審査については基準内で整備される場合においては、部会長による回答をもってシステム部会での審査に代えるものとするよう検討。 ・次年度においても個別施設計画に基づき、実計要求・査定に留意するよう企画調整課に申し送る。
企画財務部 企画調整課	7	58	市制 100 周年事業実行委員会及び推進本部の運営	・業務再開後の実行委員会、推進本部の開催。	・提案事業の募集の開始 ・記念グッズ製作のための取り組み ・市制 100 周年記念事業協賛金の募集のための取り組み	達成	・10 月より業務を再開し、おおむね目標を達成している。 ・3 つの部会を開催した。 ・提案事業の募集に 43 件の応募があり、27 件が採択された。 ・各種事業者等に依頼を行い、2 件のグッズが製作された。 ・協賛金は企業協賛が 9 件 1,360 万円、100 周年記念ナンバープレートの寄附が 28 万円集まった。 ・市制 100 周年に向けて、関係課と調整を密にしながら、スケジュールどおりに事業を進めていく。
企画財務部 企画調整課	8	59	国勢調査を始め、国の基幹調査の実施	・国勢調査の年にあたり同調査を始め、各種調査の実施を滞りなく行い期限内に調査を完了する。	・基幹統計調査に従事する調査員・指導員を確保し、研修、指導を通して的確に調査が行えるようにする。	達成	・指定された基幹統計調査については、期限内に実施した。 ・R2 年度国勢調査は、コロナウイルス感染症のため一般公募による調査員の確保が難しかった。毎年調査員の確保が厳しい状況であるため、広報活動や登録調査員をもっと増やしていく必要がある。

企画財務部 企画調整課	9	59	(仮称)新真和志支所 複合施設の建設	・附属機関を設置し、年5回程度の審議を行い、部分復元の範囲等を決定する。 ・附属機関での審議等も踏まえながら、基本計画を年度内に完成させる。またパブリックコメント等を実施し、市民合意を得る。	・部分復元の範囲については、附属機関での審議も踏まえながら、決定する。附属機関の8名とは、事前調整等も含め、意見交換を重ねる。 ・年度内に基本計画の策定ができるよう、進捗管理をしっかりと行うとともに、委託事業者との連携調整を行う。 ・複合施設へ移転する課との連携を深め、施設規模や必要な駐車場台数等を検討する。特に現在、真和志支所に設置されている文化財課書庫や教育相談課については、ファシマネの観点も踏まえ、新たな複合施設ではなく既存施設への移転を検討することとし、関係課との調整を綿密に行う。	達成	・附属機関での審議において、部分復元については、本市の厳しい財政状況や復元に伴う課題を踏まえると、限定的にせざるを得ないとされ、「市から提示された(仮称)新真和志支所複合施設基本計画の原案について、おおむね是認できるものと決定しました。」との答申を受けた。 ・令和2年12月25日から令和3年1月25日の間にパブリックコメントを実施、また令和3年1月20日に地域説明会を開催。 ・基本計画については、令和3年3月に庁内検討委員会での審議後、庁議での承認を経て、年度内に策定した。 ・文化財課の書庫については、新たな複合施設に設置しないこと、また教育相談課関係の諸室については、比較的広い面積での支援が可能となること等により活動の幅が広がること理由から、津波避難ビルへの移転が決定した。 ・令和2年度策定の本複合施設建設の基本計画を受け、事業手法の検討を行う。 ・PPP手法が有利とされた場合には、県有地取扱いの調整と事業者募集の取組を進める。
企画財務部 企画調整課	10	56	新型コロナウイルス感染症対応に対する経営資源の有効活用	・保健所感染症対応業務が停滞しないよう支援を行う。 ・定額給付金の支給。 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用する。	・保健所感染症対応業務の継続。 ・定額給付金の支給。 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、医療、経済、生活困窮者の支援を行う。	達成	・保健所感染症対応業務が停滞しないように、随時支援体制の構築を迅速に行っている。 ・定額給付金室の業務が停滞しないよう随時兼務発令を配置し、定額給付金の支給を行えた。 ・コロナ感染症の現状や地域のニーズに応じた事業が実施できるようニーズ調査を全庁的に行い、各課から上がった事業について、本市の対策の基本方針を踏まえつつ必要性や有効性、適時性等を判断し実施した。 ・保健所における新型コロナウイルス感染症対応業務を最優先に、迅速・適切に取り組んでいく。 ・コロナの収束時期及び影響の程度によるが、これまでのコロナ対策を生かしつつ基本方針を踏まえた対策を行う。

企画財務部 財政課	1	59	次年度当初予算及び補正予算の調製は、コロナ禍による財政上の様々な影響を最大限考慮しつつ、効率的かつ効果的な事業となるよう事業課と連携して予算を調製する。	・【当初】コロナ禍による過去に例の無い厳しい財政状況を踏まえ歳出の抑制を図り、予算編成方針に即した議案（予算案）を提出する。 ・【補正】コロナ禍による過去に例の無い厳しい財政状況を踏まえつつ、多方面にわたる感染症対策を網羅し、作業計画に即して議案（補正予算案）を提出する。	・当初、補正予算とも、ヒアリングを通じて忌憚なく調整し、内部努力・事務改善することで市民サービスに影響が無い経費を抑制する。 ・企画調整課と連携し、コロナ対応に係る国からの財政支援の活用を図る。 【当初】 (1) 10月：予算編成方針等を各部局へ通知 (2) 11月：各部局から予算見積書の提出 (3) 12月～1月：ヒアリング、査定 (4) 2月：予算案を議会へ提出 【補正】 (1) 各部局へ予算見積書の提出通知 (2) (1)の1週間後：各部局から予算見積書の提出 (3) (2)の2週間後：ヒアリング、査定 (4) (3)の3週間後：補正予算案を議会へ提出	達成	・R3年度当初予算は、新型コロナウィルス感染症拡大による市民生活や地域経済への影響・課題に対して必要な対策を講じることを筆頭に、様々な行政需要に的確に対処するための予算案として、概ね予算編成方針に沿った調製を行った。 ・R2年度補正予算は、コロナ禍の収束が見通せない中、多方面にわたる感染症対策を網羅するため11号にわたる予算案を調製し対応した。 ・コロナ禍収束が見通せない中、必要な施策を的確に展開できるよう、国の動向を注視しつつ取り組んでいく。 ・R3年度で終了する沖縄振興特別振興交付金に対応する予算編成を、企画調整課と連携しつつ取り組む。
企画財務部 財政課	2	59	市債発行額及び残高の圧縮に努める。	・普通交付税算定時に算出される、臨時財政対策債の発行可能額の95%以内を借り入れる。 ・臨財債以外の起債は、償還額以内の借り入れとする。	・経営戦略室策定の「中期財政運営方針」との整合性に留意する。 ・臨財債を含む全ての市債について、借り入れ（現年度分は出納閉鎖期間、繰越分は3月）の前までに、償還時の償還年限、据置期間等も勘案し、残高圧縮の方策を検討する。	未達成	・臨財債について、発行可能額の95%借り入れは予定どおり実施できた。 ・一方、臨財債以外の起債について、償還額以内の借り入れとすることについては未達成 3/25 現在 R2年度借入予定額 15,660,500 千円 R2年度元金償還予定額 11,119,811 千円 なはと事業や市立病院建替事業に係る借入が大幅増となったことが要因 ・目標設定の変更を要する
企画財務部 財政課	3	59	統一的な基準による財務書類を作成する。（新公会計制度）	・「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総務大臣通知）に示された財務書類について、令和元年度決算分を作成、HP等で公表する。	・12月までに、一般会計等分財務書類を作成 ・1月までに、他会計担当者、一部事務組合等から資料を入手 ・3月までに、全体財務書類を作成 ・3月までに、連結財務書類を作成 ・3月末までに、市HP等で公表	達成	財務書類未整備であった一部事務組合（環境施設組合、南部広域市町村圏事務組合）が財務書類を作成したことでこれを網羅した財務書類の整備が可能となった。3月末までに連結しH30年度決算分も併せて市HPで公表する。 毎年度 スケジュール通りに作成のうえ、公表する。

企画財務部 財政課	4	59	一括発注による経費節減について検討する。	各部署の物品調達や委託契約等における一括発注による経費節減について検討する。	- 各課計上の予算内容を確認し、一括発注可能な案件があるか検討する。 - 関連する部署と一括発注の可能性について検討、調整する。 - 管財課ほか事業課など、有利な調達が想定できる部署と調整し、一括発注による経費節減が図れるか検討する。	達成	- AEDにつき、一括発注を実施した。 - R3 年度予算内容を踏まえ、他の案件についても検討する。
企画財務部 財政課	5	59	コロナ禍に臨機応変に対応するため、予備費を効果的に活用する。	各部署からのコロナ対応に係る予備費充用相談に迅速に対応し、内容を精査の上、予備費充用を実行する。	- 各部署からの予備費充用調整を迅速に行う。 - スピード感を重視しつつも、予備費充用の効果等について充用先事業の精査を行う。 - 地方創生臨時交付金活用など、企画調整課と連携を図る。 - 予備費の充当状況を適宜把握し、必要に応じて補正を検討する。	達成	- 例年 7,000 万円の予算計上のところ、コロナ禍に緊急かつ迅速に対応するため、補正増で対応した。9 号（11 月）補正後の予算現額 1,730,524 千円、充用額 1,388,628 千円 多方面に渡り緊急かつ迅速に対応できた。 - コロナ禍の収束が見通せない中、R3 当初予算でも 5 億円を計上し、非常時に備える。
企画財務部 情報政策課	1	58	基幹系業務システムの安定運用	15 分以上のシステム障害について、全庁規模発生年間 4 回以内、各業務システムの発生年間各 7 回以内にす。	定例会や管理会議などの会議体を通して、主管課や業務システム委託先等との情報共有を適切に行う。関係者間でシステムの運用状態を検証することにより、システム異常の事前把握に努め、システム障害を未然予防する。 インシデント対策を構築し、委託先や関係者間でインシデント情報を共有する。	達成	- 基幹系業務システムについては、全庁的な障害もなく、安定的に稼働できている。業務システム障害や事故の発生回数は達成水準内である。 15 分以上のシステム障害→全庁規模発生（0 回）、各業務システムでの発生（2 回）。 - 引き続きサーバ監視を行い、障害発生の防止に努め、システムに起因する事故を年間 7 回以内にす。
企画財務部 情報政策課	2	58	オープンデータ公開拡充及び利活用推進に向けた取組み	年度末までにオープンデータを 20 件公開する。	データ所管課に働きかけオープンデータ登録サイトへのデータ公開を奨励する。 令和 3 年度にアイデアソン、ハッカソン等のオープンデータ関連イベント開催を予定している。今年度はイベントの企画検討を行い、関係課調整を通じてオープンデータ施策の周知を図る。	達成	- データ所管課へ働きかけを行い、目標公開件数の 20 件を達成した。 - R3 年度は、ビッグデータ・オープンデータの利活用を推進するため、産学民官の共同によるアイデアソン、シンポジウムなどのイベントを開催する。
企画財務部 情報政策課	3	57	オンラインで利用できる行政サービスの利用促進、拡大	オンラインで手続きを行った件数の割合 28%とする。	マイナンバーを利用したオンライン申請が利用可能な業務について、関係課に利用奨励する。 証明書コンビニ交付サービスの可用性を高める。サービス提供先等との情報共有を適切に行い、システムの運用状態を検証することにより、システム異常の事前把握に努め、システム障害を予防する。	達成	- オンラインで手続きを行った件数の割合については、28%の目標を上回り 32%であった。 - 電子署名を活用したオンライン申請について検討する。

企画財務部 情報政策課	4	57	AI、RPAの導入に向けた取組み	AIやRPA技術を利用した業務を年度末までに5件とする。	業務主管課と協力し、AIやRPAを適用できる業務を洗いだし、AI、RPA技術の業務適用を検証する。 効果が見込まれる業務についてAI、RPA技術を適用していく。	達成	・市民税課2件、こどもみらい課1件、情報政策課1件でRPAを活用した業務を実施。（RPA、4件） ・市HPにAIチャットボットを導入。（AI、1件） ・IT関連業務を優先するため、取り組みが遅れている。 ・RPA:R2年度は、適用業務の募集及びヒヤリングを行った。R3年度は、引き続きヒヤリングをしながら業務に適用可能かを検討していく予定である。 ・RPAについては、引き続き適用業務の拡大を推進する。 ・AIチャットボットの運用については、2021年度より市民生活安全課へ移管した。
企画財務部 情報政策課	5	56	情報セキュリティの強化	情報セキュリティを適切に理解している職員を70パーセント以上とする。	セキュリティ関係研修及び標的型攻撃対応訓練を実施する。 情報セキュリティに関するアンケートを実施し、職員のセキュリティ意識を把握する。	達成	・職員を対象としたセキュリティ研修については、ITカレッジの感染拡大を防ぐために集合研修ではなく、ビデオ研修（ビデオ視聴とテスト）を2/12～2/24まで実施した。 ・標的型攻撃訓練や情報セキュリティに関するアンケートを3/5に実施し、メールの開封率や前年との比較などの報告書をまとめた（開封率は前年より減少）。 ・那覇市情報セキュリティ監査実施要綱を作成した。各課で情報セキュリティにかかる書面監査をR4年度から実施し、職員のセキュリティ意識の向上を図る。
企画財務部 市民税課	1	59	個人住民税の課税客体の掘り起こしと適正課税の推進	重複扶養確認リストや法定調書から適正な課税を行い、当初課税時より5,000万円以上の調定額アップを図る。	・税務署で資料(法定調書等)収集し、重複扶養者や所得超過者などを確認し適正な課税を行う。 ・また、課税客体の掘り起こしの一環として、未申告者の縮減化に向け、7月以降に申告勧奨文書の発送等を行う。具体的には、給与支払報告書の未提出事業者の抽出をはじめ、国税庁から提供される「源泉徴収義務者情報」をベースに捕捉する。	達成	・3月17日時点で重複扶養に係る課税増34,084,300円、法定調書に係る課税増31,490,100円、合計65,490千円調定額アップを行った。未申告者の捕捉については、昨年11月に、260事業所に提出指導を行ったほか、沖縄税理士会に協力依頼を行った。その結果、3月末時点で809千円の調定額アップに繋がっている。 ・引き続き、重複扶養確認リストや法定調書から適正な課税を行い、5,000万円以上の調定額アップを図る。未申告者の縮減化に向けても、関係機関と連携の上、本年度同様、取り組んでいく。

企画財務部 市民税課	2	59	賦課業務の効率化(RPA、AI-OCR 導入検証及び本格稼働)	(RPA) 現在使用している RPA を継続しつつ、新規で RPA を導入できる業務がないか確認し、導入可能であれば今年度中に実用化する。 (AI-OCR) AI-OCR の実証実験を行い、その費用対効果から導入の可否を判断する。	(RPA) 1.異動届の RPA をチューニングし、再度稼働できるよう調整する。 2.ワーキンググループで RPA 化が検討された業務のうち、AI-OCR を導入した場合における実用化の可否を再検討する。 3.新規で RPA 化が可能な業務がないか検証し、あれば年度内に実用化する。 (AI-OCR) 実証実験で正読率、事務削減時間を算出し、導入による成果が見込めるかどうか 10 月末までに判断する。成果が見込める場合、今年度中に本格導入に向けて必要な準備や調整を行う。	達成	(RPA) 前年度稼働した業務の RPA は手直しを行い、安定稼働している。 (AI-OCR) 実証実験で正読率、事務削減時間を算出し、導入による成果が見込めるかどうか 10 月末までに判断し情報政策課へ結果を提出。今回の実験では認識率等の課題から導入はまだ難しいと判断。 ・本格導入した RPA 活用業務の継続的实施並びに、より効率的に行えるよう課題整理を行う。 また、AI-OCR 活用に向けて引き続き情報政策課と調整を進めていく。
企画財務部 市民税課	3	59	電子申告等の勧奨推進	(個人住民税) 給与支払報告書の電子申告による提出事業所割合 36%(対前年度 2.3%増)を上回る。 (法人市民税) 電子申告件数比率 71%(対前年度 1.5%増)を上回る。	事業所への申告書送付時への電子申告のチラシ同封をはじめ、市税のしおり、ホームページ等で勧奨に努めるとともに、関係団体(各税務関係協議会等)との協力・連携により、電子申告の推進を働きかける。 また、法人市民税の電子申告義務化が令和 2 年より開始されることから、対象となる大法人(資本金 1 億円超)については、令和 2 年 8 月末までの間に電子申告未実施の対象法人を把握し、個別通知等により周知を図る。	達成	【個人住民税】給与支払報告書の申告は 3 月 26 日現在、申告総事業所数 18,619 件のうち、電子申告は 7,438 件(40.0%)で目標達成。 【法人市民税】2 月末現在 15,911 件の申告件数のうち、電子申告は 11,810 件(74.2%)となっており、目標達成。 ・国、県との連携のもと、推進していくとともに、市独自でも効果的な周知広報を行うことで、対前年度を上回る取組を行っていく。
企画財務部 市民税課	4	59	法人市民税の課税客体の掘り起こしと適正課税の推進	未申告事業所を把握し、調査及び申告勧奨を行い、500 万円以上の調定額(決定・更正による課税処分)アップを図る。	eLTAX における課税標準通知より更正・決定対象の法人を把握し、税務署で資料(申告書等)収集を適宜行うほか、申告書発送リストより申告期限を 1 月以上経過した未申告法人に対し、申告勧奨通知を毎月発送する。	達成	・2 月末時点における調査課税(決定・更正)等による調定増額分が 20,538,200 円、申告勧奨通知については 2 月末までに 464 件発送し 151 件の申告がある。今回はコロナ感染症の影響もあり、申告が遅れているケースも含まれるが、調定額は 15,382,000 円の増額となった。調査課税分と合わせて 35,920,200 円となっており、500 万円以上の目標を達成した。 ・今年度同様、税務署との連携並びに勧奨通知を発送することで、500 万以上の調定額アップを図る。
企画財務部 市民税課	5	59	軽自動車税の課税客体の掘り起こしと適正課税の推進	「課税保留」の全件調査を行い、課税権の有無を明確に区分し、累積課税保留件数を 300 件以下に減らす。	原因別の課税権の有無の判断基準や効率的・効果的な調査方法等、マニュアルの一部見直し(整備)を図り、適正課税を推進する。 課税保留にかかる事務については、3 月の繁忙期前に達成できるようスケジュールリングを行う。	達成	・令和 2 年 8 月時点の累積課税保留件数 614 件を調査、課税復活 355 件、廃車 15 件、職権抹消 39 件、計 409 件を処理し、各員のスケジュールを調整のうえ繁忙期前の 12 月末までに課税保留 205 件まで圧縮した。 ・今年度同様、課税保留件数を 500 件以下に減らし、適正課税を推進する。

企画財務部 市民税課	6	59	税務証明窓口業務に係る市民サービスの向上	（コンビニ交付推進） 市民サービス（利便性）向上及び窓口の事務負担軽減に向け、コンビニ等での交付を推進する。 数値目標は、税務証明のコンビニ交付率を6.07%(対前年度0.71%増)とする。 （キャッシュレス決済導入） 証明書交付手数料の支払い方法を拡充するため、現行の手数料券売機を、R3年1月設置を目標にキャッシュレス決済対応機に変更する。	（コンビニ交付推進） 来庁者に対して案内チラシを配付し、コンビニ交付を推進していくとともに、市民課と共同して、マイナンバー取得へのアナウンス強化を図る。 （キャッシュレス決済導入） 関係課（情報政策課、市民課）と共同して以下のとおり進める。 ・現行券売機の契約相手方との契約終了について協議及び変更契約書を行う。 ・キャッシュレス決済対応券売機の業者選定・契約締結を行う。	達成	（コンビニ交付推進） 昨年度に引き続き各種証明書を交付する際チラシを配布し、マイナンバー普及に努めている。その結果、2月末時点でコンビニ交付率8.85%となり目標達成した。 （キャッシュレス決済導入） 関係課（情報政策課、市民課）と共同してキャッシュレス対応券売機の選定、キャッシュレス決済導入における加盟店利用契約の締結し、3月10日から運用開始した。 ・次年度についても、引き続き、マイナンバー普及に向けては、コンビニ交付率を目標に掲げる。 また、マイナンバーによるスマホ申告等による市民の利便性についても、周知していく必要がある。
企画財務部 市民税課	7	59	市制100周年記念ナンバープレート交付	令和3年2月末までにプレートを製作し、交付にあたっての取扱について要綱等を定める。	プレート製作から交付までの計画を8月末までに立て、計画に沿って進める。 ・市制100周年事業ロゴマーク・キャッチフレーズ入りのナンバープレートデザイン案を作成し、選定委員会等で決定する。 ・プレート製作業者の選定・契約を行い、R3.2月末までの納品を目指す。	達成	・令和2年7月より、交付要綱、デザイン選定要綱及びデザイン募集を計画、同年10月までにはデザイン選定を終え、12月に制作発注、令和3年2月までに納品を行い、令和3年2月下旬交付開始。 ・交付終了の令和3年12月末までに作製した記念プレート300枚を交付する。希望者が多数の場合は、追加発注の検討、逆に少ない場合は、広報活動にさらに力を入れる必要がある。
企画財務部 資産税課	1	59	土地に係る課税客体の適正課税の実施	市内の土地のうち全体（非課税団体所有土地、公道、墓地等を除く）の概ね7～10%程度を目途に調査を実施する。今年度は評価替え前年のため、前年・前々年保留としていた土地についても対象に含め処理を行う。	年次毎の調査計画を作成し、調査を実施する。課税台帳、地理情報システムを活用して、調査対象筆の絞り込みや進捗管理を行うなど効率的に調査するよう努め、決裁処理についても簡易にできるよう検討する。 課内他グループとの情報共有、関係課との連携を強化する。	未達成	・現状の達成率3% 年度前半から私傷病休暇により1人減となり、コロナの影響もあり作業時間が減ったため達成は厳しい状況にある。年度末まで期限を設けており、できるだけ多くの筆を処理するよう努めたい。 ・今年度はコロナの影響もあり、未達成となったが、次年度以降は効率的な全筆調査ができるよう処理手順等の見直し及び改善が必要。

企画財務部 資産税課	2	59	家屋に係る課税客体の掘り起こしと適正課税の実施	12月までに 非課税家屋等の把握 滅失家屋の把握 増築家屋の把握 をし、1月までにその調査を終えシステムへ入力をする。	地理情報システムを活用し、滅失や増築家屋を早期発見する。課内他Gとの情報共有及び連携を図る。また、他課の情報を活用する。非課税家屋等の現況を確認し適宜対応する。課内及びG内研修等を行い、G員の力量アップを図る。	未達成	- 滅失については概ね確認できたが、増築家屋についてはコロナ禍での動員や隔日勤務等で時間的な制約があり、業務削減のため行わなかった。 - 非課税については随時チャージがんじゅう課から情報提供してもらい確認は行ったが、定型的な業務にまでは進められなかった。 - 研修についても密を避けるため最小限とし、新基準への対応と変更点のG内研修にとどめた。 - GISの活用については、担当レベルで使用するマニュアルを作成したい。 非課税は項目の整理を急ぎ、情報提供を依頼する課と協議の場を設け調整していきたい。
企画財務部 資産税課	3	59	償却資産に係る課税客体の掘り起こしと適正課税の実施	調査の実施により、未申告及び申告漏れとなっている課税客体について、申告勧奨を350件以上行い、課税（税額更正）を50件以上行う。	・税務署調査：税務署に臨場し、課税資料の閲覧及び複写を実施、その後内容精査の上申告勧奨する。 ・共同住宅の実地調査を実施した上で申告勧奨をする。 各調査に基づく申告に基づき課税（税額更正）を行う。	達成	・申告勧奨を703件（税務署325件、共同住宅378件）行い、課税・税額更正を94件（税務署33件、共同住宅61件）行った。 ・引き続き税務署調査と共同住宅調査で未申告者の捕捉及び適正課税を実施しながら、適正申告をしてもらう方法を検討する。
企画財務部 資産税課	4	59	事業所税に係る新規事業所の掘り起こしと適正課税の実施	新設事業所について、3件以上の調査を行い、申告勧奨を実施する。適正課税のため、疑義のあるものについては、既存申告内容を3件以上精査する。	・新聞、インターネット、固定資産税データ等にて情報収集を行い、新設事業所の把握・申告義務の有無確認を行い、申告勧奨を行う。 ・システムからの情報活用の他、既存申告をランダムに抽出し、精査・進捗確認を行って、修正申告等を促す。	達成	・申告勧奨を4件行い、うち1件は申告納付済み。既存申告内容を5件精査し、うち4件は修正申告（または更正の請求）済み。 ・引き続き新設事業所への申告勧奨と既存申告の精査を行っていく。
企画財務部 資産税課	5	59	納税通知書返戻処理の強化と死亡者課税の適正化	・差し戻し（返戻）となった納税通知書のうち、送付先が特定できず、課税を保留する件数を100件以下に抑える。 ・「現に所有する者」の申告義務の条例化	・差し戻し（返戻）の原因を確認し、納税者の新住所、所在について、親族等への電話調査、土地家屋の現地調査、戸籍謄本や住民票による調査、相続人調査を行い、新たな送付先を把握し、送達を行う。 ・11月議会へ上程	達成	・死亡者課税を長期化させないよう、死亡した所有者の相続人調査を早期に行い、適正課税への円滑な推進を行なった。 - 毎月の死亡者リストを元に、所有者の相続人調査を早期に着手するようにし、相続人代表者届書を提出してもらうことにより適正課税推進指導を行い返戻件数を減らした。 ・現施策が功を奏していることから、現状形態を継続して行い、「現に所有する者」の申告義務制度の運用を図る。

企画財務部 納税課	1	59	収納率の向上	令和2年度の全体収納率を、コロナ禍特例に係る徴収猶予額を除いて98.0%以上とする。 ・500億円（当初予算額）以上の市税収入をあげる。 （ただし、コロナ禍の影響によっては予算の減額補正もあり得る）	・令和2年度滞納整理執行計画を作成し、それに基づきつつ、コロナ禍の影響を勘案しながら進管理対策を行う。 ・コロナ禍特例に係る徴収猶予の特例制度の適正な運用に努めつつも、影響を受けない納税者については担税力を的確に把握し徴税業務を遂行する。	達成	・全体収納率については、コロナ禍特例に係る徴収猶予額を除いて98.0%以上を達成した。 ・市税収入については、2月補正後予算額の500億3,289万8千円以上となる501億円余を達成した。 ・令和3年度については、コロナ禍に係る影響分を除く全体収納率について、98.0%以上を目指す。また、当初予算額以上の市税収入をあげる。
企画財務部 納税課	2	59	市税の賦課徴収の根拠となる市税条例等を常に適正な状態にする	税法改正に合わせ、適宜・適正に条例改正及び規則の改正を行う。	・税条例及び規則に関する法律等の改正の情報を早期に収集し、担当課と課題の有無を確認・検討・調整を行いながら条例等の改正を行う。	達成	・令和2年度の市税条例改正は概ね完了した。突発的に発生したコロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置についても柔軟かつ迅速に対応した。 ・令和3年度については、税法改正に合わせ、適宜・適正に条例改正及び規則の改正を行う。
企画財務部 納税課	3	59	移管分国民健康保険税の滞納額圧縮	国民健康保険課より移管予告書を送付された滞納繰越分国民健康保険税調定額に対する収納率27%以上、調定額1割程度の執行停止額の滞納額圧縮を目指す。	・国保資格喪失者等の滞納繰越分調定額の圧縮を行う。 ・コロナ禍の影響により新規移管業務が遅れている。状況をみながら適切に滞納処分を実施し徴収に努めるとともに、財産調査や滞納者との折衝で生活状況を把握し執行停止処理を遂行する。	達成	・令和2年度は、収納率36.58%を達成した。執行停止額も1,844万円余、調定額1割超えを達成した。 ・令和3年度については、国民健康保険課より移管予告書を送付された滞納繰越分国民健康保険税調定額に対し、収納率33%以上、執行停止10%以上を目標とし、滞納額の圧縮を目指す。
企画財務部 納税課	4	56	徴収に関する職員研修の充実・強化	徴収に関する高い知識を有する人材を育成するため、納税課内研修の実施（3回）及び県税事務所等外部研修（随時開催）への派遣を積極的に行う。	・研修計画書を作成し、職員の参加人数を記録する。	未達成	・令和2年度はコロナ禍の影響により外部研修への参加はなく、部内研修を時間短縮し実施するにとどまった。 ・令和3年度については、コロナ禍は未だ収束の兆しが見えないが、徴収に関する高い知識を有する人材を育成するため、外部研修の確保や効果的な内部研修の実施を進めていく。
企画財務部 納税課	5	58	ペイジー口座振替受付システムを利用した新規受付件数を年間100件以上を目指す	令和3年3月までにペイジー口座振替受付システムを利用した新規受付件数を年間100件以上とする。	・ペイジー口座振替受付実績表と広報スケジュールを作成し、それに基づき進管理対策を徹底する。	達成	・令和2年度は、3月現時点で121件の新規受付を行った。 ・令和3年度については、新規受付件数を年間110件以上とする。

市民文化 市民生活安全課	1	58	犯罪のない安全安心なまちづくり活動の推進	市内で保安灯を維持管理している団体に交付される保安灯電気料補助事業の申請団体数を240団体とする。	自治会定例会における説明をはじめ、自治会等へのチラシの配布、市の広報紙やホームページへの掲載、過去に補助を受けていた団体への申請の呼びかけ等を通じ事業の周知を図る	達成	- 電気料補助申請 245 団体に補助金交付予定。 - 自治会定例会における案内のほか、市の広報紙やホームページへの掲載等を通じ、事業の周知を図る。
市民文化 市民生活安全課	2	58	交通事故防止運動の推進	交通指導員が2名以上配置されている小学校区数を25校区とする。本年度、交通指導員の更新があり、現在24校区となっていることから、現状から1増を達成水準とする。	学校長会、自治会定例会における活動の説明をはじめ、自治会等へのチラシの配布、市の広報紙やホームページへの掲載、交通指導員一人一人の声掛け等を通じ事業の周知を図る	達成	- 交通指導員2名以上配置が25校区となった。 - 学校、自治会定例会における案内のほか、市の広報紙やホームページへの掲載等を通じ、事業の周知を図る。
市民文化 市民生活安全課	3	56	消費者教育の充実	①消費者教育に関する講演・研修会の開催回数を2回実施する。 ②消費生活センター斡旋によって解決した案件の割合18.5%とする。 ③消費生活相談員4人を確保	例年であれば、出前講座等でし国民生活センターからの情報を積極的に発信し消費者への啓発をおこなっているが、コロナ禍で実施が困難であり、2回実施を達成水準とするが、HP、リーフレット、相談員により消費者教育を実施する。また、関係機関との連携により相談体制の充実強化に努める。	達成	①達成：4回実施 ②達成：斡旋解決率21.9% ③達成：会計年度任用職員3人と委託による相談員1人（6月から）計4人を確保 ・地域包括支援センターや社会福祉協議会への情報提供は適宜行うことができた。次年度は情報提供のみではなく、意見交換会等を行い更に連携強化を図っていきたい。
市民文化 市民生活安全課	4	56	外国人一元的相談窓口事業の推進	外国人に対応する窓口設置を設置する。 常勤通訳者を確保する。 窓口の周知、充実のため、リーフレット等作成、配布及びHPを整備する。	6月窓口設置 7月通訳の常勤整備 7月～ 広報（リーフレット作成、配布、HPの整備） 8月～2月末 調査研究（外国人アンケート）	達成	- 広報スケジュールどおり、6/1 窓口開設した。 7月から委託契約にて派遣通訳士1名確保。 - 周知のため窓口チラシ作成、HP整備した。 - 外国人アンケートは、22%（120件）回収、2月末まで考察し次年度につなげる。 - 外国人住民のニーズ把握、行政機関、外部機関との情報共有し、今後の方向性を確立する。

市民文化 部 ハイサイ市民課	1	58	【全体共通】さわやか窓口対応、市民満足度93%以上の維持	・行財政運営が多面的に厳しくなることが想定されるが、市民満足度の目標は、最低限、93%以上を維持する。	〔全体共通〕 ・アンケート調査により、市民満足度を測定する。 ・アンケート調査の時期やコロナ対策を踏まえながら実施方法について工夫する。 ・コロナの状況を踏まえながら、総合窓口研修、支所窓口業務体験研修等の実施に向けて取り組む。 ・窓口業務委託事業者との月一回の定例会等の開催により市民課業務運営方の協議を充実させる。	達成	・令和2年度 市民満足度 ハイサイ市民課 95.9% - 真和志支所 99.1% - 首里支所 96.7% - 小禄支所 99% 目標の93%以上を維持することが出来た。 ・国の施策として行政手続きのデジタル化、オンライン化が推進され、本市においても次年度よりデジタル推進室が設置される。これらの動向に注視しつつ、人員等の体制強化及び調査研究等に積極的にかかわる。
市民文化 部 ハイサイ市民課	2	58	【本庁】マイナンバーカードの申請件数を上げ、適正・迅速な交付に努める	・マイナンバーカードの申請件数82,000件以上(累計)	・市民及び職員への周知・広報活動の実施 ・国やJ-LIS、先進都市等からの情報収集 ・関係部署との連携・調整 ・課内勉強会及び支所職員の研修等の実施 ・交付ブースや交付時間の拡張を実施。 ・申請補助や申請時来庁方式の実施。	達成	・マイナンバーカード（令和3年3月31日現在） 申請件数（累計） 111,352件 34.6% - 交付件数（累計） 75,858件 23.6% - 申請件数目標 82,000件超え達成 ・官公庁や民間企業が比較的多い有利な条件を生かし、出張申請補助の機会を増やし効率的にカード交付事務を行う。
市民文化 部 ハイサイ市民課	3	58	【本庁】小禄支所建設整備事業	・解体工事説明会を開催し、解体工事を無事に終える ・隣地調整を終え造成工事に着手する ・8月11日（火）小禄仮支所の開庁 ・閉庁後の現支所についての安全確保に努める	・コロナの影響を考慮し、説明会開催が出来ない場合は書面等による開催を検討する ・工事の影響範囲をまとめ、丁寧に隣地との調整し、造成工事に着手できるようにする ・引越し作業等で事故が起きないように注意する ・調整・会議・作業等で三密などにならないよう十分にコロナ対策に努める ・事前に周知し閉所後は施錠する ・巡回警備を行い、保安に努める	達成	・解体工事説明会の書面開催（11/12 約130件へ配布） ・解体工事3/19完了。 ・隣地調整対象者より「工事に関する設計内容確認書」及び「工事に関する施工承諾書」の提出 ・2/26造成工事契約にて3/15より着手 ・令和2年8月11日仮支所開所 ・令和3年度 造成工事 建築工事

市民文化 部 ハイサイ市民課	4	58	【全体共通】住民異動受付支援システムの構築及び導入	令和3年1月運用開始する	10月末までにシステムの全機能を構築する。 - 導入予定の機器類について、11月中旬までにセットアップ及び稼働テストを行う。 11月中旬～11月末に職員向け研修を行う。 12月仮稼働開始。	達成	- システム機能構築（4月～10月） - 完成検査（11月） - 運用テスト実施（11月） - 職員研修（11月） - 仮稼働開始（11/30～12/28） - 本格運用開始（R3.1/4～） 実務者等との的確な連携によりシステムは予定通り稼働できた。住民異動の繁忙期での対応を更に研究し、市民サービスの向上を図る。 - 次年度は、RPAを活用した住基システムへのデータ連携について検討する。 - 所要時間の計測を定期的に行うことで効果を検証し、より効率的な運用方法の検討を行う。 - 国施策のデジタル化・手続等のオンライン化、住民基本台帳事務の標準化などにより、事務の見直しが見込まれことから、国の動向に注視しつつ、システムの運用方を毎年確認する必要がある。
市民文化 部 ハイサイ市民課	5	56	【本庁】窓口等の民間委託の検証継続及び次回契約見直しに向けて検討	- 令和4年の再委託時まで、住基システム等入出力委託業務の在り方について方向性を固める。 - 仕様書記載のサービス水準(4項目)を達成しているか検証する。 - 審査返却率4%未満 - 市民満足度93%以上の維持 - 職員満足度70%以上 - 改善提案件数年間12件以上	- 委託業者との定例会議（月1回）の中で、月間の実績報告を受けるとともに、業務課題・提案について協議し、業務改善を図る。 - 住民異動支援システムの導入後の事業運営について、住基システム等入出力委託業務の在り方等について検討する。 - 昨年の戸籍法・住民基本台帳法の一部改正や、市民課業務IT化などの状況や見直しを確認し、課内会議において協議し、見直しすべき業務を確定する。	達成	【サービス水準の検証】 定例会議 4月中止（コロナ禍2班体制下）、7月縮小開催、以外は通常実施。 審査返却率 平均 3.3% 最小 2.6%～最大 3.9% 市民満足度 95.9% 改善提案件数 14件 職員満足度 87.3% - 引き続き安定した市民サービスに努める。 市民満足度 93%の維持。 - 国施策により、今後、住民基本台帳事務の仕様が標準化され、届出、申請などもデジタル化、オンライン化されてゆくことから、これに注視しつつ、入力事務そのものの行く末を確認する必要がある。

市民文化 部 ハイサイ市民課	6	58	【本庁】戸籍法改正に伴う戸籍訂正処理	マイナンバー制度の導入にむけた複本籍解消作業を行う。令和2年11月末までに法務局から依頼のある戸籍訂正処理90%以上を目指す。 (参考までに令和4年度までに処理すべき法務局からの本籍要確認件数748件→560件)	戸籍訂正に関わる人材の育成。 ・戸籍訂正のわかる職員から、OJTの方法により情報を共有し、戸籍訂正業務にあたる。 ・沖縄独特の特殊な戸籍訂正に関する業務の習得 ・戸籍訂正業務を適正に行う。(内容把握・訂正作業・入力作業)	達成	令和2年11月末 ・法務局から依頼のある件数 111件 (令和3年2月末) ・処理件数 101件 ・処理率 90.9% 届書校合時の返却率(令和3年2月末現在) 届出件数 15,715件 返却数 200件 返却率 1.3% OJTの方法等により、3年目以上の職員が確実にスキルアップしている。 ・戸籍訂正にはかなりの知識が必要な為、次年度に向けて、令和3年1月より犯歴担当職員を戸籍訂正職員に配置替えを行い、育成に努めている。
市民文化 部 文化振興課	1	58	新拠点施設の設置条例をはじめ関係例規の整備	年度内(9月定例会)までに条例を制定する。規則もその後、会館に支障がないように制定する。	色々な施設の条例の情報を取得しながら、課内・法規とも調整をしながら整備していく	達成	・色々な部署の力をお借りして、タイトなスケジュールながら、どうにか達成できた。 ・設置条例、規則等を基に文化芸術等の発信をする。
市民文化 部 文化振興課	2	56	新文化振興基本計画の策定	那覇市文化芸術基本計画については、7月に文化行政審議会へ諮問し8月までには答申をもらい、庁議に付して承認を得る。	庁内の幹事会・委員会、パブコメ、委員会の勉強会等を開催し、意見をまとめる。 9月までの整備を目標	達成	・タイトなスケジュールながら、庁内幹事会・委員会の力を借りれたこと。幹事・委員との調整が多くできたこと。 また行政審議会の意見を受けたことなど。 ・今年度制定した、計画を基に、色々な部局と協力しながら文化振興を図る。
市民文化 部 文化振興課	3	58	新文化芸術発信拠点施設(新市民会館)の建設推進	安全第一に建設を推進し、年度内完成を目指す。	毎月末に、工種ごとの工程表を基に全体の進捗管理をして、年度内完成を目指す。	未達成	・作業員の確保・コロナの影響・台風等、外的要因で、工種ごとの工程表をもとに進捗管理をしたが、年度内の完成が間に合わなかった。 ・今年同様に、安全を第一に開館に影響がないように完成を目指す。
市民文化 部 文化振興課	4	58	パレット市民劇場及び市民ギャラリーの管理調整	来年度からの工事については、今年度に契約し、工事期間の調整をする。コロナ禍での文化芸術支援は、周知・広報等をし、利用者が活用しやすい環境整備を指定管理者と共に実施する	パレット市民劇場及び市民ギャラリーの指定管理と情報を共有し、今年度事業である、舞台機構改修工事を調整しながら、次年度改修工事の準備をする。 コロナ禍の文化芸術への支援を共に実施する。	達成	・年度内に入札を完了。工事のスケジュールも指定管理者と調整済み。 ・安全を第一に、工期内に完成を目指す。

市民文化 部 文化振 興課	5	58	市民の文化活動を支援し、文化の振興を図る（地域文化芸能公演）	コロナ禍で色々な変更・中止があるかもしれないが、コロナの影響でも可能な事業を実施する。	3蜜を避けての公演・無観客での公演・WEB配信等を検討し事業ができるように実施していく	達成	・コロナの影響を受け、当初の計画を変更することで（WEB配信により）、事業を達成した。 ・コロナの状況を見据えながら、事業が遂行できるよう、色々な方法を検討して、事業を計画していく。
市民文化 部 文化振 興課	6	58	市民の文化活動を支援し、文化の振興を図る（うちなーぐち講座）	・提案型プロポーザル方式により受注者を選定し、多くの市民が芸能文化に触れられる成果公演を行う（うちなーぐち講座）	・提案型プロポーザル方式により受注者を選定し、魅力的な事業内容にするため受注団体と綿密な調整を行うとともに、事前周知、広報等を徹底する等し、多くの市民に芸能文化に触れる機会を提供できる工夫を行う。各イベント等ではアンケートを取り、満足度を調査する。	未達成	・うちなーぐち講座はコロナの影響で、色々な検討をしたが、感染防止の観点から、今年度は講座開催を断念した。 ・次年度は、WEB配信等も含めた開催が可能かも検討し、実現を目指す。
市民文化 部 文化財 課	3	58	所管4施設（歴史博物館、壺屋焼物博物館、玉陵、識名園）の新型コロナウイルス感染症対策に係る対応	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン策定し状況に応じて改定を行う	①各施設共通認識をもって状況共有しながら連携して行う ②チェックリストに基づき確認	達成	①各施設共通認識をもって状況共有しながら連携して行っている。 ②チェックリストに基づき毎日確認。 ・引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら開園・開館を継続する。
市民文化 部 文化財 課	4	59	収蔵庫の確保及びあり方の検討	（1）那覇市民会館等に収蔵している遺物の移転先の考え方の整理を行う。 （2）埋蔵文化財センター（仮称）建設に向け、規模・予算等の整理を行う。	ワーキンググループを開催し、整理をすすめる。	達成	・関係課とワーキンググループ開催、市民会館に収蔵している遺物について、識名霊園の南納骨堂への移転予定。 ・分散して収蔵している出土遺物を一か所で収蔵できる収蔵庫と歴史博物館の真和志書庫の移転先確保についてのワーキンググループ会議開催による収蔵庫の確保及びあり方の検討。
市民文化 部 まちづくり協 働推進 課	1	58	「新しい生活様式」に沿った協働によるまちづくりの在り方についての検討	・オンラインの活用を推進するため、市民活動団体や自治会、校区まちづくり協議会などを対象としたオンライン講座を行う。 ・これまで進めてきた協働によるまちづくりや地域のつながりを維持するために、コロナ禍における「新し	①関係団体へのアンケートやヒアリング等により現状把握を行う。 ②臨時交付金を活用した相談事業を実施している受託業者等との意見交換を行う。 ③他自治体から情報収集を行う。 ④収集した情報等をもとに、課題の整理と方向性を見出す。 ⑤市民活動団体等を対象にした講座の開催 ⑥「新しい生活様式」に沿った「協働によるまちづくり」の在り方について検討する。	達成	・「NPO・市民活動のオンライン活用！スタートアップ講座」を開催し、市民活動を実施する上でオンライン化の活用を促した。また、コロナ対応市民活動相談事業を実施し、市民活動団体及び自治会に対して調査を行った。収集した情報を市民活動団体や自治会に還元しながら、新しい生活様式に沿ったコミュニティ支援方法を検討する会議をその都度開催しながら、よりよい方法について模索していく。 ・新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見えない中、協働によるまちづくりを深化させていく契機と捉え、自治会をはじめとする市民活動団体等を対象にR3年度と同様、全7回程度のオンライン講座の開催に取り組む。

				い生活様式」に沿ったコミュニティ支援の方法について検討する課内会議を月1回開催する。			
市民文化 部 まちづくり協 働推進課	2	58	校区まちづくり協議会の全校区展開	校区まちづくり協議会準備会の3校区に対して、協議会の設立ができるよう支援を行う。	①核となる市民・団体等の発掘及び協議会設立の機運を高める仕組みづくりの構築 ②校区まちづくり協議会カルテを活用した人材発掘及び人材の把握等 ③ワークショップに代わる地域の共通認識・合意形成を図る方法の確立。 ④那覇市協働によるまちづくり推進協議会（協働大使）と連携した設立支援 ⑤協議会設立後の人的・財政的支援	未達成	- コロナ禍において、地域活動があまり進まなかったこともあり、協議会・準備会とも目標通りの設立には至らなかったが、真和志小学校校区まちづくり協議会がR3.2.15に設立された。 - R3年度も3校区程度の協議会が設立できるよう支援する。
市民文化 部 まちづくり協 働推進課	3	58	校区まちづくり協議会カルテの作成	有効活用するために、必要な情報の更新作業の方針を決める。	①カルテに盛り込む基本情報の検討 ②各課で把握している地域で活動する人材等の情報収集 ③情報の集約及びカルテ更新作業 ④校区まちづくり協議会設立時におけるカルテの有効活用	達成	- 校区カルテについては、基本情報の作成は済んでいるが、年度内に更新作業の方針について決定する予定。 - R3年度も3校区程度の協議会が設立できるよう、校区まちづくり協議会カルテを有効活用する。
市民文化 部 まちづくり協 働推進課	4	58	地域ニーズとマッチングした「那覇市人材データバンク事業」の推進	- 令和3年3月末までにボランティア累計登録数を49人増加させる。 - マッチング成立件数を12件以上行う。	① ニーズの掘起こし - 校区まち協・協働大使への周知 - マッチング相談会・講座等の開催 - 庁内関係課との協議 ② 広報 - 市HP・FB、市民の友・リーフレット配布等 ③ 保険の加入 - バンク登録者（ボランティア人材（個人））へのボランティア保険の加入案内 ④ 新たなアイデア・あり方の検討 - 相談事業での協議等	達成	- 令和3年2月25日現在で、令和2年度のボランティア登録数は86件、マッチング数は30件となっている。 - これまで以上に、那覇市人材データバンクの周知広報に努め、第5次総合計画中間目標値である2022年度登録者数250人を目指し、地域が望んでいるマッチングに努める。

市民文化 部 まちづ くり協 働推進 課	5	58	なは市民活動支援セン ターの利活用充実及び 新型コロナウイルス感 染症対応市民活動力ア ップ相談事業の実施 ・市民活動支援セ ンターの利活用に ついては、新型コ ロナの影響によ り、会議室の利用 者数が前年より落 ち込むことが想定 される。 ・市民活動力アッ プ相談事業は、専 門的な見地をもっ た事業者に委託 し、社会情勢に対 応した相談員を設 けることにより、 市民活動に係る相 談件数 41 件程度 を目指す。	①指定管理制度導入の検討 ②情報提供・交流コーナーの運営及びレイアウトの変更等 ③情報提供・交流コーナーにおけるイベントの開催 ④ラジオ番組や SNS を駆使した広報 ⑤ガイドラインの徹底 ①募集要項等の策定及び審査会の設置 ②公募開始 ③書類審査、公開プレゼンの実施 ④審査会での実施団体の決定 ⑤相談事業実施 ⑥相談事業の整理を行い、「新しい生活様式」に沿った支援策の参考とする。 ⑥事業報告会の実施	未達成	・新型コロナウイルスの影響により、市民活動支援セン ターの会議室利用件数はバラツキはあるものの利用人数は半 分以下に減少している。また、市民活動力アップ相談事業 については、当初想定通りの相談実績に至らず、相談件数 は 24 件にとどまった。 ・これまで以上に、なは市民活動支援センターの周知広報 に努め、第 5 次総合計画中間目標値である 2022 年度利用 件数 4,500 件、利用人数 30,000 人を目指す。
市民文 化部 まちづ くり協 働推進 課	6	58	協働によるまちづくり の一層の推進のため、 自治会への支援を継続 し、那覇市協働大使と の連携を強化する 自治会や協働大使 の自主的な活動が 後押しできるよう に、那覇市自治会 長会連合会、協働 によるまちづくり 推進協議会とさら なる連携を図る。	①コロナ禍においても、自治会や協働大使が活 動できるよう「市民活動力アップ相談事業」の 活用や「ボランティア基礎講座」の周知を徹底 する。 ②受講後は、取得したノウハウを活用できるよ う人材データベースへの登録を勧める。	達成	・コロナ禍において、多くの活動が中止や縮小となったが、 そのような中でも工夫を凝らした活動があった。那覇市自 治会長会連合会及び那覇市協働によるまちづくり推進協議 会とは、そのような活動の情報提供もあわせて、随時、情 報交換・連携・協力を行っている。また、市民活動力アッ プ相談事業等の講座等の周知を図り、人材データバンクへ の登録を促した。 ・自治会や協働大使の自主的な活動が後押しできるように、 那覇市自治会長会連合会、協働によるまちづくり推進協議 会とさらなる連携を図り、また、第 5 次総合計画中間目標 値である 2022 年度協働大使委嘱者数 1,267 人を目指す。
市民文 化部 まちづ くり協 働推進 課	7	58	協働によるまちづくりに 関する市民との対話 の新たな手法の検討 平時でも、オンラ インを活用した 「市長とゆんたく タイム」ができる よう、要項等の改 正に取り組む。	①平時でも、オンラインが活用できるよう検討 する。 ②庁内関係者で調整を行う。 ③調整後、オンラインでの具体的な方法を検討 する。 ④要項等の整備を行う。	達成	・オンラインを活用して、事業に取り組めるよう要綱等の 改正を行った。 ・コロナ禍においても、オンラインを活用して「市長とゆ んたくタイム」を行い、協働によるまちづくりのすそ野を 広げるよう取り組む。

市民文化 部 まちづくり協 働推進課	8	58	なは市民協働大学の新たな開催方法の検討	コロナ禍においても開催ができるように、必要な手続きを行い、仕組みづくりを行う。	①平時でも、オンラインが活用できるような仕組みを検討する。 ②部内で調整を行う。 ③調整後、オンラインでの具体的な方法を検討する。 ④運営方針等の整備を行う。	未達成	- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大への緊急対応に伴う事業の見直しにより、事業中止となった。 - 平時でもオンラインを活用して開催できるように運営方針等の整備を行う予定であるため、R3年度開催までに行う。 - 協働によるまちづくりのすそ野を広げる取り組みとして、平時でもオンラインを活用しながら開催し、第5次総合計画中間目標値である2022年度大学・大学院卒業者数719人を目指す。
市民文化 部 まちづくり協 働推進課	9	58	なは市民協働大学院の新たな開催方法	コロナ禍においても開催ができるように、必要な手続きを行い、仕組みづくりを行う。	①平時でも、オンラインが活用できるよう検討する。 ②部内をはじめ、これまでに受講したOBOGや受託者等、大学院と関わりの深い関係者と意見交換を行う。 ③調整後、オンラインでの具体的な方法を検討する。 ④運営方針等の整備を行う。	未達成	- オンラインを活用した講座やフォローアップ等、コロナ禍においても継続して開催できる手法を審査項目に入れて企画提案募集を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大への緊急対応に伴う事業の見直しにより、令和2年度は事業中止となった。 - 協働の実践者を育成する取り組みとして、平時でもオンラインを活用しながら開催し、第5次総合計画中間目標値である2022年度大学・大学院卒業者数719人を目指す。
市民文化 部 まちづくり協 働推進課	10	58	なは市民活動支援事業の実施 新型コロナウイルス感染症対応市民活動チャレンジ助成事業の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により様々な困難に直面する市民や団体に対して支援に取り組む市民活動を支えるため、助成金を交付する。 助成団体12団体 助成金8,176千円	①募集要項等の策定及び審査会の設置 ②公募開始 ③書類審査、公開プレゼンの実施 ④審査会での助成団体の決定 ⑤助成金の交付 ⑥事業報告会の実施	達成	- 新型コロナウイルス感染症に対応した市民活動を支援するための助成金については、令和3年3月25日時点で、11団体に7,331,714円の助成金を交付。 - 多様な繋がりで共に助け合い、認め合い、安全安心に暮らせるまちを形成することを目的に、本市で社会貢献活動を行う市民活動団体の活動に対する助成金交付事業を行う。
市民文化 部 まちづくり協 働推進課	11	56	課内研修、定例課内会議（主査以上）、事業振返会議の実施	4月 課内研修（異動職員） - 通年 G会議、課内会議（主査以上）、業務振返会議（随時） ※情報共有の機会を多く設けることにより、事務分担の平準化を図る体制が構築される。	①人事異動職員を対象に課内業務研修を開催し、当課の主要事業の概要や課題等の共通認識を図る。 ②定期的に課内会議を開催することにより、重点業務や課題等の共通認識を図る。 ③各種事業に係るイベントやWS等の終了後、振返会議を実施することで、課題や改善点等の共有を図り、次回に備える。	達成	- 異動職員に対しては、課内研修を行い、通年を通して、グループ会議、課内会議を行い、職員間の情報共有を図り、職員の育成に努めた。 「那覇市人材育成基本方針」に沿った各種研修等の充実を図り、課題を解決する力と意欲を持った職員を育成する。

市民文化 部 まちづくり協 働推進課	12	58	COG（チャレンジ オープンガバナ ンス）への参 加	COG への参加者 を3団体募る。	①市民案を募集するための広報を行う。対象者 は大学院 OBOG,チャレンジ助成金活用団体、 学生等。 ②庁内連携に向けて、昨年度、当事業に関わっ ていた課との調整及び全庁向けに案内を行う。 ②応募団体が専門家からのアドバイスがもら えるよう、センターG の相談事業と連携する。 ③昨年度、最終選考に残ったチームの取組状況 を発信することで、新たな協働の担い手の発掘 につなげる。	未達成	・東京大学公共政策大学院主催のチャレンジオー プンガバナンス（COG）に市としてエントリーし、 SNS を駆使するなど様々な方法で広報しながら、 市民・学生からの地域課題解決に向けた取り組 みを募集したが、参加団体は1 団体にとどま った。 ・地域課題の解決策を競う「COG」に市として 参加することで、まちづくりを行政だけでなく、 まちづくりのパートナーである市民と共に構 築することができるため、次年度もエントリー を検討する。
経済観 光部 商工農 水課	1	58	コロナ禍で影 響を受ける戦 略的産業等の 継続支援	・各種事業（頑 張る事業者 応援給付金事 業等）の着実 な実施と効果 の検証	○アンケート調 査やヒアリング 等を通じて各 業界の状況・ 要望等を把握 する。（随時） ○関係部署と の調整・予算 確保を行い、 事業実施を 慎重かつ適切 に行う。 ○事業効果等 について、充 分な検証を行 う。	達成	・令和2 年4 月及び10 月に事業者アンケート 及び観光・飲食業関係業界のヒアリングを実 施。頑張る事業者応援給付金や各種事業活 動継続支援事業の実施に繋げた。今後、執 行状況等を踏まえ事業効果検証を行う。 ・当面、コロナ禍の状況が継続することか ら、引き続き関連業界からのヒアリング等 に努め、各産業の継続に向けた支援方策を 検討する。
経済観 光部 商工農 水課	4	59	那覇空港南 側船揚場整 備事業の着 実な推進	・事業を着実 に推進し、現 地での建設工 事に向け岩礁 破碎許可・公 有水面埋立申 請を行う。（令 和3 年3 月）	○国や県、漁 業組合等関係 者との意見交 換、調整を図 るとともに、 漁協同意を取 り付け、年度 内の諸申請に つなげる（令 和3 年3 月）	未達成	・岩礁破碎・公 有水面埋立申 請等に必要と なる漁協同意 に関し、一部 漁協から事業 説明の不足等 を理由に現時 点で同意取り 付けが出来て いない。 ・事業の経緯 や歴史的背 景、施設整備 に関する考え 方について丁 寧に説明し、 同意を得て事 業推進を図 る。
経済観 光部 商工農 水課	5	56	課題解決能 力と意欲を持 ち、まちづく りに貢献する 人材育成	勉強会等の実 施	知識向上のた めの勉強会の 実施、人事課 の研修資料等 を活用した自 主学習を促 し、企画立案 能力・課題解 決能力等の育 成に努める。 （随時）	達成	・BCP 計画発 動中の在宅勤 務時における 研修資料等を 用いた自主学 習等を通じ、 知識向上や課 題解決能力の 向上に努め た。 ・知識向上・ 課題解決能力 を高めるた め、今後とも 研修資料等を 用いた自主学 習等の実施を 推奨する。
経済観 光部 商工農 水課	6	58	窓口サービスの 向上	・勉強会等の実 施	人事課等の研 修資料等の活 用、勉強会な どを通じ、横 断的に部の業 務把握や窓口 対応能力の向 上に努める。 （随時）	達成	・BCP 計画発 動中の在宅勤 務時における 研修資料等を 用いた自主学 習を行うとと もに、資料・ マニュアル等 の作成により 来訪者への親 切的な対応に 努めるなど、 窓口サービス 向上に努め た。 ・引き続き 対応能力の向 上に資するた め、継続して 研修資料やマ ニュアル等を 活用した自己 研鑽、勉強会 等を実施す る。
経済観 光部 なはまち振 興課	1	58	第一牧志公 設市場再整 備（進捗管 理）	OR2 年度分 として計画さ れていた工程 を完了する。	○各種請負・ 委託契約の 執行と管理 ○財源の管 理	未達成	○令和元年度 の繰り越し分 の事業執行に 傾注したこと （それ自体も、 諸事情の調整 のため進捗が 遅れた） ○繰り越され るR2 年度分 の速やかな 執行、R3 年 度分の申請 と着手

経済観光部 なはまち振興課	2	59	牧志公設市場衣料部・ 雑貨部の今後について の関係者の合意形成	○建物の評価額を出す ○地権者と事後活用 のイメージを共有する ○店子への説明を 開始する	○鑑定評価の実施 ○支援施策の実計での計上 ○補償額の算出 ○地権者、店子との話し合いの実施	達成	○建物の評価額を算出した ○事後活用に向けた地権者との協議を開始し、今のところ 順調である ○市場入居事業者への説明会を実施した ○支援施策の実計要求は行った（計上には至らず） ○地権者との合意の締結 ○有償譲渡契約の締結 ○市場入居事業者への移転補償金の支払い ○廃止に向けた周知
経済観光部 観光課	1	56	新型コロナウイルス感 染症にて影響を受けて いる観光業界の支援	○観光業界への支 援事業を実施す る。	○調査や意見交換をと おして各業界の状況や 要望等を把握する。（随 時） ○企画財務部（企画調 整課や財政課）と調整 し、補正予算や予備費、 臨時交付金等を活用し た事業に関する予算を 確保する。（随時）	達成	○沖縄県うちなーんちゅ 応援プロジェクト申請 支援窓口を設置し、中 心事業者の応援金申 請を支援。 ○市内宿泊・飲食等消 費促進クーポン事業（ 那覇とまーるクーポン） を実施し、宿泊・飲食・ 土産事業者を支援。 ○那覇市観光ホテル旅 館事業協同組合支援事 業によりホテル組合が 事業した「いいね NAHA 宿キャンペーン」を支 援。 ○那覇市観光事業者（ 観光交通・マリンレジャ ー・簡易宿所等）応援 事業を実施し、観光バス ・レンタカー・マリン レジャー・簡易宿所・ 民泊事業者に奨励金を 交付。 ○ホテル組合や飲食組 合との意見交換を随時 実施。 ○新型コロナウイルスの 感染状況が見通せない 中において、状況に応 じた更なる支援策を講 じていく必要がある。 ○そのためにも、各業 界団体との意見交換を 継続して実施し、効果 的な事業の実施につい て引き続き検討する。
経済観光部 観光課	2	56	首里城焼失に伴う新 たな周遊コースの作成 し、周辺の賑わいを 図る	○新たな周遊コース を創出する。	○4～9月：業務仕様 の決定、公募、事業者 決定 10～2月：業務開始、 周遊コースの構築	達成	○7月 公募開始 ○9月 事業者決定、契 約締結、業務開始 2月 業務完了 ○周遊コース：3コース 構築 ○周遊コースの拡充を 図り、SNS等を活用し 更なる周知に努める。
経済観光部 観光課	3	56	読売巨人軍春季那覇 キャンプの受入	○読売巨人軍春季那 覇キャンプの継続	○10月 那覇デー実施、 春季キャンプに向けた 球団との調整 10～1月 受入に向けた 準備 2月 キャンプ実施	達成	○10月 那覇デー実施。 市長と今村社長会談し、 2月キャンプに向けての 意見交換を行う。 ○10月～1月 受入に 向けた準備 ○2月 キャンプ実施 ○春季キャンプの継続

環境部 環境政 策課	1	56	身近な環境問題の改善 と持続可能な循環型社 会の構築	・第2次那覇市環 境基本計画の BCPを行い、数値 目標等の評価を 「那覇市の環境令 和2年度年次報告 書」としてHPや 冊子で公表する。	第2次那覇市環境基本計画の進捗管理として、 ◇関係課（全34課）の前年度の取組や数値目 標の達成状況の集計。 ◇那覇市環境保全対策会議及び那覇市環境審 議会への報告と評価の実施。	達成	・8月18日環境保全会議を開催 前年度の取り組みや数値目標の達成状況等を報告済み。 ・コロナ禍により、那覇市環境審議会への報告と評価は書面 会議として9月14日に実施した。 ・第2次那覇市環境基本計画に掲げる施策目標の達成状況 を把握しつつ、現計画で設定された目標の妥当性について、 環境保全会議幹事会において検討する。
環境部 環境政 策課	2	56	温室効果ガスの削減	①◇温室効果ガス 排出量の集計結果 を環境保全対策会 議及び環境審議会 への報告、そこでの 提言を踏まえた 温暖化対策の取 組・施策の実施状 況の点検・評価・ 公表(10月) ◇住宅用省エネ設 備導入促進助成事 業の実施(10～2 月)で太陽熱シス テム及びエコキュ ート設備導入助成 を合わせて8件程 度 ②市民の友、HP 掲載、各種イベン ト等による、地球 温暖化対策の啓発 活動(随時)	◇那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策 編)に基づく①進捗管理、②温暖化対策の実施 ①温室効果ガス排出量算定(委託) 実行計画の進捗管理指標は、那覇市環境基本計 画の目標値および県の実行計画の管理指標に 留意しながら、各指標の増減を基本として評価 する。 ②那覇市地球温暖化対策推進協議会と連携し、 事業所の温室効果ガス削減取組事例の紹介や 家庭のできる省エネ対策等についての普及啓 発。	達成	①について、 ・温室効果ガス排出量算定業務委託契約を締結し、2月初 めに測定結果の暫定報告、3月22日に報告書正本を受領 した。 ②について ・コロナ禍によりイベント中止など、活動の制限があった が、1月に市立さつき小学校で出前講座を実施。またWe bによる啓発講座として、ZEH住宅オンラインセミナー の動画を令和3年3月19日より発信した。 ・令和3年9月に、那覇市地球温暖化対策推進協議会に 加盟する事業所の温室効果ガス削減取組事例の紹介を協議会 HPに掲載した。 ・コロナ禍における啓発活動として、WEBによるセミナー 動画の発信に注力する。また、小学校への出前講座以外で も活用できる教材動画の構築について研究する。
環境部 環境政 策課	3	56	地球温暖化に関する社 会情勢や国内外の動向 の変化への対応	那覇市地球温暖化 対策実行計画(区 域施策編)改訂版 (中間見直し)の 公表 ・HP掲載 ・冊子印刷	・那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) の進捗状況の評価するための指標等の見直し 令和元年度で素案作成済みであり、令和2年度 は次の日程(①～⑤)で進める。 ①那覇市地球温暖化対策協議会審議 (7月) ②環境保全対策会議審議(8月) ③環境審議会諮問(10月) ④パブリックコメント実施(11月) ⑤環境審議会答申(2月)	達成	・那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改訂版(中 間見直し)は、2023年度までの目標値5%を達成してい たことから、現計画の取り組みを有効と判断した。そのた め、施策内容の変更はせず、暫定的に中間目標値を7%に 置いて現計画の内容を継続することとした。 また、本件に関しての那覇市地球温暖化対策協議会、環境 審議会への報告等については、コロナ禍により書面開催と して報告済みである。 ・目標値5%を達成している状況から、暫定的に目標値7% に置いて取り組みを進める。

環境部 環境政 策課	4	56	第4期那覇市エコオフィ ス計画の推進	◇エコオフィス計 画対象施設ごとの 削減率及び取り組 み総括・所見の集 計。（7月） ◇前年度の集計結 果を那覇市環境保 全対策会議へ報告 （8月）。	【計画の進捗管理】 ◇ISO事務局通知等を通して、各所属にエコ オフィス計画への取り組みを周知する。 ◇四半期ごとに各所属の取り組み状況を報告 させる。	達成	・ISO14001 作業がコロナ禍で実施を見送ったが、エコ オフィス計画による取り組みは全部局に求め、計画どおり の実施した。 ・今年度で第4期が終了となる。
環境部 環境政 策課	5	56	第5期那覇市エコオフィ ス計画の策定	第5期那覇市エコ オフィス計画の策定 ・R3年4月1 日から実施	①素案作成 ・R2年11月末 ②環境保全会議幹事会 審議 ・R3年1月末 ③環境保全会議 審議 ・R3年3月末	達成	・第5期那覇市エコオフィス計画の策定は順調に進捗して いる。 ・令和3年度は第5期の始期年度となる。継続して環境に配 慮した組織活動を全庁的に推進する。
環境部 クリー ン推進 課	1	58	資源化物収集運搬禁止 行為指導の推進	・市内の一般家庭 から出されるアル ミ缶、古紙等の資 源化物の市への搬 入量を前年度以上 にする 前年度（H31）実 績 古紙 2,994,470kg アルミ缶 174,740kg	悪質な持ち去り者に対しては、指導・勧告を経 て、過剰処分等の処置を行う。 早朝パトロールを実施し、効果的な指導を行 う。	達成	・R2.8 持ち去り者一人に対し指導勧告を実施した結果、同 地区周辺の持ち去り者が減少。 （持ち去られた形跡も同地区では見られなくなった。） 【12月末現在の搬入量】 古紙 3,621,663kg アルミ缶 197,740kg ・抑止効果の高い早朝パトロールを継続し、浮浪者など就 労・生活支援サポートなどを行う。
環境部 クリー ン推進 課	2	58	資源化物拠点回収の継 続	・登録団体数 45 か所程度を維持す る。 また、団体から排 出される資源化物 の分別を徹底す る。	古紙買取価格の下落＝奨励金の引き下げに なったが、登録団体数を維持していく。 また、収集時の分別指導により、ごみ減量及 び資源化の推進を意識付けていく。	未達成	・コロナ禍による外出や集会活動の自粛の影響を受け、各団 体の集約作業が鈍化。また、古紙買取価格の暴落による奨 励金引き下げも重なり、利用団体が減少した。 ・持ち去り行為の防止と各種団体の育成、資源化の意識を高 めるため、引き続き回収を行う。
環境部 クリー ン推進 課	3	58	アシスト収集事業の充 実	・新規申込対象者 における収集時の 声掛け率（ごみ無 し時を含む）を 70%以上にする。	アシスト収集における声掛けは、コミュニケー ションの広がりや対象者の状況変化の把握、安 否確認にも有効である。 また、高齢者の見守り支援にも繋がる本事業の 声掛けを推奨するために、新規申込時に関係者 も含め分かりやすく説明していく。	達成	・コロナ禍の蔓延により非接触を望む方や人との接触を拒 む精神疾患を持つ方が増加したため、声掛け希望者が減少。 ・R3.1.15 現在で新規申込者 84 件中 49 件の声掛け希望 （声掛け率 58%）であるが、感染予防を優先した潜在的な 利用者も多いと見られるため、本事業の目標値は達成とす る。 ・アシスト収集を実施していく中で、見守り支援は重要な意 味を持つため、今後も継続して、収集時の声掛けを推奨し ていく。

環境部 クリーン推進課	4	56	事故発生防止の徹底	・車両事故を減らすため、安全運転講習会や実技研修を年2回以上開催する。	①毎朝の朝礼、班ミーティングによる安全確認 ②安全作業マニュアルの徹底 ③班長・主査主任会議等での情報共有、協議及び周知 ④安全運転講習会、適正作業演習の開催 ⑤要整備車両の迅速な整備 ⑥事故の事例集を作成し、注意箇所や注意点の情報を共有する	達成	・コロナ禍の影響で大規模な講習会は開催していないが、毎朝の朝礼（各班長のみ）と主査・主任会議等の開催頻度を増やし、情報共有と安全作業等の周知を徹底した。 ・今後も研修を通して安全意識を高め、朝礼や各種会議で意思の統一を図っていく。
環境部 クリーン推進課	5	58	不法投棄陳情・要請への即対応	・市民の声を早急に対応できるよう、陳情受付から6日以内には内容確認を含め現場調整を行う。	陳情受付と同時に受付システムへ登録を行い、グループ内で情報を共有する。 また、他の部署へ引き渡す必要がある案件や未処理案件を定期的にチェックして、迅速な処理対応を徹底する。	達成	・市民からの陳情・相談について、概ね3日以内には現地確認を行い適時対応を行っている。 ・市民からの要望に対する確に対処できるよう、今後も迅速かつ丁寧な処理を行っている。
環境部 クリーン推進課	6	58	収集業務の一部委託化	・次年度からの一部委託実施に向けて、R3.3までに、収集業務委託料の算定基礎を作り上げ、譲渡コースを選定する。	類似都市へ委託料の調査を行い、算定基礎を策定する。 既存コースとのバランスを考え譲渡コースをシュミレーションする。	達成	・直営職員により委託コース選定作業実施中。年度内には選定作業完了予定。 ・委託料の適正化と譲渡コースのバランスを考慮した上で、一部地区の委託化を行う。
環境部 クリーン推進課	7	58	雨水溝改修事業	・R3.3までに排水溝全体の工事を完了する。	工事の進捗管理を徹底する。 R1 基本設計終了 R2.7 に設計変更終了 R2.8 に工事入札を行い、R3.3 までに工事を完了する。	未達成	・入札不調により工事の開始時期が遅れたことと冬場の天候不良が続いたことで、仮設道路の整備が遅れ本体工事も遅延。仮設道路整備も順調に進んでおり、R3.6 末には全ての工事が完了する予定。 ・改修終了後も、適切な維持管理を行っている。
環境部 環境保全課	3	58	自然観察会や環境啓発事業の継続	自然観察会や環境啓発イベントに参加する市民にアンケートを実施し、市民の事業内容に対する満足度が70%以上であれば、目標を達成したものとする。	・市主催事業（アンケート実施）ホテル観察会、湧水めぐり等 ・委託事業（アンケート実施）環境啓発事業 ・共催事業（漫湖チュラカーギ作戦・国場川水あしび） ・その他事業 外来生物の啓発活動・NPOとの連携による自然環境再生活動	未達成	・今年度予定していた自然観察会等や環境啓発イベント、委託事業が新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、すべて取り止めとなったことによりアンケートを実施できなかった。以上より目標を達成できなかった。 ・今後も観察会等を実施予定であるが、ソーシャルディスタンスを確保する等、その開催方法を検討する必要がある。
環境部 環境保全課	5	56	担当業務に係る人材育成	「大気環境研修」「水環境研修」を受講した職員2名による研修報告会を持ち、研修の成果を課内で共有する。	環境省環境調査研修所が実施する「大気環境研修」「水環境研修」に職員2名を派遣する。	達成	・環境省への派遣研修会が新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止となったため、オンラインによる研修や市内において開催された研修への参加へ切り替え、人材育成を図った。 ・今後も環境省が主催する研修会に毎年職員を派遣することで基礎知識等を習得させ業務に反映させて行きたい。 ・オンライン研修やOJTによる人材育成を進める。

環境部 環境保 全課	7	59	南納骨堂閉鎖に向けた 取組み	南納骨堂使用壇 1,142 壇のうち、 696 壇の使用壇 返還（改葬・移動） を行う。	・使用期限の 3 ヶ月前に「更新・返還のお知らせ」を通知し、市民共同墓への改葬を促す。 ・使用期限の切れた焼骨を事務手続きを経て、 随時、霊園内の仮保管場所へ移動する。	達成	・R3.3.24 現在で南納骨堂使用壇 1,142 壇のうち、880 壇の使用壇返還済み。未返還 262 壇（うち改葬申請済みだが移動未だ 152 壇、改葬申請未だ 110 壇）である。コロナ禍により、職員の隔日出勤体制や使用者も来庁しての手続きが困難となり、進捗に影響が出ていたが目標を達成した。 ・南納骨堂からの改葬が R3.9 月頃まで続く見込みだが、納骨堂自体は 5 月に閉鎖し、堂内での供養等は制限する予定。
環境部 廃棄物 対策課	1	59	①ごみの減量化の推進	【コロナ禍により、今回は数値目標無し】 ①事業系ごみの指導を増やす ②家庭系ごみの啓発周知を推進する	①ホテルやスーパー、病院等に対するごみの分別・減量化指導を推進する ②市HP等での周知を効果的に行う	達成	①令和 2 年度は大規模事業所訪問・指導を 171 件実施。今後も、コロナ禍状況を確認しながら実施継続予定。 ②市広報誌や市 HP 等でごみ減量化の啓発を実施。次年度以降も継続して指導・周知を継続する。
環境部 廃棄物 対策課	4	56	④食品ロス削減に向けた取組みの推進	食べきり協力店の登録を推進する	那覇市健康づくり協力店（健康部所管）の協力も得ながら、飲食業協会等への周知を図り、食べきり協力店への登録を推進する	達成	①1 1 月に食べきり協力店の募集を開始。令和 2 年度は 4 件の登録。引き続き広報周知と協力店登録数の増加を目指す。 ・食品ロス削減に向け、次年度以降も積極的に推進する。
環境部 環境衛 生課	1	58	動物愛護思想の普及啓発	犬猫の収容数の減少（対前年度比） 平成 31 年度は犬 88 頭・猫 96 匹	・広報誌等を活用した終生飼養の普及啓発 ・講習会（小学生対象）をはじめイベント（エコバックを介したコラボ事業等）を通した普及啓発 ・飼い主への返還及び譲渡事業の推進 ・コロナウイルス感染者のペット預かり等の相談への適切な対応 ・那覇市動物愛護及び管理に関する条例（施行規則）の精査検討	達成	・コロナ禍のもと、コラボ事業をはじめ広報誌への掲載や条例制定（パブコメ）等できる範囲内で最大限の周知広報に努めた。 収容数についても、昨年度実績を下回るものと思料している。 ・条例を制定することで、本市の動物愛護管理行政の骨子は固まった。しかしながら、所有者不明猫の問題をはじめ更なる収容数の減少化に向けては、ガイドラインの策定や愛護団体との協働体制を整えていく必要がある。
環境部 環境衛 生課	2	58	犬猫の適正飼養の推進	犬猫の不適切な飼養に起因する生活環境の悪化に関する苦情・相談への適切な対応 （苦情処理対応票を作成し、きめ細やかな進捗管理を行う。）平成 31 年度相談件数は 1,450 件（犬 478 頭・猫 972 匹）	・広報誌等を活用した繁殖制限措置、所有者明示、係留義務など適正飼養の普及啓発 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業（TNR 事業の実施） ・苦情・相談に伴う適正飼養の指導・助言	達成	・コロナ禍のもと、TNR 事業をはじめ苦情相談への適切な対応が図られた。 また、次年度に繋げるためにも、苦情相談者へのベストな対応を図ることを目的に現在新たにソフト（アクセス）活用する運びとなっている。 ・次年度以降は、苦情相談数の減少化を達成水準に掲げ、愛護団体との協働を含め、取組強化を模索中である。

福祉部 福祉政策課	1	56	民生委員・児童委員の再任に関する基準の策定	年度末までに当該基準(欠格事項等)を策定する。	①民児連事務局と連携し10月中に素案を作成する。 ②素案を11月開催予定の民生委員推薦会に諮る。 ③素案を民生委員審査専門分科会(社会福祉審議会)に諮る(12月予定)。	達成	・素案作成後、民生委員推薦会や民生委員連合会の役員会から意見を聞きながら専門分科会に諮り、年度内には策定した。 ・策定後は各民生委員に周知を行った。
福祉部 福祉政策課	4	58	第11回特別弔慰金の進達業務の実施	対象者11,000人へ案内を実施し、R3.2月までに市で受理した申請の9割は進達を完了させる。	①6月からR3.3月まで毎月、地区別に振り分けた対象者へハガキによる案内を行う。 ②窓口におけるスムーズな申請受付の実施 ③係員同士の連携のため必要に応じてミーティングを行う。 ④1件あたり申請受付から審査までのチェックを済ませ、1ヵ月をめどに県に進達を行う。	達成	・5月から対象者に対して弔慰金の手続きをお知らせするハガキを送付し、混雑なく窓口での受付が実施できている。 また、申請書類は課内でのチェックを経て、すみやかに県に進達しており、すべて進達完了している。 ・コロナ禍の影響もあり、まだ申請のない方がいるため、次年度以降も、請求案内など再通知する必要がある。
福祉部 福祉政策課	5	58	指導監査の実施	162施設、48法人に対し指導監査を実施する。	①指導監査実施予定案の作成 ②7月2日に指導監査連絡会議にて指導監査決定 ③7月27日に対象法人・施設に対し監査実施について送付 ④9月下旬より指導監査実施 ⑤9月下旬より当月実施した監査報告をとりまとめて復命会を実施 ⑥11月より2班体制 ⑦令和3年3月指導監査終了	達成	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、監査を延期するなど、当初スケジュールの変更もあったが、順番を組み替えなどしながら、年度末までに予定どおり指導監査が実施できるスケジュールを立て取り組んだ。 ・指導監査の実施方法については、引き続き新型コロナウイルス感染症対策として指導監査を短時間で実施できるよう重点項目を絞ったり、オンラインでの監査等、対象法人・施設への監査が可能となるよう検討する。

福祉部 チャージ がんじ ゆう課	1	58	新型コロナウイルス感 染症対策の構築	高齢者が濃厚接触者となった場合、又は高齢者の入所施設で感染者が発生した場合、高齢者へのサービスが継続して提供できるよう次の対策を構築する。 ①訪問看護による応援スキームを確立する。 ②措置入所（養護老人ホーム）による生活支援スキームを確立する。 ③認知症等高齢者を精神科医療機関で支援できるスキームを確立する。 ④濃厚接触者を移送できる事業者と単価契約を締結する。 ⑤感染による人材が不足する施設に県から人材を派遣できるスキームを構築する。	①新型コロナウイルス感染症対策について、保健所、医師会、介護支援団体連絡会及びその他の関係団体等との意見交換を通し、コロナ感染の影響で高齢者の生活等に影響が生じる課題を把握する。 ②課題解決に必要な調査を実施する。 ③課題の解決案や協力が必要な団体を課内等で検討する。 ④課題解決に協力が必要な団体と、解決に向けた調整会議を実施する。 ⑤目標達成に必要であれば契約や協定を締結する。	未達成	①【達成】：訪問看護の応援スキームは、那覇市医師会と訪問看護ステーションの協力により確立済み。 ②【達成】：課内コロナチームで検討し、状況に応じたフローを共有。養護老人ホーム管理者等との調整を経て、濃厚接触高齢者の受入体制を構築。実際に12月に在宅濃厚接触高齢者を養護老人ホームへ措置実施。 ③【未達成】：認知症等がある濃厚接触高齢者の受入れについて精神科医療機関に問い合わせしたが、調整の結果、受入依頼時の空き病床の状況等により相談・調整するまでに止まり、スキーム確立までに至らなかった。 ④【達成】：市内にあるタクシー事業者（2社）と濃厚接触者の移送に関する覚書を締結した。 ⑤【達成】：介護サービス事業所で人材派遣が可能な事業所リストや、派遣可能な事業所情報を沖縄県から提供を受け、感染事業所からの要請があれば、出向契約等にて派遣可能となる枠組みを準備できた。 ・新型コロナウイルスの影響は次年度以降も続くことから、濃厚接触高齢者の支援ができる体制構築に向けて、関係機関との連携を図る。
---------------------------	---	----	-----------------------	--	--	-----	---

福祉部 チャージ がんじ ゅう課	4	56	地域包括ケアシステムの充実	評価指標 1： 地域包括支援センター 地域包括支援センターにおける地域ケア会議開催数：72 回 評価指標 2： 市レベルにおける地域ケア会議開催数：1 回	コロナ禍のなかで、可能な範囲で 18 か所の地域包括支援センターが圏域における地域ケアマネジメント支援会議、日常生活圏域地域ケア会議の開催を行う。併せて市としての課題を抽出、地域包括ケアシステム庁内推進会議の充実・連携を図り、地域ケア会議や地域包括ケアシステム推進会議から出された課題、対応策について第 8 次なはし高齢者プランに反映させる。	未達成	【未達成】コロナの感染拡大のため、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等があり、包括支援センターにおける地域ケア会議の開催ができず、目標に達しなかった。 (目標 72 回⇒令和 2 年度実績 41 回) 【達成】市レベルにおける地域ケア会議 高齢者プラン策定のための庁内推進会議・幹事会(2 回)分野別部会 介護予防 4 回(特定健診課・チャージがんじゅう課・国保課) 住まい 2 回(まちなみ整備課、チャージ課) ・指標 1 については、コロナの影響で開催できない部分もあるが、Zoom 開催などの開催も検討していく。 ・指標 2 については、庁内の分野別部会を充実させつつ、年 1 回は庁内推進会議において、報告できるように早めに計画をたてる。
福祉部 チャージ がんじ ゅう課	6	59	第 1 号被保険者保険料の未収金対策	介護保険料について、現年度分収入率 97.0%以上、滞納繰越分収納率 14.0%以上をそれぞれ確保する。	未収金対策として、給付制限等による納付喚起、効率的な電話督促、口座振替の推進を行うとともに、会計年度任用職員である収納推進員を活用し納付の督促に取り組む	達成	・出納期間終了までの数値結果で、現年度分は前年同様、達成となった。滞納繰越分についても達成となっている。 ・新システム導入ですべての納付書でコンビニ収納が可能となったことで、徴収率も大幅に上昇し、業務効率も上がっており、今後は差押えの実施も含め更なる徴収率アップを目指していく。
福祉部 障がい 福祉課	3	58	障害福祉サービス及び児童通所支援の支給決定のスピーディー化(支援審査G)	障害福祉サービス及び児童通所支援の新規申請受付から支給決定までに要する期間について、2 か月以内の決定率を 80%以上とする。	1) 年 10 回程度勉強会を開催し申請から認定調査、審査会、支給決定までの事務効率化及び職員のスキルアップを図る。 2) 障害福祉サービス等の実施については、計画相談支援事業所との連携が重要となることから、事務効率化や運用改善を随時検討していくため、計画相談事業所連絡会に年 2 回参加するなど情報収集に努める。	達成	・令和 3 年 3 月 31 日現在、2 月以内で支給決定した割合が 85.1%であった。 ・高い水準で目標を達成できていることから、今後もこの水準を維持する。
福祉部 障がい 福祉課	5	58	日常生活用具支給手続きの迅速化(給付 2G)	日常生活用具の申請受付から支給決定までに要する期間について、14 日以内の決定率を 90%(前年度 85%以上)とする。	1) 支給決定マニュアルを順次整備し、年度末までに完成する。 2) 月 1 回の勉強会開催し、業務の課題を共有しながら職員のスキルアップをはかる。	達成	・令和 3 年 3 月 31 日現在、14 日以内の決定率 92.6%で目標達成した。 目標達成に向け 8 月から毎月 1 回の勉強会を開催し、業務の課題を共有し、解決に向け取り組んだ。マニュアルを随時見直し事務作業の効率化につなげた。 ・次年度の新規事業(療育手帳の紙おむつ給付)についても、同程度の高い水準で目標達成できるよう取り組みたい。

福祉部 障がい福祉課	6	56	地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組み（相談G）	年度末までに、地域生活支援拠点等の5つの機能（①緊急時における相談支援、②体験の機会や場の提供、③緊急時の受け入れ体制の確保・対応④専門的な対応ができる人材の確保・養成、⑤地域体制づくり）のうち、1つ以上整備する。	今年度より委託している基幹相談支援センター等機能強化事業の受託事業者担当職員により、週に1回定例会議を開催。今年度は拠点の整備に向けて重点的に取り組むこととしているため、他市の好事例を参考にしたり事業所からの意見聴取等を行い、本市に適合した拠点の整備に向けて取り組みを進めていく。	達成	・令和2年4月以降、オンラインも交えながら基幹相談支援センター等機能強化事業の担当と週に1回定例会議を開催してきた。その中で拠点整備に向けて協議を行い、「那覇市地域生活支援拠点等事業実施要綱」をある程度整備することができている。また、機能の1つである相談機能の整備に向けて、市内の指定特定相談支援事業所を訪問しその内容を伝え協力依頼を行うとともに、令和2年12月、オンラインにより勉強会を開催した。 ・次年度は引き続き要綱策定に向けて取り組むとともに、緊急一時保護機能・体験機能の実施ができるよう、事業所との調整を行い整備に向けた取り組みを行っていく。
福祉部 保護管理課	1	58	（自立促進）生活困窮者自立相談支援事業の推進	厚生労働省が示す生活困窮者自立支援制度のKPI（目安値（新規相談受付件数、プラン作成件数））を達成する。	①平成28年度に立ち上げた庁内連携推進会議（関係課25課との）への情報提供を通して、更なる生活困窮者の掘り起こし及び相談窓口への誘導を行う。 ②沖縄県、ハローワーク及び社会福祉協会等の他機関と連携し、生活困窮者自立支援制度の周知や公報、相談者への包括的な支援に取り組む。	達成	・令和3年3月末現在で、厚生労働省が示す生活困窮者自立支援制度のKPI（目安値（新規相談受付件数、プラン作成件数））を達成した。 ○新規相談受付件数 目安値：618.5件 実績：7,988.0件 ○プラン作成件数 目安値：309.2件 実績：447.0件 ・新型コロナの影響に伴い、生活困窮者自立支援法に関連する生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金事業の利用が急増していることから、生活困窮者の支援が円滑に行われるよう、自立相談支援機関の強化等に要する予算の確保や業務プロセスの見直しなど、国の動向に注視しつつ適宜対応する。
福祉部 保護管理課	2	59	（返還金業務）返還金徴収の実施	①現年度分の徴収率50% ②滞納繰越分の徴収率4%	保護世帯への訪問調査や保護者との窓口面談等の際に、確実に返還するよう指導を継続して行うとともに、口座振替による納付を推進していく。 法第78条の徴収金については、法第78条の2に基づく保護費との相殺（別途送金）を進める。 相続人の調査を実施し、徴収強化を図る。	達成	・令和2年度の徴収率は、現年度分51.1%、滞納繰越分5.9%で目標を達成した。滞納繰越分も10月に一斉催告を行ったことや口座振替件数の増加により目標を達成した。 ・債権決定後にすみやかに収納に繋げるよう、CWとの連携を強化する。また、口座振替の拡充や保護費からの相殺（別途送金）による徴収強化に努める。

福祉部 保護管 理課	6	56	(職員育成) 職員の人材育成と組織体制の強化	業務に必要な知識や能力の習得を目的に、課内実務研修・他法他施策研修等を年間計画に従い実施する(8回程度)。	・事業の実施方針・統一方針等について、職員全体で共有しその内容を理解する。 ・診断会議や稼働能力判定会議等を活用することで、生活保護行政の適正実施及び組織的な統一性を図る。 ・クレーム対応、リスク管理マネジメントについて、適正保護支援員を活用しケースワーク業務の強化を図る。 ・職員研修所や県等主催の研修について、職員の積極的参加を推進する。 ・年間研修計画に沿って、適宜・適切な時期に必要な研修を実施する。	達成	・新型コロナウイルスの感染予防と対応のため、保護課全体会議、交通安全・自己防衛研修と自立支援研修は中止としたが、一部は班内での研修を実施した。他の研修は日程を見直し実施した。 - 厚生省の研修については中止となったが、沖縄県社会福祉協議会主催のオンライン研修については、新任査察指導員研修、中堅現業員研修に職員の参加があった。 (実施済み研修) - システム研修、新任 CW 基礎研修、リスクマネジメント・庶務研修、新任 CW 実務者研修、他法他政策研修 ・新型コロナウイルスの影響を考慮しながら、臨機応変に研修内容や時期を見直し、必要に即した研修を実施していく。 ・県主催等のオンライン研修については職員の積極的参加を推進する。
福祉部 保護第一課	1	58	訪問活動の確実な実施	1) 全体の訪問実施率 90%以上を目標とする。 2) 全体の面談未実施率 0.4%以下を目標とする。	訪問強化月を 3 ヶ月(8 月、10 月及び 1 月)設定し、担当班長は、各 CW の訪問履行状況を班長会議で報告し、計画に沿った訪問を推進する。また各班長は目標設定までの進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。 今年度は新型コロナウイルスの影響により、訪問活動が限定的となっているところもあるが、目標達成に向けて努力していく。	未達成	・3 月 31 日時点での訪問実施率は 21.4%で、目標達成には相当厳しい状況となっている。また、訪問に加えて電話連絡での状況把握の実施率に関しても 52.5%と低調である。 - 訪問実施率については、新型コロナウイルス感染防止のための訪問自粛の観点からやむを得ない数字だと思う。しかしながら、それに代わるべく電話連絡での状況把握の実施率が低調なのは、ケースワーカーが保護世帯の状況把握の重要性を十分に理解していないためであると思われる。 ・訪問活動や電話連絡での状況把握はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修などを通じて CW に認識させると共に、煩雑化している CW 業務の整理を行い、訪問活動に集中できる体制の整備を図る。
福祉部 保護第一課	2	59	課税調査の適正実施	調査の結果、保護費の返還金が生じたケースについては、年度内(6 月から 3 月まで)に返還決定までの処理を 100%実施する。	担当班長は、班長会議で 6 月以降、毎月班ごとの処理状況を報告し、定められた期限内での事務処理の履行を推進する。各班長は、CW の処理状況を確認し、進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。	達成	・年度内で全ての課税調査処理を実施する事ができた。 ・例年、調査困難なケース、事業所等の協力が得られないケース等については、処理完了までに多くの時間を要するため、年度末までかかってしまう結果となっている。迅速に処理を実施するためには初期調査の段階で、処理困難なケースの選別を適切に行い、優先的に処理ができるような方策を検討する。
福祉部 保護第一課	3	58	生活保護法第 24 条に定められた生活保護開始時期の遵守	申請から決定通知までの期間が 14 日を超えない割合を 48%以上とし、30 日を超えない割合を 97%	課長及び査察指導員は、査察指導票及び申請経過日数チェック表により適切に進捗管理を行う。	達成	・法第 24 条の遵守については、3 月 31 日時点で 14 日を超えない割合が 58.6%、30 日を超えない割合が 99.7%と達成している。 ・生活保護法第 24 条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各 CW に周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施

				以上とする。			し、処理の更なる迅速化を目指す。
福祉部 保護第 一課	4	56	(職員育成) 職員の人材育成と組織体制の強化	業務に必要な知識や能力の習得を目的に、課内実務研修・他法他施策研修等を年間計画に従い実施する(8回程度)。	・事業の実施方針・統一方針等について、職員全体で共有しその内容を理解する。 ・診断会議や稼働能力判定会議等を活用することで、生活保護行政の適正実施及び組織的な統一性を図る。 ・クレーム対応、リスク管理マネジメントについて、適正保護推進員を活用しケースワーク業務の強化を図る。 ・職員研修所や県等主催の研修について、職員の積極的参加を推進する。 ・年間研修計画に沿って、適宜・適切な時期に必要な研修を実施する。	達成	・新型コロナウイルスの感染予防対策や緊急事態宣言を受け、「保護課全体会議」「交通安全・自己防衛研修」と「自立支援研修」は中止せざるを得なかったが、その他の研修については日程を見直しながら実施することができた。 ・厚労省の研修については中止となったが、沖縄県社会福祉協議会主催のオンライン研修については、新任査察指導員研修、中堅現業員研修に職員を参加せせることが出来た。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施するを目標とする。また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CWの立場、安全を守るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部 保護第 一課	5	56	全職員カウンセリング実施	全ての職員についてカウンセリングを実施することにより、職員の健康状態を保つと共に、メンタルヘルス疾患による休職を予防する。	早い時期(5月から8月にかけて)にカウンセリングを実施し、職員に制度について理解してもらい、不調を感じた時にいつでも相談できる体制であることを知ってもらい、メンタルヘルス疾患を予防する。	達成	・早い時期(5月から8月にかけて)全職員のカウンセリングを実施することができた。 ・次年度においても早い時期からのカウンセリングを行っていくが、対象職員の優先順位を工夫する等、より充実したものにしていきたい。
福祉部 保護第 二課	1	58	訪問活動の確実な実施	1) 全体の訪問実施率 90%以上を目標とする。 2) 全体の面談未実施率 0.4%以下を目標とする。	訪問強化月を3ヶ月(8月、10月及び1月)設定し、担当班長は、各CWの訪問履行状況を班長会議で報告し、計画に沿った訪問を推進する。また各班長は目標設定までの進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。 今年度は新型コロナウイルスの影響により、訪問活動が限定的となっているところもあるが、目標達成に向けて努力していく。	未達成	・3月31日時点での訪問実施率は18.9%で、目標達成には相当厳しい状況となっている。また、訪問に加えて電話連絡での状況把握の実施率を加えても47.8%と低調である。 ・訪問実施率については、新型コロナウイルス感染防止のための訪問自粛の観点からやむを得ない数字だと思う。しかしながら、それに代わるべく電話連絡での状況把握の実施率が低調なのは、ケースワーカーが保護世帯の状況把握の重要性を十分に理解していないためであると思われる。 ・訪問活動や電話連絡での状況把握はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修などを通じてCWに認識させると共に、煩雑化しているCW業務の整理を行い、訪問活動に集中できる体制の整備を図る。

福祉部 保護第 二課	2	59	課税調査の適正実施	調査の結果、保護費の返還金が生じたケースについては、年度内（6月から3月まで）に返還決定までの処理を100%実施する。	担当班長は、班長会議で6月以降、毎月班ごとの処理状況を報告し、定められた期限内での事務処理の履行を推進する。各班長は、CWの処理状況を確認し、進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。	未達成	・3月31日時点での未処理が継続ケース1件残ったため、未達成とする。 ・例年、調査困難なケース、事業所等の協力が得られないケース等については、処理完了までに多くの時間を要するため、年度末までかかってしまう結果となっている。迅速に処理を実施するためには初期調査の段階で、処理困難なケースの選別を適切に行い、優先的に処理ができるような方策を検討する。
福祉部 保護第 二課	3	58	生活保護法第24条に定められた生活保護開始時期の遵守	申請から決定通知までの期間が14日を超えない割合を48%以上とし、30日を超えない割合を97%以上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票及び申請経過日数チェック表により適切に進捗管理を行う。	未達成	・法第24条の遵守については、3月31日時点で14日を超えない割合が42.1%で未達成、30日を超えない割合が99.0%と達成している。 ・生活保護法第24条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各CWに周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。
福祉部 保護第 二課	4	56	（職員育成）職員の人材育成と組織体制の強化	業務に必要な知識や能力の習得を目的に、課内実務研修・他法他施策研修等を年間計画に従い実施する（8回程度）。	・事業の実施方針・統一方針等について、職員全体で共有しその内容を理解する。 ・診断会議や稼働能力判定会議等を活用することで、生活保護行政の適正実施及び組織的な統一性を図る。 ・クレーム対応、リスク管理マネジメントについて、適正保護推進員を活用しケースワーク業務の強化を図る。 ・職員研修所や県等主催の研修について、職員の積極的参加を推進する。 ・年間研修計画に沿って、適宜・適切な時期に必要な研修を実施する。	達成	・新型コロナウイルスの感染予防対策や緊急事態宣言を受け、「保護課全体会議」「交通安全・自己防衛研修」と「自立支援研修」は中止せざるを得なかったが、その他の研修については日程を見直しながら実施することができた。 ・厚労省の研修については中止となったが、沖縄県社会福祉協議会主催のオンライン研修については、新任査察指導員研修、中堅現業員研修に職員を参加させることが出来た。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施するを目標とする。また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CWの立場、安全を守るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部 保護第 二課	5	56	全職員カウンセリング実施	全ての職員についてカウンセリングを実施することにより、職員の健康状態を保つと共に、メンタルヘルス疾患による休職を予防する。	早い時期（5月から8月にかけて）にカウンセリングを実施し、職員に制度について理解してもらい、不調を感じた時にいつでも相談できる体制であることを知ってもらい、メンタルヘルス疾患を予防する。	達成	・早い時期（5月から8月にかけて）全職員のカウンセリングを実施することができた。 ・次年度においても早い時期からのカウンセリングを行っていくが、対象職員の優先順位を工夫する等、より充実したものにしていきたい。

福祉部 保護第三課	1	58	訪問活動の確実な実施	1)全体の訪問実施率90%以上を目標とする。 2)全体の面談未実施率0.4%以下を目標とする。	訪問強化月を3ヶ月(8月、10月及び1月)設定し、担当班長は、各CWの訪問履行状況を班長会議で報告し、計画に沿った訪問を推進する。また各班長は目標設定までの進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。 今年度は新型コロナウイルスの影響により、訪問活動が限定的となっているところもあるが、目標達成に向けて努力していく。	未達成	・3月31日時点での訪問実施率は24.6%で、目標達成には相当厳しい状況となっている。また、訪問に加えて電話連絡での状況把握の実施率に関しても52.9%と低調である。 訪問実施率については、新型コロナウイルス感染防止のための訪問自粛の観点からやむを得ない数字だと思う。しかしながら、それに代わるべく電話連絡での状況把握の実施率が低調なのは、ケースワーカーが保護世帯の状況把握の重要性を十分に理解していないためであると思われる。 ・訪問活動や電話連絡での状況把握はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修などを通じてCWに認識させると共に、煩雑化しているCW業務の整理を行い、訪問活動に集中できる体制の整備を図る。
福祉部 保護第三課	2	59	課税調査の適正実施	調査の結果、保護費の返還金が生じたケースについては、年度内(6月から3月まで)に返還決定までの処理を100%実施する。	担当班長は、班長会議で6月以降、毎月班ごとの処理状況を報告し、定められた期限内での事務処理の履行を推進する。各班長は、CWの処理状況を確認し、進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。	達成	・年度内で全ての課税調査処理を実施する事ができた。 ・例年、調査困難なケース、事業所等の協力が得られないケース等については、処理完了までに多くの時間を要するため、年度末までかかってしまう結果となっている。迅速に処理を実施するためには初期調査の段階で、処理困難なケースの選別を適切に行い、優先的に処理ができるような方策を検討する。
福祉部 保護第三課	3	58	生活保護法第24条に定められた生活保護開始時期の遵守	申請から決定通知までの期間が14日を超えない割合を48%以上、30日を超えない割合を97%以上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票及び申請経過日数チェック表により適切に進捗管理を行う。	達成	・法第24条の遵守については、3月31日時点で14日を超えない割合が69.8%、30日を超えない割合が99.5%と目標を達成している。 ・生活保護法第24条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各CWに周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。
福祉部 保護第三課	4	56	(職員育成)職員の人材育成と組織体制の強化	① 新任CW研修、他方施策研修により、CW業務に必要なスキルの習得を目指す。 ② クレーム対応研修、交通安全研修等により、適正で安全に業務を履行する心構えを身につける。	年間の研修計画に基づき、確実に研修を実施する。また研修が必要であると判断された事柄については、随時研修を実施する。	達成	・新型コロナウイルスの感染予防対策や緊急事態宣言を受け、「保護課全体会議」「交通安全・自己防衛研修」と「自立支援研修」は中止せざるを得なかったが、その他の研修については日程を見直しながら実施することができた。 厚労省の研修については中止となったが、沖縄県社会福祉協議会主催のオンライン研修については、新任査察指導員研修、中堅現業員研修に職員を参加せせることが出来た。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施するを目標とする。また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CWの立場、安全を守るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。

福祉部 保護第三課	5	56	全職員カウンセリング実施	全ての職員についてカウンセリングを実施することにより、職員の健康状態を保つと共に、メンタルヘルス疾患による休職を予防する。	早い時期（５月から８月にかけて）にカウンセリングを実施し、職員に制度について理解してもらい、不調を感じた時にいつでも相談できる体制であることを知ってもらい、メンタルヘルス疾患を予防する。	達成	・早い時期（５月から８月にかけて）全職員のカウンセリングを実施することができた。 ・次年度においても早い時期からのカウンセリングを行っていくが、対象職員の優先順位を工夫する等、より充実したものにしていきたい。
健康部 国民健康保険課	2	56	職場研修・職場外研修の推進	・新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、職場内研修または県や国保連合会等が主催する各種研修へ延べ19名（新任職員）以上参加させる。	・職場内において、新任職員向け、スキル習得を目指した研修を実施する。 ・県や国保連合会等が主催する各種研修会については、感染拡大防止を図りながら、必要に応じて参加させる。	達成	・庶務グループ及び給付グループの新任職員4名は国保連合会主催のWeb会議（Zoom）研修を受講。保険税グループ12名及び後期高齢者医療グループ3名においては、当初課内研修や関係団体等が主催する研修に参加予定だったが、新型コロナウイルスの影響により、実施が困難となったため、各グループ内研修を随時実施することに変え、資質向上を図った。 ・課内新任研修は新型コロナウイルスの感染状況により開催の可否を決定する。その他の関係団体の研修も感染防止対策を徹底した上で、新任職員の受講を促し、職員の資質向上を図る。
健康部 国民健康保険課	3	59	国保税（現年度・滞納繰越分）の収納対策の強化	国保税の2021年3月末時点での現年度収納率を88%以上確保し、また、滞納繰越分収納率については17%以上を確保する。	・滞納者への早期接触 ・電話督促の着実な実施 ・差押等の滞納処分の強化 ・電話催告業務の民間企業への委託 ・未申告者への申告案内	達成	・国保税の収納率は、R3.3月末時点の目標を達成し、出納閉鎖時点における令和2年度の目標収納率も達成した。 ※2021年3月末時点収納率 現年度分 88.92% 滞納繰越分 17.31%
健康部 国民健康保険課	4	59	後期高齢者医療保険料（現年度・滞納繰越分）の収納対策の強化	後期高齢者医療保険料の2021年3月末での収納率を現年度分97%、滞納繰越分55%以上を確保する。	・電話督促、催告書送付等を通じて収納率の向上に努める ・悪質な滞納者については年金等の差し押さえを実施する	達成	・後期高齢者医療保険料の2021年3月末時点収納率 現年度分 98.50%、滞納繰越分 64.28% ・引き続き滞納者への早期接触や電話督促などを行うとともに、体制を整備して滞納処分の強化を図る。
健康部 国民健康保険課	5	59	ペイジー口座振替受付サービスの推進	月平均40件以上の新規登録者を確保する。	・国保加入者への口座振替勧奨の徹底 ・市民への周知強化	達成	・令和2年度のペイジーによる口座振替の新規登録者数は、1年間で905件、月平均は約75件となっている。目標の月平均40件以上を大きく上回っている。 ・ペイジーの導入により、収納機会の拡大が図られ、収納率向上にも寄与する。引き続きペイジーによる口座振替勧奨を積極的に進め、口座振替率の向上に努める。

健康部 国民健康保険課	6	58	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民に対する、国の財政支援を活用した国民健康保険税の減免、国民健康保険傷病手当金の支給推進	国保税の減免については、継続した支援が必要なため、遡及申請期限を8月末から年度末まで延長する条例改正を議会へ上程する。また、国民健康保険傷病手当金については、給与補償の観点から、申請受付後、1ヶ月以内に支給を行う。	・市民への周知徹底 ・申請受付からの迅速な処理	達成	・国保税の減免については、条例改正を議会へ上程し、可決。継続した支援に取り組んでいる。国保傷病手当金については、申請受付後、1ヶ月以内に支給を行い、市民への経済的支援を図った。 ○国保税減免 1,907件 243,209,700円（R2年度実績） ○傷病手当金 36件 1,423,461円（R2年度実績） ・次年度以降の国からの財政支援が不明のため、動向を注視し対応していく。
健康部 特定健診課	1	58	特定健診受診率向上（受診者及び未受診者対策）	コロナ禍により、特定健診受診率について、2月末現在で前年度同時期24.7%を上回ることは困難であるため、目標は18%とする。 ・特定健診受診者のリピーター率を60%以上とする。	・受診機会、受診環境の整備拡充、効果的な広報啓発活動 ・国保連合会と連携した治療中未受診者対策事業（トライアングル事業）定着に向けた医療機関訪問 ・65～74歳の前期高齢者への受診勧奨 老人福祉センターや地域包括支援センターとの連携 ・事業所に雇用されている国保加入者の健診データ取り込み定着化に向けた関係機関調整と事業所訪問 ・リピーター率向上に向けて保健指導対象者への確実な受診勧奨を行う ・AI通知の年度前半での発送（7～8月）	未達成	・新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、対象者の健診受診控えや集団健診・まちかど健診の中止、AI通知の延期等と事業への影響が大きく、上半期の受診率が低迷した。そのため、対策として通常の受診勧奨に加え、前年度受診者で今年度未受診者を対象に電話による勧奨を実施したが、目標の受診率達成とならなかった。 - 特定健診受診率の状況としては、令和3年3月時点で19.0%、コロナ禍を考慮した目標値目標達成となった。 ・リピーター率は令和3年度3月時点で38.8%、前年度72.9%より34.1%減で目標未達成となった。 - なお、令和2年度40代50代の働き盛り世代の受診率は令和3年3月現在11.25%である。令和2年度の最終確定は10月となる。 ・新型コロナウイルス感染症流行時においても、対応できる衛生管理体制を構築し、集団健診等の実施することで、健診受診の機会の確保を行う。 - 通常の受診勧奨に加え、前年度受診者に対してのSMSによる勧奨等の新たな手法を取り入れながら受診勧奨を実施し、リピーター率の向上を目指す。 - 健診受診歴のない被保険者に対し、市医師会や各医療機関と協力しながらアプローチし、受診勧奨を行う。

健康部 特定健 診課	5	56	研修会等への参加	職場内研修を実施するとともに、職場外である国や県、国保連合会、南部地区国保協議会などが主催する各種研修へ参加する。(年1回〜コロナ禍のため、研修等が中止となる場合も多いため)	・新任職員研修は課への配属後速やかに実施する。また、国保連合会主催の直接業務にかかわる受診率向上担当者や、保健指導担当者向けの研修に参加し職員の資質向上を図る。(年1回) ・職場内においても、課内会議(2か月1回、健康部に関する情報を随時メールにて送信)、グループ会議の終了後に学習会(年1回程度)を実施。	達成	・課内オリエンテーションは課への配属後速やかに実施。また、国保連合会主催の研修会や都市国保など他市町村との研修において、受診率向上担当者や、保健指導担当者向けの研修に参加し職員の資質向上を図っている。職場内においても、課内会議、グループ会議の終了後に学習会を実施。 ・コロナ禍ではあったが、zoomなど活用し、研修会への参加や勉強会を実施し、職員の質の向上に努めた。また、データ分析により、効果を数値化し、職員のモチベーションアップにも努めた。
健康部 保健総 務課	2	58	那覇市立病院による地域医療の充実	市立病院の紹介率74.0%以上 逆紹介率84.0%以上 (地方独立行政法人那覇市立病院令和2年度年度計画の目標数値)	地域医療支援病院として地域完結型医療を目指し、地域での役割分担、機能分化をより一層推進する。	達成	・2月末現在で紹介率78.5%、逆紹介率97.8%と目標を上回った。 ・地域のクリニックとの病診連携を推進していく。
健康部 保健総 務課	4	56	積極的疫学調査に係る職場研修の実施	第2波の襲来前に全庁の保健師に対し、研修を実施する。	受講率90%以上を目指し、受講しやすいように本庁及び保健所において各1回実施する。	達成	・7月7日に保健所所属の保健師24名、同月13日に本庁等所属の保健師36名(育児休業等を除く。)を対象に積極的疫学調査の研修を実施した。受講者数は、7日実施分が24名で受講率は100%、13日実施分が32名で受講率88.9%。全体で56名受講で受講率93.3%。 1月26日に事務職向け研修を実施。対象者12名中11名受講。受講率91・7% ・今回の研修を活かし、現場での研鑽を積むことで、職員個々のスキルアップを図る。
健康部 健康増 進課	1	58	10月より定期接種となるロタウイルスワクチン予防接種を円滑に実施	10月開始までに関係医療機関と委託契約を結び、対象者への通知も行う。	医師会や医療機関との契約を9月中に結ぶ。初回対象者への通知を9月下旬には送付する。	達成	・医師会との調整で委託料を決定し、契約変更をおこった。9月末から対象者への通知もおこなっておりスムーズに事業実施している。 ・対象者への通知を確実に行う。
健康部 健康増 進課	2	58	成人男性の風しん予防接種事業(第5期)を実施	抗体検査の受診者数を2,000人以上	対象者への個別通知、ホームページや広報誌等による周知・啓発を行う。商工会議所と連携して職場健診等と同時に受けてもらう。	達成	・令和2年度実績2,844件の受検(抗体検査数) ・最終年である令和3年度は未受検者全員にハガキによる勧奨をおこなう。

健康部 健康増進課	3	58	特定検診課との統合を滞りなく実施	年度末までに改修工事を終え、グループ編成、座席配置等を定める。引っ越しについては4月末～5月上旬予定。	定期的に調整会議を行い、課題を一つずつ潰し、年度末までには統合ができるようにする。	達成	・1月に健康増進課の場所移動を行い、電話・パソコンの配線工事を完了。旧特定検診課の保健所への移動は5月1日実施。 ・予算管理等は、当面従来の体制を維持し業務を行いながら課題を見つけ改善をはかる。
健康部 健康増進課	4	58	学齢期等へのむし歯予防対策の実施	歯磨きやフッ化物洗口実施校を年度末までに新規で3校行う	校長会への説明、実施見込みのある学校への説明及び実施支援。	未達成	・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から説明会等は実施に至らなかったため、歯みがき教室やフッ化物洗口の新規実施校は0校であった。 ・学校教育課と連携して、教職員説明会や保護者説明会を開催し、フッ化物洗口の新規実施校の拡充に努める。
健康部 地域保健課	1	58	乳幼児健診受診率の向上	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて、乳幼児健診を実施する。 R29月からともかぜ振興会館にて健診会場を移動し、スムーズな運営ができるようにする。	・安全に安心して受診できるよう、乳児健診（前期、後期）は、個別委託で実施する・医療機関への説明、医師会への説明を実施、委託契約を行い、前期は6月、後期は9月からスタートできるようにする。 ・ともかぜ振興会館での実施に向けて、指定管理者との事前調整を行う。必要物品、備品などの計画的購入と準備。市民への周知の徹底。 ・コロナ対策の徹底 3密を防ぐ工夫、体温チェック等	達成	・新型コロナウイルス感染症の影響により、4月、5月、8月、の3か月間、乳幼児健診が中止となった。 ・乳児前期は、6月から、後期は10月から個別委託健診を実施することができ、コロナ禍においても健診受診の保障ができた。 ・1.6健診、3歳児健診については、計画通りにともかぜ振興会館に会場を移し、スムーズに運営することができた。受付時間の工夫、非接触体温測定等コロナ感染予防にも対策を講じた。 ・引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて実施する。 コロナ禍の影響で受診率が低下していることから、母子保健推進員との連携を図り未受診訪問等対策に努める。
健康部 地域保健課	3	58	親子手帳交付の実施により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に繋ぐ。	コロナ禍の影響を受け、不安が高まっている妊婦に対して、親子手帳交付を通して、不安の軽減に努め、適切な支援に繋げる。	①窓口交付の際は、感染拡大対策を徹底する。 ②感染拡大防止のため、親子手帳の郵送交付を実施する。 ③コロナ禍の不安軽減につながるよう妊婦向けチラシを作成する。 ④面談及び郵送交付の場合は、アンケートにより支援が必要な妊婦を把握し、保健師等へ繋ぐ。	達成	①窓口交付の際は、アクリル板の設置、手指消毒、体調確認等の対策を講じて実施した。 ②4月から郵送交付を実施。約6割は、郵送交付であった。 ③R2.10月にチラシ作成し、窓口及び郵送時に送付を行い、不安軽減に努めた。 ④R2年度に妊娠届出時間診票から把握した支援を要する妊産婦は、2,847件のうち1,085件（38.1%）で保健師等の支援につなげることができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、親子手帳交付時の全数面談実施が困難となり、支援を必要とする妊婦の早期発見、早期対応が引き続き課題である。

健康部 生活衛生課	1	58	HACCP（自主衛生管理）導入に向けた事業の推進	・事業者向けアンケートの実施(500件/年) ・事業者向け講習会の実施(6回/年) ・普及状況実態調査の実施(150件/年) ・普及推進会議の開催(2回/年)	事業実施実施に係る関係機関との委託契約締結する	未達成	・実施計画に基づき、関係機関との連携により概ね達成であるが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、BCP（業務継続計画）が発令されたことから、一部（普及状況実態調査未実施）未達成となっている。 (実績) 事業者向けアンケートの実施(1150件/年) 事業者向け講習会の実施(6回/年) 普及状況実態調査の実施(未実施) 普及推進会議の開催(2回/年) ・次年度も引き続き、実施計画に基づき、関係機関との連携し、市内食品等事業者に自主衛生管理を推進する。また、e-ラーニング等の学習環境を整備する等オンライン(非接触型)講習会の開催を検討する。
健康部 生活衛生課	2	58	「那覇市生活衛生監視指導計画」の策定及び実施	生活衛生営業関係施設の業種別目標監視の実施 興行場:5件、旅館業:100件、公衆浴場:20件、理容所:20件、美容所:70件、クリーニング所:20件、水道施設他:40件、ビル管法関連:30件、住宅宿泊事業法関連:100件 総計:405件	当該計画に基づき、各営業施設の実態把握を踏まえ、年間を通して効果的かつ効率的に監視指導を実施する	未達成	・興行場3件、旅館業95件、公衆浴場13件、理容所5件、美容所65件、クリーニング所25件、水道施設他11件、ビル管法関連11件、住宅宿泊事業法関連187件。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、BCP（業務継続計画）が発令されたことから、監視業務が一時中止となり、クリーニング所、住宅宿泊事業法関連以外が未達成となっているが、年度末までに可能な限り目標に近づけていく ・引き続き、同感染症の流行に伴う、県や本市の危機管理対策本部の動向を確認しつつ、関連施設の監視指導を行っていく。
健康部 生活衛生課	3	56	食品収去検査における業務管理体制の確立	業務管理体制を確立し、コンタミネーション等の試験室内事故の発生を年間10件以下とする	・職員の検査技術の習得及び練度向上を図るため、県内外の研修会に出席する ・精度管理に係る実施検証を踏まえたGLP(試験検査業務の適正管理運用基準)に基づき実施する	達成	・試験室内事故の発生は無く、外部精度管理による検査精度の結果も良好であった ・検査技術の維持向上を図るため、積極的に研修会等に出席する

こども みらい 部 こ ども政 策課	1	58	21-1 就学前の教 育・保育の量の確保と 質の向上 ①第2期那覇市子ども 子育て支援事業計画に 基づく施設整備及び利 用定員等の調整 ②樋川みらいこども園 の公私連携型移行 ③コロナ禍における保 育士確保に向けた取組 の強化。	①計画に基づく施 設整備の実施、地 域の実情に応じた 施設毎の利用定 員、利用調整定員 の調整の実施 ②樋川みらいこど も園の公私連携型 移行にかかる部内 方針の決定 ③コロナ禍におけ る保育士確保事業 の実施	①計画上の地域区分を整理し、不足地域におけ る方策の検討、みらい課、教育保育課と連携し 利用定員の調整を行う。 ②部内調整を実施し、部の方針を決定する。 ③事業者団体、育成団体、マッチング団体等と 意見交換を行いつつ事業の実施に努める。	未達成	①地域ごとのシミュレーションを実施し、次年度に向け1園 の募集を計画済み。地区担当制を首里地区で実施済。利用 定員の調整を園毎に実施。 ②令和5年4月からの移行の方針を決定したが、合理性に 疑義が生じているため、移行時期については令和3年度中 に見直しを要する。 ③事業者団体との意見交換を実施。コロナ感染症対策の一 環として保育施設を見学する事業を中止。 ①年齢別の待機児童を踏まえた園毎の細やかな利用定員の 調整を引き続き行う必要がある。 ③コロナ禍における実施可能な事業を含め、より効果的な 事業の実施について引き続き検討が必要
こども みらい 部 こ ども政 策課	3	58	21-3 放課後子ども 総合プランの推進と地 域における居場所づく りの推進 ①コロナ禍における各 種対策の円滑な実施 ②第2期那覇市子ども 子育て支援事業計画に 基づく待機児童の解消 推進 ③専用施設の設置 ④壺屋児童館機能整 理、緑が丘集会所の指 定管理導入の検討及び 児童厚生員の処遇改善	①コロナ禍におけ る児童館児童クラ ブの支援実施 ②第2期計画に基 づく待機児童解消 のため支援の単位 を増やす。年4ク ラブ8支援 ③実施計画査定済 みの専用施設の計 画通りの実施。	①陽性者が生じた場合の方針の速やかな伝達 や指導を実施し、コロナ関連補助について速や かに実施を行う。 ②支援の単位を増加させるための予算確保や、 運営者の調整等により支援計画を推進する。 ③専用施設整備等について教育委員会と調整 し推進する。	達成	①緊急事態宣言に伴う利用自粛要請等と状況に応じ適宜対 応、通知文書当を发出済み。 ②計画に基づき支援単位、クラブ数の増を実施 ③学校内における専用施設整備について、学校の増改築等 に合わせ実施 ④児童館中1館の直営方針を策定済み。それを踏まえ緑ヶ 丘公園集会所（くもじにじいろ館）の指定管理に向け作業 に着手済み ④久場川児童館（指定管理の辞退）、壺屋児童館（応募者 無し）による2館の直営を適切に行うとともに、児童館全 体の指定管理料の更なる見直しを行うことが必要。
こども みらい 部 こ ども政 策課	5	56	目標達成に向けた組織 体制の確立 ①こどもみらい部にお ける人員不足に対す る考え方の整理（臨時・ 非常勤等） ②組織定員のあり方の 検討	①安定的な人員確 保の検討 ②配置提案と要求	①慢性的に人員が不足している臨時・非常勤に ついて、確保策を人事課と協議するとともに、 新たな職の設置の検討や確保手法を検討する。 ②部内調整及び関係団体との意見聴取等必要 な手続きを経て、組織定数要求及び実施計画の 要求を行う。	達成	・適宜人員の確保に向け、会計年度任用職員の採用や組織 要求を実施した。 ・引き続き業務内容を精査しつつ要求していく

こどもみらい部 こどもみらい課	1	58	21-1 就学前の教育・保育の量の確保と質の向上 イ) 支援事業計画に基づく施設整備及び利用定員等の調整	イ) 地域の実情に応じた施設毎の利用定員、利用調整定員の調整の実施 来年度の待機児童数を減少させるため、育休延長希望者などを正確に除けるよう工夫し、待機児童数を100名以下にする。	イ) 利用調整及び給付の地区担当制をモデル的に実施し、持続可能な園運営となるよう待機児童の解消と施設毎に細やかに定員調整を行う。 各施設の空き状況や地域のニーズを踏まえ、4.5歳児の利用定員を下げ、1～3歳児の定員を上げることができる施設へ積極的に働きかけることで、待機児童数の減少へ繋げる。	達成	- 利用調整及び給付の地区担当制をモデル的に実施した結果、施設運営上の給付状況や細やかな利用調整が可能となっている。 - この事により、待機児童解消に大きく前進することになる予定。ただし、各施設での保育士確保が課題となる。 - 来年度から全地区で担当制を導入する予定。 また、病児保育事業に関しては、施設のない小緑地区への施設設置に取り組む予定。
こどもみらい部 こどもみらい課	2	58	21-4 切れ目のない支援のために様々な支援機能の確立 ア) コロナ禍における子育て世代包括支援センターの機能の充実	ア) LINE 相談件数を対前年度比25%増する。	ア) コロナ禍において、LINE 相談の有用性について、窓口及び市広報媒体を活用し、周知広報を強化し、登録人数を増加させる。相談以外の周知等の便利な広報機能を活用する。	達成	- コロナ禍の中、子どもや家族と過ごす時間が増加したことなどストレスを抱えている方からの深夜などの時間帯にLINE 相談が増えている。 相談件数 R1 年度(8ヶ月): 150 件(1 月あたり 18.7 件) R2 年度(9ヶ月): 254 件(1 月あたり 28.2 件) 約 70%増 - 今後も子どもの貧困対策や子育て支援が求められており、また、こどもの虐待等も未然に防止するためには、相談体制の周知を行い、様々な支援へと繋げることが重要。
こどもみらい部 こどもみらい課	4	57	役所に行かずに必要な行政サービス（保育所入退所受付等）の申込みや施設運営者との双方向でのデータ提供（給付業務等）を実施できる環境整備や導入の検討	令和3年度に実施計画要求又は予算要求が行えるよう、スキームを固め資料を整える。 コロナ禍における「新しい生活様式」の確立のため、保育施設への申込申請などをオンライン化し、また利用施設の登降園システムやそれらを活用した延長保育事業などの実績報告を市への提出資料など利用者、施設、市町村との連動したシステム構築を目指し、財源の目途をつける。	実施計画要求に必要な先進市の資料を収集する。事業者からの提案を比較検討する。 地域未来構想 20 オープンラボを活用し、技術・ノウハウ等を有する企業や関係省庁の支援策など検討を行い、令和3年度からの事業実施に向け、財源の確保（国、県の交付金等）も行う。	未達成	- 財源確保までは至らなかったが、前向きに取り組んだことで、企画調整課が中心となった全庁的なオンライン化への取り組みに繋がっている。来年度からコロナ禍でも入所申し込みがオンラインで実施できるよう取り組んでいく。 - 来年度からコロナ禍でも入所申し込みがオンラインで実施できるよう取り組んでいき、市民への利便性の向上につなげていく。

こども みらい 部 子 育て 応援 課	1	58	児童手当及び新型コロナウイルス感染症影響対策の臨時給付金の円滑な支給	子育て世帯に対する臨時特別給付金支給を、国の目途である6月末までに実施する	新規事業化（補正予算対応）、システム改修、市民向け制度周知、公務員受給者の処理（申請受付、審査、認定）、交付金支給、国補助金申請手続き	達成	・ 市民向けの給付金支給手続き及び国の補助金申請手続きはスケジュールどおり実施した。国補助金について、年度末の実績報告、補助金受け入れについても滞りなく行った。
こども みらい 部 子 育て 応援 課	2	58	新型コロナウイルス感染症影響対策の臨時給付金の円滑な支給	①本市の単独事業である「那覇市ひとり親世帯・子育て支援臨時給付金」支給を5月中に実施する ②ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の、児童扶養手当受給者への支給である基本給付の支給を、国の要請に合わせ8月中に実施する	①新規事業化（予備費対応）、給付金支給 ②新規事業化（予備費、補正予算対応）、システム改修、児童扶養手当・現況届に併せての処理（申請受付、審査、認定）、対象者向け制度周知、交付金支給、国補助金申請手続き	達成	①について、想定スケジュールどおり実施した。 ②について、市民向けの給付金支給手続き及び国の補助金申請手続きはスケジュールどおり実施した。国補助金について、年度末の実績報告、補助金受け入れについても滞りなく行った。
こども みらい 部 子 育て 応援 課	3	58	ひとり親支援の充実	①指定管理者の指定について11月定例会へ提案 ②ひとり親家庭等に対する各種相談件数の前年度比で増加（通年）	①指定管理業者の選定について、部会開催等選定手続きの実施（通年） ②各事業の周知等を通じて、各種相談に応じる	達成	①について、想定スケジュールどおり実施した。 ②について、各事業の周知を通じ、コロナ禍の下で各種相談件数は増加傾向にある。 ※各種相談件数：令和元年度 1,772 件→令和2年度 2,354 件 ・ コロナ禍の下で、支援が必要な人に支援が届くよう、制度周知の充実、相談窓口機能の充実を図っていききたい。
こども みらい 部 子 育て 応援 課	4	58	医療費助成の充実	1年間の現物給付結果の検証に基づく精度の高い積算と市長等との調整の実施	1年間の影響等の考察と関連市町村のデータ等を収収し、検証する。議会等の時期を捉え、市長等と時宜に応じて調整を行う。	達成	・ こども医療費現物給付による対象年齢の拡充等に関する計画を作成し、11月市議会定例会において、市長が令和4年4月の制度拡充を表明した。また、システム改修の令和3年度予算への計上及び懸案である国保ペナルティの試算に関して、庁内関係課部署との調整を行った。 ・ こども医療費の拡充に伴い母子父子医療の制度にも変更が生じる。 業務遂行に必要な人員等確保しつつ、今後も情報収集、県や他市町村及び関係機関との連携を図りながら、医療費助成事業の充実を図っていく。

こどもみらい部 子育て応援課	5	56	コロナ禍における要支援世帯への支援の充実	①要支援世帯の定期的な見守り体制を構築する ②育児支援家庭訪問事業の訪問延べ件数の前年同等の実施（通年）	①学校や保育園、保護管理課や教育相談課の支援員など日常的に子どもの見守り等を行っている関係機関と見守り・報告などの役割りや手法等を協議する。 ②校長会等を通じた説明、子ども教育保育科主催の保育所・こども園職員向けの研修等実施 ③子育て世代包括支援センター関連3課の連携	未達成	①について、厚労省の「見守り強化アクションプラン」に基づき、関係機関へ支援を要する子どもの情報を共有し、定期的な見守り・支援を行った。 ②について、こども教育保育課主催の保育園・こども園管理者向け研修会や小中学校の教育相談支援員の勉強会の講師を行い、虐待予防に関する対応について普及啓発を行い、支援の質の向上に努めた。 ③について、育児専門支援員が対象世帯へ直接電話をしたり、関係機関と連携を図るなどし、養育状況の把握や見守りに努めた。また、子育て世代包括支援センター庁内関連課（こどもみらい課、こども子育て教育課）との連携会議を行い、特にコロナ禍における養育状況の問題・課題の共有を行った。コロナ禍により訪問延べ数は減少し、目標は未達成となる見込み。 ※訪問延べ件数：令和元年度 2129 件→令和2年度 1679 件 ・コロナ禍において虐待相談件数が増加傾向にある。 本市でも、求められる役割を果たせるよう、引き続き体制整備に努めたい。
こどもみらい部 こども教育保育課	1	56	新型コロナウイルス感染症対策の実施（就学前の教育・保育の量の確保と質の向上）	ガイドラインの策定と改正及び対応の実施。各種補助事業の年度内の実施。	国県の通知等に基づきガイドラインを策定し、市内の発生状況に応じた改正を行う。補助事業等を国の通知等に基づき年度内に実施する。	達成	①6月に「那覇市こども園等における感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を策定した。その後、国県の動向や同感染症の流行状況等を勘案し、7月と12月に同ガイドラインの改定を行う等、状況に即した対策を行った。 ②感染症対策事業の実施にあたっては、全園分について、国庫補助金を活用し、財政負担の軽減を図りながら、予定のとおり年度内の執行を行った。 ①次年度も国県の動向や同感染症の流行状況等を勘案し、同ガイドラインの改定を随時行う等、臨機応変に対応する。 ②感染症対策事業の実施においても国県の動向を適宜把握し、引き続き国庫補助金の活用を図り、全園で実施する。

こども みらい 部 こ ども教 育保育 課	2	56	コロナ禍における私立 施設への助言、指導の 実施（就学前の教育・ 保育の量の確保と質の 向上）	・私立施設の感染 症対策の支援と発 生状況に応じた対 応の実施 ・特定教育保育施 設及び特定地域型 保育事業者への確 認監査（集団指導、 実地指導）、認可 外保育施設への立 入指導の実施	①発生時に保健所との調整を行うとともに、必要な支援を行う。国補助を活用し巡回指導等を実施する。 ②感染症の発症状況に鑑み、確認監査や立入指導の実施計画を例年と違う手法で実施。確認監査はすべて書面審査で指導を行い、認可外保育施設の立入指導は書類審査とし、必要に応じて現場訪問による実施指導を実施。	達成	①同感染症の陽性者及び濃厚接触者が発生した場合、速やかに園及び保健所と連携し、園の臨時休業や保護者への通知等の支援を行った。また、国庫補助金を活用し、市内全ての各就学前教育・保育施設・児童クラブ・児童館 334 施設に感染症対策の専門家等が巡回し、消毒方法等の指導及び相談を業務委託で行った。 ②確認監査については、155 か所について書面審査で指導を行った。認可外保育保育施設の立入指導については、80 か所について書類審査を行い、安全確認や夜間の実施状況確認等があったため、9 か所の実施指導を行った。 ①巡回指導後の新規設置園などについては、専門家による消毒方法等を記録したDVDやパンフレット等を配布し、次年度も引き続き感染症対策の支援を図る。 ②確認監査については 30 か所、認可外保育施設の立入指導については全施設を予定しているが、同感染症の流行状況等を勘案し、書類審査による対応等も検討する。
こども みらい 部 こ ども教 育保育 課	4	59	樋川みらいこども園の 公私連携型移行（就学 前の教育・保育の量の 確保と質の向上）	樋川こども園公私 連携型移行の方針 の決定	部内検討を進め、二役の判断を仰ぐとともに地域及び保護者への理解を得て、方針を定める。	達成	・園や関係課と連携を図り、年度内に方針の策定と職員への説明等を行い、公私連携型へ円滑に移行できるよう取り組んだ。 ・継続して園や関係課と連携を図りながら計画に基づき取り組んでいく。
都市み らい部 都市計 画課	8	58	景観形成地域における 助成金の交付	景観形成地域の建 築物等の助成金の 交付を景観形成基 準の審査及び助成 金交付要綱に従い 交付する。 助成金の活用を促 すために地域への 情報提供（チラシ 配布等）を行う。	景観形成地域において助成金の交付申請のあった建築物を景観形成基準に適合するよう指導・誘導する。 景観形成地域の概要や助成金の内容を周知するためのチラシ等を作成し地域への配布を行う。	達成	・交付申請のあった建築物について、景観形成基準に適合するよう調整し、年度内に 2 件（1,71 千円）を交付した ※首里金城地区及び壺屋地区にて 2 件（2,00 千円）を繰越予定 ※2 月議会で減額補正の議決 ・引き続き景観形成基準に沿った指導・調整を行うことで景観形成地域内の景観向上を図る
都市み らい部 都市計 画課	9	58	公共下水道区域の変更	都市計画変更原案 を作成する。	関連部署との調整を図り、都市計画の変更原案を作成する。	達成	・関連部署との調整を図りながら、変更原案を作成し、都市計画変更の法定手続きを進め、年度内に告示した。 ・市民や事業者等への情報提供等に努めるとともに、下水道課や関連部署とも連携し、都市基盤の整備を推進する。

都市みらい部 都市計画課	10	58	久茂地1丁目2地区の付替広場の整備方針案の作成	付替広場の整備方針案を作成する。	関連部署との調整を図り、付替広場の整備方針案を作成する。	達成	・関連部署との調整を図り、付替広場の整備方針案を年度内に作成した。 ・市民や事業者等への情報提供等に努めるとともに、関連部署とも連携し、本市の目指すまちづくりの目標や当該地域の将来像の共有を図りながら、計画策定に取り組む。
都市みらい部 都市計画課	11	58	用途地域指定・変更基準案の作成	用途地域指定・変更基準案を作成する。	他都市の事例を参考に用途地域指定・変更基準案の内容について調査、検討し、作成する。	達成	・沖縄県の運用方針を基に他都市の事例も参考にしながら、本市の特徴を考慮した用途地域の指定、変更の基準案を年度内に策定する。 ・那覇の魅力と特性を活かした土地利用の誘導を図ることができる基準となるよう、次年度以降も関連部署と調整を行い、更なる内容の充実を図る。
都市みらい部 道路建設課	3	58	沖縄振興特別推進事業の円滑な執行	歴史散歩道整備事業について、年度内に1路線の工事を完成させる。 バス停上屋整備事業について、年度内に2箇所の工事を完成させる。	工事発注スケジュールを作成し管理する。工事発注後は請負業者と定期に進捗確認を行い課題整理を行う。	達成	・歴史散歩道整備事業は、年度内に3路線（交差点部5か所）の工事を完成させた。 - バス停上屋整備事業については、2か所の工事を完成させた。 ・令和3年度は、歴史散歩道整備事業について、識名・上間地区の総合案内板1基及び交差点整備の完成を目指す。また、バス停上屋整備事業については、2基の整備完成を目指す。
都市みらい部 道路建設課	12	58	用地補償業務の効果的な推進	物件補償費算定や土地評価等において課題となっている事項について、その都度調査研究し、全担当職員が容易に活用できるようシステム化した課内マニュアルを更新する。	補償基準等で明確にされていない移転補償等の課題について、補償コンサルタントや沖縄地区用地対策連絡会などの関係機関と連絡調整して改善を図り、課内マニュアルを更新する。	達成	・物件補償費算定や土地評価等において課題となっている事項について、今年度は課内マニュアルの内容を12件更新し、課題改善を図った。 ・今後も、補償コンサルタントや沖縄地区用地対策連絡会などの関係機関と連絡調整して改善に取り組み、用地補償業務を効果的に推進していく。
都市みらい部 道路管理課	6	56	課内業務報告会の開催	職員個々の業務について、1人年1回グループ長会議にて報告会を実施する。	毎週グループ長会議にて、各G持ち回りで職員担当業務や抱えている課題等の報告を行う。	達成	・3月末までに各G職員の業務報告を実施した。 ・引き続き、次年度も今年度同様に実施して行く。
都市みらい部 道路管理課	7	59	那覇市道路占用料徴収条例の改正	那覇市道路占用料徴収条例の改正を行い、令和3年4月1日から施行する。	年度内で例規審、庁議、議会を経て、那覇市道路占用料徴収条例の改正を行い、令和3年4月1日から施行する。	達成	11月議会に上程し、制定した。占用户へ文書等で通知し、3ヶ月程度の周知期間を経て令和3年4月1日施行する。

都市みらい部 道路管理課	8	57	スマートフォン等を利用した市民サービスの向上	スマートフォン等を利用した市民向け投稿サービスについては、平成30年度導入したシステム「なはマップ」（所管：情報政策課）を活用して令和2年度内に課題等を整理し本格運用を目指す。	スマートフォン等を利用した市民向け投稿サービスの本格運用に向けて、部内職員へ周知しシステム上の不具合や利便性の意見（改善点）を確認して課題を整理し、情報政策課と改善に向けた調整を行う。また、試験運用に向けて運用方法やマニュアル（職員、一般）などを検討し令和2年度内の本格運用を目指す。	達成	- 運用上の問題や検討事項を情報政策課と協議し改善点を情報共有している。また、各種マニュアルを整備し、市民が投稿できる環境を整え、年度内に市民向けにサービスを開始した。 - 運用後の課題等を洗い出し、更に市民が利用し易いように改善や工夫できる場所は無いか検討する。
都市みらい部 花とみどり課	1	58	計画的な公園・緑地整備の推進（事業及び用地・補償業務の執行率の向上）	整備工事及び用地・補償業務の執行率（契約ベース）を90%以上とする。	執行会議を適宜開催し、実施状況の課題等の早期検討・改善を図るなど、執行体制を強化する。	達成	- 執行会議を適宜開催し、執行率（契約ベース）が99.0%となり、目標を達成した。 - 沖縄振興公共投資交付金において、予算要望と比較して厳しい査定が続いており、より効果的・効率的な事業進捗を図る必要がある。
都市みらい部 花とみどり課	5	56	工事現場等の安全管理の向上	安全管理・点検等の徹底により災害・事故をゼロにする。	工事安全パトロールチェックリストを活用したパトロール及び対策会議を定期的に実施する。	達成	- 工事安全チェックリストを活用して安全パトロールを実施するなど、適時、工事現場の安全管理について指導を行い、今年度の災害・事故ゼロを達成した。 - 今年度同様にチェックリストを活用し、災害・事故ゼロを目標に取り組む。
都市みらい部 花とみどり課	6	58	羽佐間公園の整備促進	羽佐間公園の遊具、植栽等工事を年度内に完成させ、3月末までに面積約0.5haの供用開始を行う。	工事進捗や現場管理の徹底を図り、年度内完成、供用開始を行う。 R3.2月：工事完成 R3.3月：供用開始	達成	- 羽佐間公園工事の現場監督・関係者との調整等を綿密に行い、遊具、植栽、駐車場等を3月までに完成させたので、年度内に公園管理課へ移管し、供用を開始する。 - 隣接地する安里緑地の未買収用地により整備ができない箇所があるが、用地買収が済み次第、整備を進めていく。
都市みらい部 花とみどり課	7	58	新都心公園の整備促進	新都心公園工事を年度内に完成させ、3月末までに面積約0.5haの供用開始を行う。	工事進捗や現場管理の徹底を図り、年度内完成、供用開始を行う。 R3.2月：工事完成 R3.3月：供用開始	達成	新都心公園工事の現場監督・関係者との調整等を綿密に行い、管理施設等を2月までに完成させたので、年度内に公園管理課へ移管し、供用を開始する。
都市みらい部 公園管理課	3	56	協働によるまちづくりの推進	公園ボランティアとして市民及び企業の2団体以上と締結を行う。	愛護会、自治会及び企業ボランティアの活動状況の紹介など啓発活動を行いボランティアへの加入を働きかける。	達成	- 愛護会を132団体から150団体に増やした（18団体増）。 - 引き続き、愛護会、自治会、企業ボランティアを増やすよう努める。
都市みらい部 公園管理課	4	58	民間活力を活かした公園活性化	漫湖公園活性化事業検討調査の報告書を作成する。	国の補助事業を活用し、関係部署と調整を行いながら、調査を実施する。	達成	- 国の補助事業を活用し、関係部署と調整を行いながら漫湖公園活性化事業検討調査報告書を作成した。 - 次年度は、本年度の調査結果を踏まえ、民間事業者公募に向けた条件等の検討や公園協議会の設置に向けた検討を実施する。

都市みらい部 公園管理課	5	58	公園駐車場の適切な管理	令和3年度から新都心公園及び大石公園の駐車場を有料化（本格実施）できるように、年度内に業者を選定する。	駐車場業者や関係部署と調整を行い、「那覇市公園施設における設置管理許可制度に関する基本方針」を策定し、本格実施に向け条件整理を行い、公募により業者を選定する。	達成	・新都心公園及び大石公園の駐車場有料化に向け業者選定を行った。令和3年度から有料駐車場として本格実施する。 ・漫湖公園（古波蔵側）についても、本格実施に向け取り組んでいく。
都市みらい部 公園管理課	6	56	職員の育成と組織づくり	職場内研修を2回実施する。	課内業務の連携が更に図られ、業務量軽減に繋がるよう、課内研修を実施する。	達成	・会計年度任用職員（3名）に対し、初任者研修を行った（3回）。また、職員に対しては、「ISO」及び「利用者のID登録」研修を実施した（3月2回）。 ・4月に集中する利用者のID登録作業等に向け課員の協力体制等を構築するための課内研修を実施する。又、庁内外の各種研修へ参加し職員力の向上に努める。
まちなみ共創部 まちなみ整備課	1	59	農連市場地区防災街区整備事業の促進	農連市場地区の事業組合（施行者）に対する補助金の諸手続き等を適正に行い、価額確定業務が完了するよう支援する。	事業組合（施行者）と月2回以上の会議を開催し、事業計画及び事業執行状況の把握、補助金の諸手続き等を適正に行うなど、事業の促進を図る。	達成	・事業組合との調整、補助金手続きを適正に行い、価額確定業務の補助金検査を実施し補助金を交付した。 ・事業組合は当組合の解散を令和3年夏頃予定している。事業が円滑に完了するよう引き続き密に調整し支援する。事業に関する書類の整理、保管を適切に行う。
まちなみ共創部 まちなみ整備課	2	59	真嘉比古島第二土地区画整理事業の清算業務	清算交付金において、80%以上の執行を行う。	・相続が発生しており、各地権者毎の相続人を慎重に調べて、対応する。 ・法務局との調整等を行う。 ・権利者に積極的に会い調整する。	達成	・達成水準を上回る清算交付金の100%を執行できた。 ・次年度は滞納者の納付指導を進めながら清算金徴収に取り組む
まちなみ共創部 まちなみ整備課	7	56	職員の人材育成と組織づくりを進める	職員の業務遂行能力の向上を図る。	課内における各グループの役割や職務分担について、課内の勉強会を行う。また、部内職員に向けた業務報告会を開催する。庁内及び県内外の研修等を受講し、その内容について報告会を行い、業務に関連した知識の情報を共有する。	達成	・5月20日に各グループの業務内容などについて課内勉強会を開催した（18名参加）。 ・部内職員を対象にした業務報告会や県外研修については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施できなかったが、コロナ禍の中、県主催の住宅セーフティネット制度説明会への参加や居住支援法人（ホームネット）関連団体が主催するセミナーリモートで受講し、グループ内職員で知識の共有を図るなど、可能な範囲の業務遂行能力の向上に努めた。 ・新型コロナウイルス感染予防対策を実施しながら課内勉強会や各種研修を受講することで、職員の業務遂行能力の向上を図る。

まちなみ共創部 建築工事課	4	58	事業執行率の向上	工事・委託契約登録済執行計画表に登録した市営住宅建替及び各依頼事業の執行率（契約ベース）を年度末で100%にする。	・課内会議を定例で開催して、発注及び進捗状況を把握し、早期の発注を図る。 ・関係部署と綿密な連携により工程管理を行う。 ・不調不落が懸念される案件については、入札参加資格等の要件緩和について関係部署と協議を行い入札しやすい環境を作る。	達成	・工事：30件中20件契約済み 10件は契約依頼済み ・委託：19件中15件契約済み 4件は契約依頼済み ・年度末までに全て契約できる。 ・令和2年度に予定している市営住宅建替及び各依頼事業の執行率（契約ベース）を年度末で100%にする。
まちなみ共創部 建築工事課	5	56	技術職員の育成	調査員又は現場監督員として経験（3年以内）が浅い職員に各種研修等を受講させ技術職員として必要な技術を習得させる。	・日々の業務を通しての技術指導 ・技術研修等への参加 ・優れた建築物等の視察	達成	・コロナ禍の影響で多くの講習、研修会が中止する中、参加可能な講習、研修会に職員を受講させた。主な講習、研修会として、技術向上研修会、新営予算単価と設計料算定説明会、公共建築工事標準仕様書に基づく施工管理講習会、建築物解体工事共通仕様書講習会等である。 ・経験の浅い職員に研修等を受講させる。
まちなみ共創部 市営住宅課	1	58	市営住宅の計画的建替え推進	市営住宅建替事業において、今年度は大名E棟を完成させる。（更新戸数79戸）	建築工事課との連携を図り、補助金交付申請や債務負担行為、国庫請求など適正な事務処理を行う。	達成	・大名市営住宅E棟（79戸）について、順調に工事を行い令和3年1月に完成した。 ・令和3年度は真地市営住宅の旧棟の解体工事に着手する。
まちなみ共創部 市営住宅課	2	59	家賃の徴収率維持	家賃徴収率99%以上	指定管理者、債権回収会社との連携を密に行い、滞納への早期対応、保証人請求の強化を図る。	達成	・令和2年家賃徴収率は99.3%であり、徴収率維持の目標を達成した。 ・令和3年度も指定管理者、債権回収会社との連携を強化し、収納率の維持に努める。
まちなみ共創部 市営住宅課	3	59	市営住宅周辺地域の活性化と建替え資金の確保	大名市営住宅活用用地の処分等の方針案を作成する。	大名市営住宅活用用地の処分等の方針案検討のための調査を行い、検討報告書を作成する。	達成	・現地調査、事業者アンケート、関係者ヒアリング等を完了（1月中）し、3月中に方針案を作成した。 ・引き続き宇栄原・石嶺活用用地の処分に向けた検討を進める。
まちなみ共創部 市営住宅課	4	59	予防保全的な維持管理による市営住宅ストックの長寿命化	市営住宅ストックの適切な維持管理のため、那覇市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、壱川市営住宅外3団地において計画的な改善を行い、長寿命化を図る。	施設を使用しながらの工事となるため、入居者に対する周知等を徹底し、円滑な事業執行を図る。	達成	・壱川市営住宅外3団地の改善予定案件については、説明会等により入居者への周知を図りながら工事に着手しており、那覇市市営住宅ストック総合活用計画に基づく長寿命化が図られた。 - また、国費の追加要望を行い、小禄市営住宅についても一部計画を前倒して改善に着手した。 ・国費の配分状況を踏まえながら、次年度も引き続き長寿命化を推進する。

まちなみ共創部 建築指導課	1	58	那覇市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアルの作成	・実施本部業務マニュアル（案）の作成	・実施本部は災害対策本部の下に設置する。 ・防災危機管理課と調整のうえ、素案作成。（地域防災計画との整合を図る） ・関係機関ヒアリングを経て、本案作成。	達成	・令和3年2月26日に案作成済。
まちなみ共創部 建築指導課	5	58	狭あい道路の整備促進	・2項道路後退済表示板を、年度内に75件以上交付する。	・狭あい道路沿いに建築する建築物全てについて事前協議を行う。 ・助成金制度を活用して事業の促進を図る。	達成	・令和2年度、95件に表示板を交付済 ・引き続き、狭あい道路の促進を図る。
まちなみ共創部 技術総務課	1	56	職員対象の各種研修会の開催	職員の技術向上を推進するため研修会等を年間5回開催する。	各種研修会の業務スケジュールを作成し、経験年数が少ない技術職員を支援する勉強会の開催や国・県等が行う研修会への職員参加を支援する。	達成	・R2.7.10⇒設計積算等説明会（県）1名 ・R2.7.28⇒技術向上研修会（市）11名 ・R2.9.18⇒電子納品保守管理システム研修（市）11名 ・R2.11.10⇒土木積算システム研修（市）10名 ・R2.11.25⇒電子納品CAD操作研修（市）10名 ・R2.12.11⇒発注者支援業務説明会（県）1名 ・建設現場で基本となる安全対策等に関する講習会を企画・継続していきたい。
まちなみ共創部 技術総務課	2	58	那覇市優秀建設工事表彰	那覇市優秀建設工事表彰要綱に基づき、優秀な工事を施工した建設業者を表彰する。	要綱に基づく表彰の対象案件を、関係各課へ推薦書の提出を依頼する。提出された案件の現場及びその推薦内容などの確認や調整を行ったうえで、表彰に該当するか選考委員会に諮る。	達成	・各課からの推薦案件をもとに、選考委員会を10月8日に開催、土木4件、建築5件、機械4件、電気2件の15工事を選定し、10月28日に那覇市長定例の記者会見で那覇市優秀建設工事表彰の発表を行った。 ・今年度においては、コロナウィルス感染拡大防止を考慮し、個別に業者を招き表彰状の授与を行なった。 ・また、11月2日から6日まで優秀工事を紹介するためのパネル展示を1階ロビーにて行ったり、那覇市HPにおいても公表を行った。 ・建設業者の技術力アップに繋がることから継続していきたい。
まちなみ共創部 技術総務課	3	56	建設工事の検査のためのガイドライン素案作成	建設工事の検査業務において、検査員不足に対応するため、技術管理室以外の職員で、検査業務を行うためのガイドラインの素案を作成する。	・技術管理室外の職員でも検査業務に対応できるよう、ガイドライン素案には、検査の視点や流れ、また、書類審査や実地検査など順番などを明記する。 ・さらに、竣工検査チェックリストなど、ガイドライン素案を作成する。	達成	・建設工事の検査のためのガイドライン素案を各分野（土木・建築・電気・機械）ごとに作成した。 ・ガイドラインに則った検査ができる体制を構築すると共に当ガイドラインを周知することで、検査を受ける立場の監督員等スキルアップに繋げていきたい。

まちなみ共創部 技術総務課	4	58	地籍の明確化（認証請求・取得など） ・「港町 1、2 丁目・曙 1、2 丁目」地区については、地籍調査事業の成果に係る認証を取得する。 - また、認証後、法務局へ成果を送付する。 ・「字寄宮・長田 1 丁目・識名 1 丁目」地区については、地籍調査事業の成果に係る認証請求を行う。 ・「字宇栄原・宇栄原 4、5、6 丁目」及び「港町 2（北）、3 丁目・曙 3 丁目」地区については、2 件とも業務委託を発注し、一筆地測量等を行う。	・「港町 1、2 丁目・曙 1、2 丁目」地区は、認証請求添付書類作成要領等に基づき手続きを進める。 - 法務局と成果に係る調整を行う。 ・「字寄宮・長田 1 丁目・識名 1 丁目」は、認証請求添付書類作成要領等に基づき手続きを進める。 ・業務委託発注については、地籍調査費負担金交付要綱や関連法令、要領などに基づき、委託業務を発注する。 ・毎月工程会議を開催し、業務監督を行う。 ・計画工程に沿った実施者検査を実施する。	達成	・「港町 1、2 丁目・曙 1、2 丁目」地区 R2.7.27 業務委託契約 R2.11.17 県から認証を取得 R2.12.15 法務局へ成果図書を送付 ・「字寄宮・長田 1 丁目・識名 1 丁目」地区 認証請求に向け、県、コンサルタントと調整を行い、認証請求の準備を行うことができた。 ・「字宇栄原・宇栄原 4、5、6 丁目」地区 R2.8.18 業務委託契約 復元測量、一筆地調査 ・「港町 2（北）、3 丁目・曙 3 丁目」地区 R2.7.16 業務委託契約 細部図根測量、一筆地測量 ・「字寄宮・長田 1 丁目・識名 1 丁目」地区について県の認証を取得する。認証取得後、法務局に送付する。 - また、「字宇栄原・宇栄原 4、5、6 丁目」地区や「港町 2（北）、3 丁目・曙 3 丁目」地区は、権利者への閲覧業務ができるよう取り組む。
まちなみ共創部 技術総務課	6	56	職員の業務遂行能力の向上 - 窓口業務を習得する。 ・住居表示に関する証明書発行 ・住居表示新規設定の受付及び交付 ・町界町名図の販売 ・地籍調査の成果等の閲覧及び写しの交付	・OJTを実施する。 ・業務マニュアルに沿って業務を行う。 ・課題等について、情報の共有を図り、改善を行う。	達成	・住居表示や地籍調査実施に伴う窓口業務対応の確認を行った。 ・グループ間の情報共有を図ることで、担当職員不在時に適切に業務対応を行った。 - 住居表示に関する証明書発行 - 住居表示新規設定の受付及び交付 - 町界町名に関する問い合わせ - 地籍調査成果の閲覧交付 ・人事異動等もあることから、課内で引き続き OJT を実施し、窓口や電話の市民対応が出来るよう情報共有を行う。
会計管理者 出納室	1	56	書面による金融機関検査への変更 12 月末までに金融機関の書面検査を実施し、終了後は速やかに検査結果を市長に報告し、各金融機関へ通知する。	・金融機関へ検査方法変更を通知 ・書面検査による様式の作成 ・検査を実施 ・検査結果の市長への報告及び金融機関への通知	達成	・6 月に従来の現地検査を書面検査に変更する旨を金融機関へ通知し、7 月に検査様式を作成した。 8 月と 11 月に 2 回に分けて検査を実施し、10 月と 12 月に検査結果を市長へ報告及び金融機関へ通知した。 ・コロナ禍の影響は継続するものと思われるため、社会状況を踏まえた方法で検査を実施する。

会計管理者 出納室	2	56	金融機関検査要綱（または要領）の策定	2 月末までに金融機関検査要綱（または要領）を策定する。	・今後の検査方法及び内容を検討 ・検査時期について金融機関へ意向確認 ・要綱（または要領）の策定	達成	・コロナ禍のような社会状況を踏まえた検査方法を検討し、今後は現地または書面のどちらかの検査を実施することや検査内容等を定めた「指定金融機関等検査実施要綱」を 1 月に策定した。 ・金融機関検査を通して今年度策定した要綱の内容を検証する。
会計管理者 出納室	3	58	適正で円滑な出納事務の遂行	工事請負費等の負担行為の確認及び支払は最優先で行い、支払遅延を防止する。	・「請求書受理から 14 日以内」の支払期限がある前金払を約定している工事請負費や委託料等の負担行為書は、受付日から 3 日以内（休日を除く）に確認・確定処理をし、担当課へ返却する。 ・返却の際は、支出命令書へ支払期限を記載するようメモを添付する。 ・「請求書受理から 14 日以内」の支払期限がある工事請負費や委託料等の前金払の支出命令書は最優先で審査・支払処理をする。	達成	・常に細心の注意を払って出納業務を遂行しているが、その中でも「請求書受理から 14 日以内」の支払期限がある前金払を約定している工事請負費や委託料等の負担行為書は特に意識して取り扱い、受付日から 3 日以内で確認・確定処理ができています。 ・支払についても最優先で審査・支払処理をしている。 ・今年度と同様な取り組みを実施し、スムーズな支払処理につなげる。
消防局 総務課	1	56	新型コロナウイルス感染症対策について	全世界で感染している新型コロナウイルス感染症対策を実施し、感染拡大防止に努め、消防力を維持する。	①感染状況によって、勤務体制の変更等を実施し消防力の維持に努める ②消防庁舎の感染対策を行う ③職員がり患した場合の対応を迅速に行う。	達成	令和 2 年 5 月に『感染症対策に関する行動計画』を策定し、消防力の維持を行った。 また、『感染防止期間における職員の対応』について通知し、職員が感染しないよう努め、り患した場合は迅速な対応を行った。
消防局 総務課	2	56	交替制勤務者の庶務管理システムの構築について	これまで、アナログ（紙）で管理していた出勤簿管理や時間外勤務管理をデジタル化し、電子で一括管理するシステムへ変更する。	①出勤管理を静脈路認証システムへ変更する。 ②時間外申請を庶務管理システムで申請できるよう変則である交替制勤務のシフトを構築する。	達成	富士通 SE 及び本庁人事課と調整を行い、交替制勤務者の出勤簿を電子化及び時間外申請を出来るようにシフト構築などを行った
消防局 総務課	3	56	消防車両整備事業	年度内にポンプ車 1 台、高規格救急車 1 台を整備する。	法制契約課など関係部局と調整を図りながら購入を進める。	達成	・年度内にポンプ車及び高規格救急車を購入し、ポンプ車は安謝出張所へ、高規格救急車は神原分署へ、それぞれ配置した。
消防局 総務課	4	56	（仮称）小祿南出張所の建築	年度内に小祿支所前の土地を購入する。	地主と調整を図りながら実施する。	達成	・令和 2 年 9 月 23 日に土地売買契約を締結した。
消防局 総務課	5	56	（仮称）識名出張所の建設	年度内に（仮称）識名出張所建設予定地の土地を購入する。	年度内に（仮称）識名出張所建設予定地の土地を購入する。	達成	・令和 3 年 2 月 25 日に土地売買契約を締結した。

消防部 救急課	1	58	応急手当普及啓発活動の推進	各関係機関及び市民が目の届く場所へ昨年度作成した「あなたが繋げる生命の輪」カードを配布する。	各関係機関へ配布したカードに印刷された QR コードにアクセスすると消防局 HP の普通救命講習の案内に繋がるため更なる応急手当普及啓発に繋がる。 (1,000 枚)	未達成	応急手当普及啓発に繋げるため各機関へ配布する段取りまでは整えていたが、新型コロナウイルス感染症新規感染者が全国的に急増、県内においても、緊急事態宣言が出される中、関係機関へ訪問ができず、配布ができなかった。
消防部 救急課	2	58	救命講座普及啓発推進事業	応急手当について、自ら学習出来るように救急課で動画及び DVD を作成、必要とする機関へ配布すると共に、那覇市の HP へ掲載する。	応急手当について、自ら学習出来るように救急課で動画及び DVD を作成、必要とする機関へ配布すると共に、那覇市の HP へ掲載する。	達成	コロナ禍で救命講習が実施できない中、5 月に救命動画、標準語(在宅学習用)を作成、また、沖縄の方言・文化を交えて、年齢問わず救命講習を学べる動画(しまくとぅば version)も同年 6 月に作成、那覇市の HP、市民の友、SNS、YouTube で配信中。
消防部 救急課	3	58	予防救急の推進	普通救命講習Ⅲ開催時、受講生へ子供の病気・ケガ対応 BOOK を配布し予防に努める。	本年度開催予定の普通救命講習Ⅲ(7 月から実施 7 回)すべてにおいて、講習終了後に受講生の認知度確認及び普及啓発のため配布する。 (200 枚)	未達成	コロナ禍の中で、集合型の救命講習会の実施は困難なため、リモート講習会を実施しました。また、2 月に公的機関(こども園、公立・公私・子育て支援センター支所含む)を訪問し、子供の病気・ケガ対応 BOOK を配布しました。
消防部 救急課	4	56	救急隊員の教育体制の構築	感染症対策に伴う PPE 脱着訓練実施要領等を 6 月までに作成、年度内 1 回実施する。	那覇市消防救急業務規程及び救急業務における感染症対策要領に基づき、PPE の脱着・消毒要領等各隊実施する。	達成	感染症に伴う要領等の作成は救急課にて完了、救急業務における感染症対策要領に基づき、PPE の脱着・消毒要領等の訓練は、各隊で実施しました。また、新任職員へも同様に訓練を実施しました。
消防局 警防課	1	56	火災戦術及び現場到着時間の短縮による迅速かつ効果的な消防活動に資すると共に密集地警防計画の火災戦術検証のため訓練を実施する。	密集地警防計画に基づき、実災害を想定した火災防御訓練等の早朝訓練を実施して、火災戦術及び消防活動の向上を図り、計画の見直し等が必要なら修正する。	9 月以降に訓練地区を選定して、実施する。(新型コロナウイルスの感染状況等により、実施月及び回数を設定する。)	達成	密集地警防計画の中での計画の見直しや、新規地域の追加等による消火戦術検証訓練を、コロナ感染症に留意した対策を講じながら実施し、消火戦術の向上を目的とした修正を行った。 ※年度内に検証訓練を 3 回実施
消防局 警防課	2	56	複雑・多様化する災害における、主に人命救助に携わる隊員の養成のため、救助隊員教育研修を実施する。	人命の救助に関する専門的かつ高度な知識と技術を習得させるため、救助隊員教育プログラムに沿って研修を実施して、今年度 4 名以上の救助隊員養成を図る。	年明け令和 3 年 1 月から 2 月に 6 日間のカリキュラムを組んで実施する。	達成	若手職員の中から選抜された職員 2 名を目標のカリキュラムで教育及び訓練することで救助隊員資格者として登録した。 ※コロナ感染症対策の一環で、養成職員数を当初の予定より少なく実施した。

消防局 警防課	3	56	東日本大震災など大規模災害の教訓を踏まえ、消防局初動対応の強化及び向上を図る。	大規模災害を想定した警防本部初動対応訓練を実施して、那覇市消防計画等の見直し等が必要なら修正するとともに職員の初期対応の強化を図る。	9月以降に警防本部初動対応訓練を実施する。 (新型コロナウイルスの感染状況等により、実施月及び回数を設定する。)	達成	大規模災害を想定した初動対応訓練を2回実施して、問題点を洗い出した。その内容を初動対応計画に盛り込み改正した。
消防局 警防課	4	56	多種多様化する災害対応や消防法等に基づく任務遂行及び消防局の機能を十分発揮するための規程の整備。	9月までの上半期に現行の消防局警防規程を改正し、波及する各要綱、要領、規定及び消防局消防計画に反映させる。	昨年度未達成となった、現行の警防規程の改正における事務分担を見直して、主幹を軸に改正を行う。	達成	令和2年度内で那覇市消防警防規定を改正し、各要綱、要領、規定を改正に基づいて反映させた。
生涯学習部 中央公民館	1	58	家庭教育力の向上（乳幼児学級、家庭教育学級、親子ふれあい教室の充実）	①新型コロナウイルス禍でも市民へ講座が届けられるように、講座カリキュラムにオンライン参加が可能な回を設ける。 ②乳幼児学級、家庭教育学級、親子ふれあい教室のアンケートによる満足度を各97%以上とする。	①親同士（経験者）や地域の人との情報交換、専門家の意見を取り入れながら、家庭に関する課題解決の為にきっかけを提供する。 ②乳幼児学級は、託児を利用して保護者がじっくり学習したり、大人同士で会話をしたり、体を動かすことができるプログラムとして、子育て中の仲間づくりを促す。 ③父親が参加しやすく、親子で楽しみつつ家庭教育力を向上できる「宇宙の学校」の教材を取り入れた講座を開催する。	未達成	コロナ禍の影響を受け対面講座ができなくなり、オンライン講座へと変更したが、初めてのオンライン講座の開催であり試行錯誤はあったが、これまで公民館講座に参加できなかった夜間勤務の方、事情があって外出が難しい方へ学びを届けることができた。今後は、視聴者として参加する市民を意識しながら、公民館講座を開催していきたい。
学校教育 部 教育研究所	1	58	各学校における情報教育機器の迅速な保守点検・整備	①インストラクター派遣事業を年間80時間行う。②学校からの機器障害対応依頼にはすべて迅速に対応する。③情報機器の修繕や校内LAN等の新設など、計画的に予算計上及び執行を図る。	①校長会・教頭会で事業の活用を呼び掛ける。 ②保守員による即応体制を構築する。③次年度の予算確保に向けて、事前に各学校からの要望を聞き、内容について検討する。	達成	① インストラクター派遣については、校内研修等への派遣要望が年々多くなってきており、一部指導主事の派遣で対応した。 また、GIGAスクール構想の推進に伴いChromebook導入研修を市内小中学校にて行った。研修支援の充実を図ると共に、学校の情報教育の向上に貢献できた。 ② 情報機器等の障害について、研究所職員及び機器の保守管理事業者、さらには関係部署等との連携により、迅速に対応できた。 今後も、障害に対して迅速に対応できるよう関係機関等と連携を図っていく。 ③ 今後も職員間で各学校の状況等を共有し、最適な予算配分、重点執行等を図っていく。

上下水道局 企画経営課	1	59	債券の購入について	年度末までに大口定期預金より利率の高い20年債を購入する。	債券の利率の高い時期に購入できるよう年度当初（4月）に公金管理委員会へ付議し承認を得る。承認後、地方債協会ホームページや証券会社からの情報等を参考にしながら購入時期を決定する。	達成	債券購入について公金管理委員会の承認を得て、地方債協会及び証券会社から利率や新発債の発行時期などの情報をもとに8月に債券を取り扱う各金融機関へ債券提示依頼し、提示のあった金融機関から9月に購入した。
上下水道局 料金サービス課	1	58	公共下水道未接続箇所の普及活動について	接続率の向上に繋げるため、下水道整備済み箇所における未接続世帯への訪問件数300件を目指す。	通常業務として職員と会計年度職員2名1組で1日あたり10件を目安に未接続世帯の調査・普及指導を実施。昨年度から引き続き、環境保全課等との連携により普及訪問活動に取り組む。また、職員による電話・休日訪問で接続指導を実施していく。	未達成	・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、BCP（業務継続計画）が発令されたことから、未達成となっている。（実績） - 一般世帯（汲取り・浄化槽）に対し、文書を発送し普及活動を行った（144件）